甲州市都市計画マスタープラン

甲州市まちづくり基本方針

KOSHU CITY master plan

甲州市都市計画マスタープラン

甲州市まちづくり基本方針

令和２年３月改定
平成21年３月策定

はじめに

近年地方都市においては、交通手段や生活スタイルの多様化により、街が郊外へと移行した市街地拡散型の土地利用形態となり、中心市街地における空洞化、郊外農村地域における開発の影響による営農離れ、さらには、本格的な人口減少・少子高齢化等の社会構造の変化により、住民の生活条件を満たす土地利用のバランスが崩れ本来の機能が果たされなくなってきています。

本市も例外ではなく、人口減少・少子高齢化、市街地の空洞化の解消や農業の後継者問題、産業振興の育成などのさまざまな課題を抱えており、魅力あるまちづくりを推進するため、まちづくりの課題解決に全力で取り組んでおります。

こうした中、甲州市都市計画マスタープランを改定いたしました。本計画は、上位計画である“第２次甲州市総合計画”等の各種計画が策定されたこと、策定から 10 年が経過したことを受け、各分野において多様化した価値観にあった総合的な方針や地域特性を活かした適切な都市機能の集積と土地利用のバランスを効率的に示し、「コンパクト」な「拠点（まち）」と「拠点（まち）」を結ぶネットワーク型のまちづくりを示した計画です。

甲州市らしく快適で魅力あるまちづくりを進めるためには、市民と民間企業と行政が、それぞれの役割と責任をもって、ともに関わり合いながら、協働してまちづくりに取り組んでいくことが重要です。今後も、市民の皆様の積極的な参画をお願いいたします。

結びに、この度の改定にあたりまして、貴重なご意見やご提言をお寄せいただきました市民の皆様、ご審議いただきました都市計画審議会の皆様、並びに関係各位に対しまして厚く御礼申し上げます。

令和２年３月

甲州市長　鈴木　幹夫

目　次

第１章　改定の趣旨と体系

１　都市計画マスタープランとは …… 2
２　計画の位置づけと役割 …… 2
３　改定（見直し）の背景と目的 …… 3
　３－１　改定（見直し）の背景と目的 …… 3
　３－２　改定（見直し）のポイント …… 4
４　都市計画マスタープランの構成 …… 5

第２章　まちづくりの現況・課題

１　甲州市の概況 …… 7
　１－１地勢 …… 7
　１－２土地利用の状況 …… 7
　１－３人口動態 …… 8
２　甲州市の特性 …… 10
　２－１豊かな自然環境と美しい果樹景観を有する都市 …… 10
　２－２広域的な交流の玄関口を持つ都市 …… 11
　２－３歴史に彩られた文化資産が数多く存在する都市 …… 13
　２－４果樹生産と農業を基盤とした産業が集積する都市 …… 15
　２－５災害対策に取り組む都市 …… 16
３　まちづくりの主要課題 …… 18

第３章　全体構想

１　まちづくりの将来像 …… 21
　１－１まちづくりの将来像 …… 21
　１－２将来フレーム …… 21
２　まちづくりの基本的方針 …… 22
３　将来都市構造 …… 23
　３－１都市構造形成の基本的な考え方 …… 23
　３－２目標とする将来都市構造 …… 25
　３－３将来都市構造図 …… 28

第４章　全体構想　―　分野別方針

１　土地利用の方針 …… 30
　１－１土地利用の基本的な考え方 …… 30

１－２土地利用の個別方針 31
２　道路・交通体系整備の方針 37
２－１道路・交通体系の基本的な考え方 37
２－２軸を構成する道路・公共交通の役割 37
２－３道路の個別方針 38
２－４公共交通体系の個別方針 41
３　地域資源＋賑わい交流まちづくりの方針 42
３－１地域資源＋賑わい交流まちづくりの基本的な考え方 42
３－２地域資源＋賑わい交流まちづくりの個別方針 42
４　美しい景観づくりの方針 47
４－１美しい景観づくりの基本的な考え方 47
４－２美しい景観づくりの個別方針 47
５　防災まちづくりの方針 50
５－１防災まちづくりの基本的な考え方 50
５－２防災まちづくりの個別方針 50

第５章　地域別構想

１　策定の目的・地域の区分 54
１－１地域別構想の策定の目的 54
１－２地域の区分 54
２　地域別構想 55
２－１北部地域 55
２－２塩山地区市街地及び周辺地域 59
２－３中部地域 64
２－４南部地域 68
２－５東部地域 72

第６章　実現に向けて

１　基本的な考え方 77
２　多様な制度の活用等 77
２－１都市計画の取り組み 77
２－２個別計画との調整、連携 78
２－３立地適正化計画の活用 78
２－４協働で進めるまちづくり 78
３　本方針の推進と管理 79

※用語解説は、資料編にあります。

第１章

改定の趣旨と体系

1 都市計画マスタープランとは

2 計画の位置づけと役割

3 改定（見直し）の背景と目的

4 都市計画マスタープランの構成

1　都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープラン（まちづくり基本方針）とは、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（都市計画法第 18　条 2）であり、市町村が、地域固有の自然、歴史、生活文化、産業などの特性を踏まえ、地域社会共有の身近な都市計画を重視した中長期的な視点に立ったまちづくりの将来ビジョンを描き、都市計画を先導するためのものです。

なお、甲州市都市計画マスタープランは、都市と自然との関わりや景観、道路網計画など、市全域をまちづくりの視野に入れる必要があるので、計画対象区域は都市計画区域（7,308ha）だけでなく本市全域（26,411ha）として計画します。

2　計画の位置づけと役割

本都市計画マスタープランは、上位計画である「第２次甲州市総合計画」及び「甲府盆地７都市計画区域マスタープラン」等に即し、関連する各種計画との整合性を図り、目指すべき将来都市像、将来地域像を具体的に示すとともに、まちづくりに関わる総合的な施策方針の指針となります。

【計画の位置づけ】

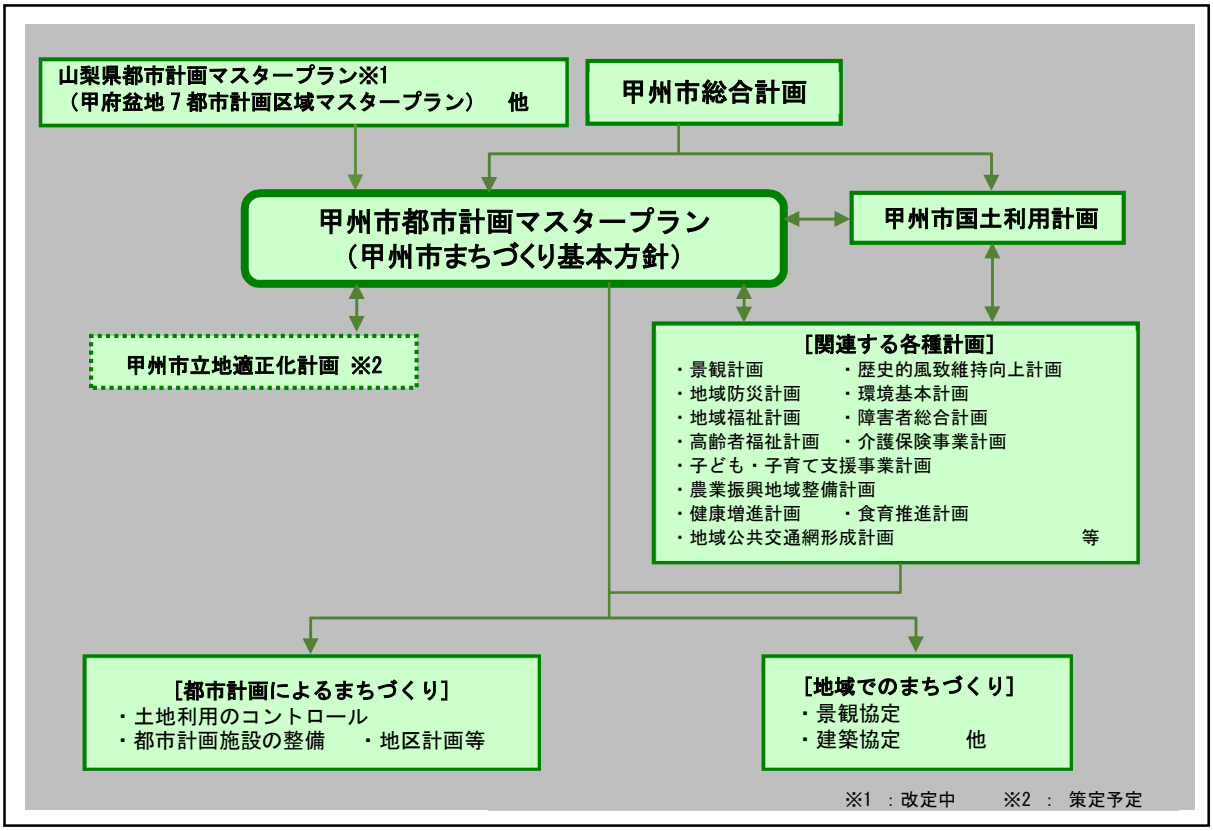

3　改定（見直し）の背景と目的

3－1改定（見直し）の背景と目的

現行の甲州市都市計画マスタープランは平成 21 年 3 月に策定し、豊かな自然・果樹園景観及び地域における固有の歴史、伝統を反映した日々の活動をとおし育まれた文化や美しい景観を守り育て、その魅力を一層高めるため、第 1 次甲州市総合計画、峡東都市計画区域マスタープラン等に即し、本市が有する自然、歴史、文化及びＪＲ3 駅、中央自動車道のＩＣといった交流の玄関口を活かし、風土に根差した、概ね 20 年間の中長期的な視点による「まちづくり」を目指すものです。

現行の甲州市都市計画マスタープランの策定から 10 年が経過し、本格的な人口減少・少子高齢化社会を迎えたわが国において、今後は都市のコンパクト化や交通ネットワークの連携による効率的で持続可能なまちづくりを進めることが重要であるとの方向性が示されています。また、市民のまちづくりに対する価値観は多様化しており、行政が市民の意向を的確に捉えていくことが求められています。

また、10 年の間には、国の推進する「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを促進するための立地適正化計画の策定が推奨されていること、国連採択によるＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）及び東日本大震災を始めとする各種自然災害への対策への取り組みが求められていること、日本農業遺産の認定及び甲武信ユネスコエコパークへの登録等による地域独自の自然、文化等の維持、山梨県都市計画マスタープランの改定、第 2 次甲州市総合計画、景観計画及び歴史的風致維持向上計画等の各種計画が策定されたこと、ぶどうとワインの里構想による宮光園の整備、世界農業遺産の認定及び文化的景観の選定に向けての取り組みを進めていること、更に、情報ネットワークの多様化による社会情勢の急速な変化に対応し、住民が積極的に「まちづくり」を行い、本市が持続的な発展を継続するため改定（見直し）を行うこととしました。

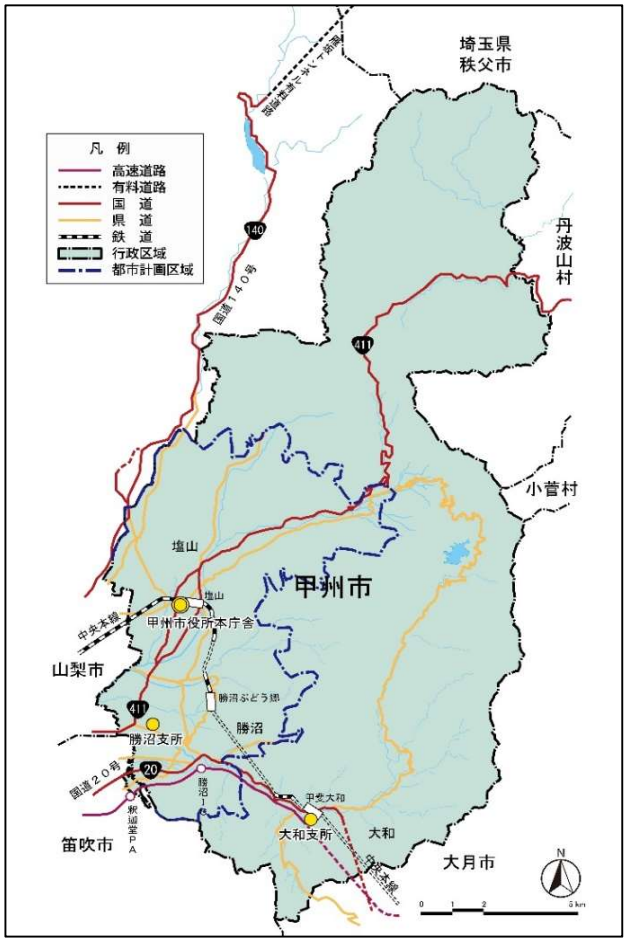

【本方針の対象区域（甲州市全域）】

面積：26,411ha
都市計画区域：7,308ha

３－２改定（見直し）のポイント

（１）分野別方針の分野区分を見直し

本市特有の「景観」の活用及び近年全国的にみられる災害発生状況や防災に対する意識の高まりから「防災」の視点を追加します。

■景観

本市の特徴である果樹園等からなる景観は、産業、観光、文化といった様々な分野において関係が深く、地域の特性を活かした保全・活用は今後も重要性が高いことから、まちづくりにおける一つの視点として方針を示します。

■防災

全国的な自然災害頻発の傾向に対し、本市では近年災害による人的被害は発生していませんが、災害対応の遅れは被害が深刻化することに繋がることから、防災に対する意識づけは重要です。そのため、まちづくりにおける一つの視点として方針を示します。

（２）拠点の設定

地域の特性を活かすための地域別構想を設定しています。

さらに、山梨県都市計画マスタープランが位置づけている地域拠点等を反映するとともに、各拠点の特色を活かし、国の進める「コンパクト・プラス・ネットワーク」を推進します。

■地域拠点

行政、医療、教育、文化、商業等の多様な都市機能のうち、生活圏や経済活動の広がりに応じ複数の都市機能を有し、集約可能な比較的高密度な土地利用を図るエリア

■地区拠点

身近な生活に密接した活動を支えるエリア

※「コンパクト・プラス・ネットワーク」については、P23, P24 を参照のこと。

4　都市計画マスタープランの構成

現行都市計画マスタープラン（平成 21（2009）年３月）の構成

【体　系】	【平成 21（2009）年３月以降のまちづくりの動向○・課題■】
都　市　構　造	■合併して 14 年が経過、地域特性を踏まえた一体的な都市構造の形成
土地利用の方針	■人口減少が進む中においても、土地価格が比較的安価で土地利用規制が弱い郊外の宅地開発の増加 ■人口減少により既存市街地の空洞化による活力が減少することから、都市機能の集約化や拠点性を高める取り組みが必要 ■中心市街地における魅力を高めるための賑わいの創出が必要
道路・交通体系整備の方針	【道路】 ○広域道路網の整備等に合わせた周遊性の高い道路整備（西関東連絡道路の供用開始・国道411号線の拡幅） ■都市計画道路の見直し・整備 ■移動だけでなく複合的に活用できる道路整備
	【交通】 ○デマンドバスの運行及び路線バス網の充実 ■地域間の交流を図る利便性の高い交通ネットワークの推進
都市環境の形成方針	【都市施設】 ■「甲州市公共施設等総合管理計画」等による公共施設の更新 ・統廃合・長寿命化の推進
	【景観】 ○日本農業遺産の認定 ○世界農業遺産、文化的景観への認定に向けての取り組み ○「甲州市景観条例・景観計画」の策定による景観施策の推進
	【歴史・文化】 ○多数の歴史・文化資産を活用したウォーキングイベント ○「甲州市歴史的風致維持向上計画」の認定による歴史・文化資産を活かしたまちづくり ■多様な資源（歴史、文化、自然）を活かしたまちづくり
	【防災】 ■頻発する自然災害等への備え ■防災意識の向上及び体制づくり

都市計画マスタープラン（令和２（2020）年３月）の構成

【まちづくりの将来像】豊かな自然・歴史と文化に彩られた果樹園交流のまち

【将来都市構造】コンパクト・プラス・ネットワーク型

将来都市構造を目指すための留意点

留意点１
・「コンパクト・プラス・ネットワーク」を推進していくために必要な都市構造の役割の明確化

留意点２
・各地域の特性を活かした「拠点」の位置づけ
・特に、コンパクトな市街地を形成するため、用途地域内での機能集約、都市基盤の整備

留意点３
・多極ネットワーク型を目指す道路・交通のネットワークの位置づけ
・「広域」→「地域間」→「地区内」といったレベルに分けた道路・交通計画

留意点４
・住民との協働によるまちづくりを推進するための分かりやすい計画とするため、以下の項目を追加

●歴史の中で形づくられた地域毎の独特な「景観」
●自然災害への意識向上をはかるための「防災」
●様々な「地域資源」を活かした賑わいづくり

全　体　構　想

都市構造
「土地利用の基本エリア」、「拠点」「軸」の３つの要素に分け整理

⇒25 ページ

土地利用
土地利用の骨格を形成する「エリア」、特性を踏まえた「ゾーン」、新たな土地利用の「検討ゾーン」の３つの要素に分けて簡略化して整理

⇒30 ページ

道路・交通体系
道路と公共交通の整備方針を整理

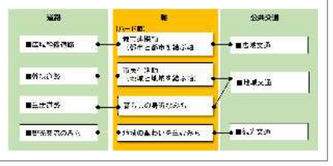

⇒37 ページ

地域資源＋賑わい交流まちづくり
様々な地域資源を活かした「地域資源＋賑わい交流まちづくり」の方針を整理

⇒42 ページ

美しい景観づくり
産業・観光・文化といった様々な分野に関連していることから、保全・活用に向けた取り組みを展開する必要が高いことから、まちづくりにおける一つの視点として方針を整理

⇒47 ページ

防災まちづくり
頻発する異常気象への対応の遅れは、被害を深刻化させるため、防災への意識づけは重要であることから、まちづくりにおける一つの視点として方針を整理

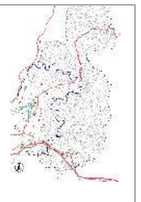

⇒50 ページ

第２章

まちづくりの現況・課題

1　甲　州　市　の　概　況

2　甲　州　市　の　特　性

3　まちづくりの主要課題

1　甲州市の概況

1－1 地勢

本市は、山梨県の北東部に位置し、東京都より 100km 圏内に含まれ、周囲を丹波山村、小菅村、大月市、笛吹市、山梨市、埼玉県秩父市と接しています。

総面積は 26,411ha であり、その約 8 割を森林が占めています。大菩薩嶺をはじめとする山々をはじめ、清らかな水の流れる渓谷、河川等豊かな自然環境に恵まれています。

また、ぶどうや桃等の果樹園は個性豊かな美しい景観を形成し、市街地と山間部に散在する集落が多様な生活圏を有しています。

1－2 土地利用の状況

都市計画区域内では約 3 割が樹園地、約 4 割が山林であり、農林業的な土地利用を含む自然的土地利用が大半を占めています。

【都市計画区域内の土地利用面積】

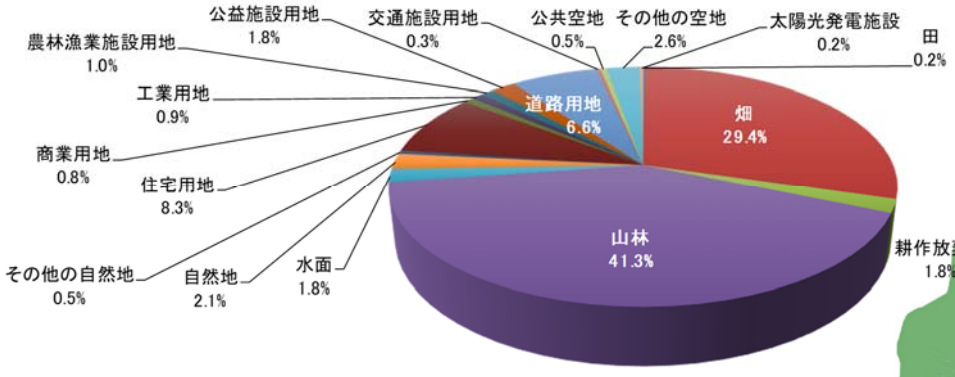

出典：平成 29（2017）年度都市計画基礎調査

【市域全域の土地利用状況】

出典：国土利用計画

１－３人口動態

本市の人口は平成 27（2015）年国勢調査において 31,671 人（年齢不詳 296 人含む）となり、平成 7（1995）年以降減少傾向にあります。

年齢別人口の割合（図①）は、平成 27（2015）年で年少人口（15 歳未満）が 11.8%、生産年齢人口（15～64 歳）が 54.7%、老年人口（65 歳以上）が 33.5%となっています。同年の県老年人口（平均高齢化率）28.4%を大きく上回っています。

経年変化をみると、年少人口及び生産年齢人口は減少傾向にある一方で、老年人口は増加傾向であり、総人口の約 3 分の 1 を占めています。

また、本市の人口密度分布について推計（図②）したところ、全域で人口減少し、特に用途地域における減少が多いことが予想されます（図③）。

【図①　年齢３区分別人口の推移、比率】

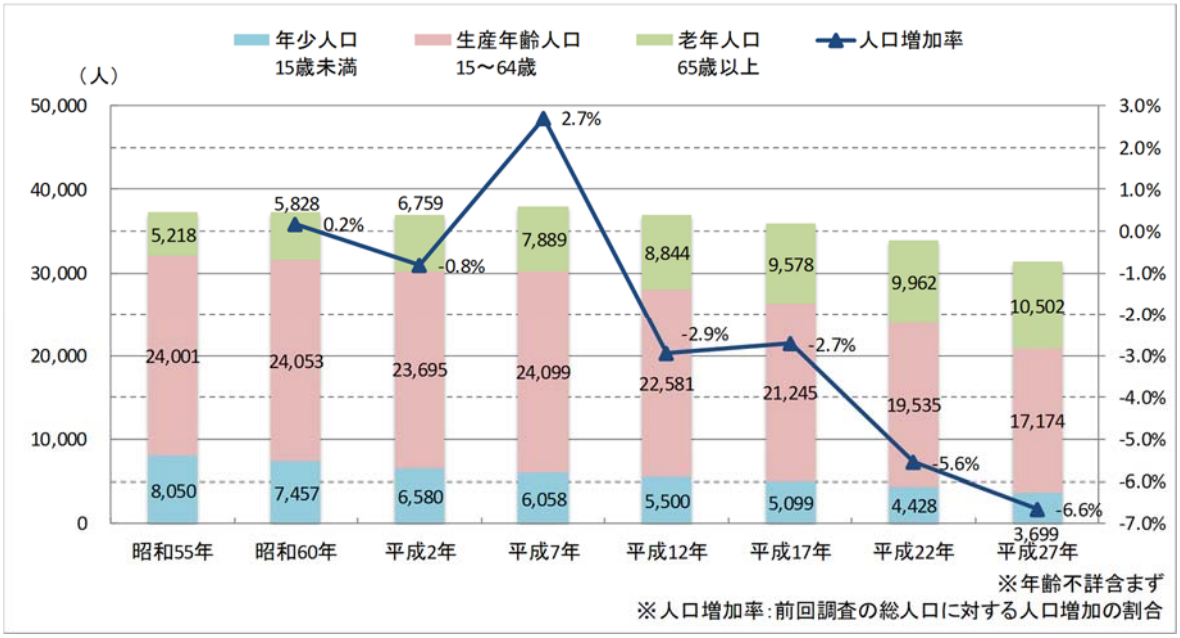

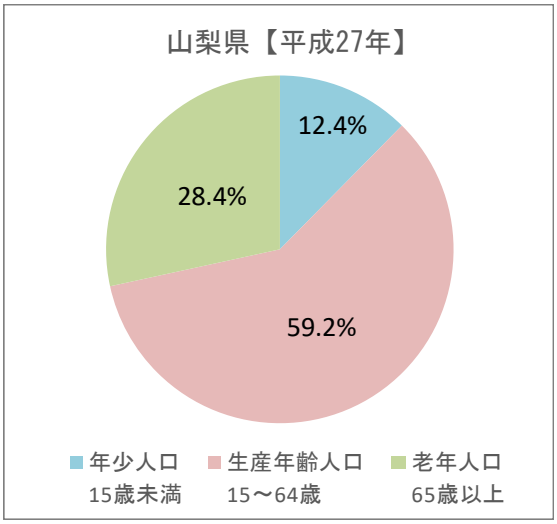

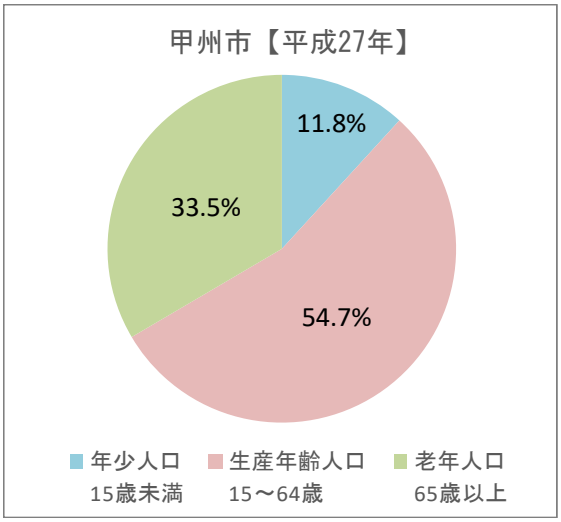

出典：各年国勢調査

【図②　市内人口密度分布の推計（2010 年⇒2040 年）】　　※500mメッシュ

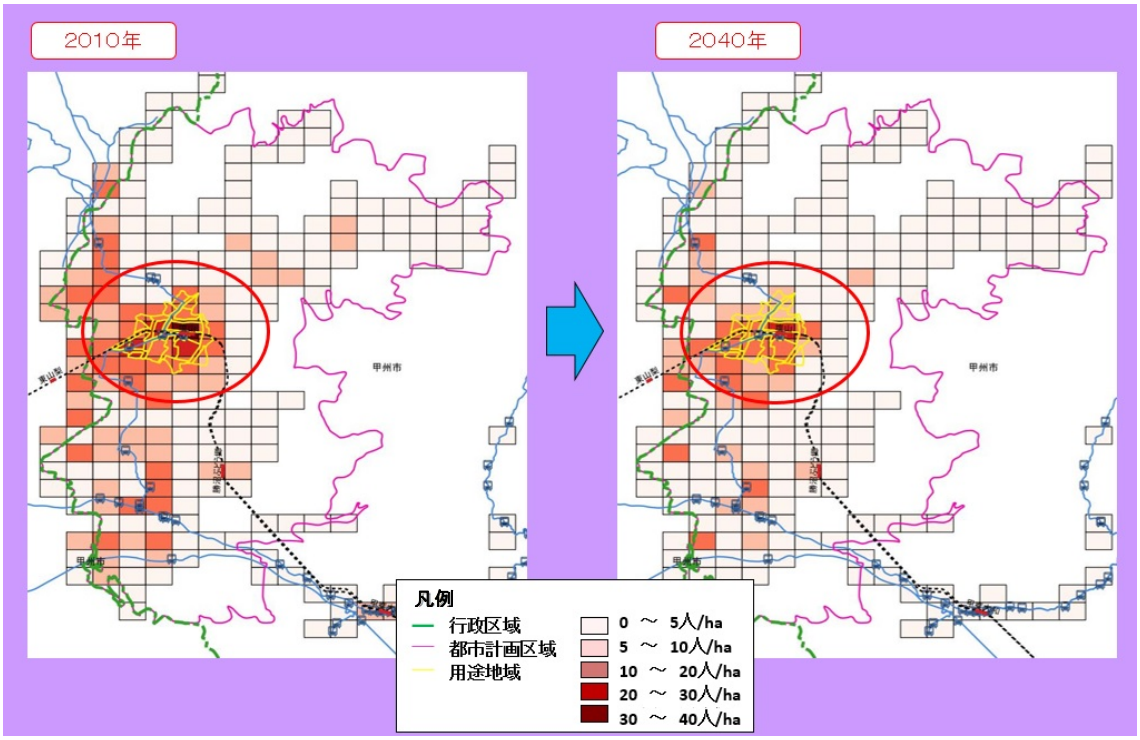

【図③　市内人口増減推計（2010 年⇒2040 年）】　　※500mメッシュ

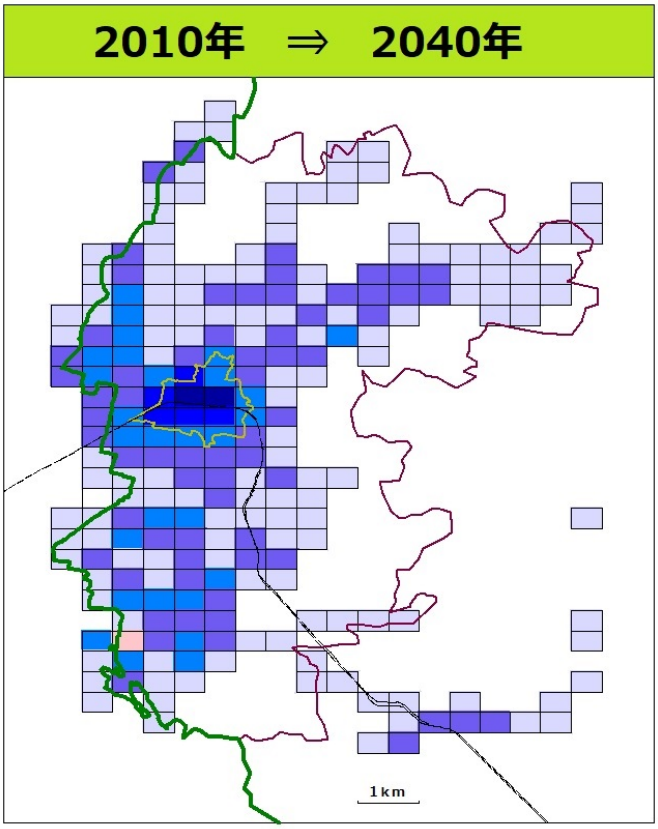

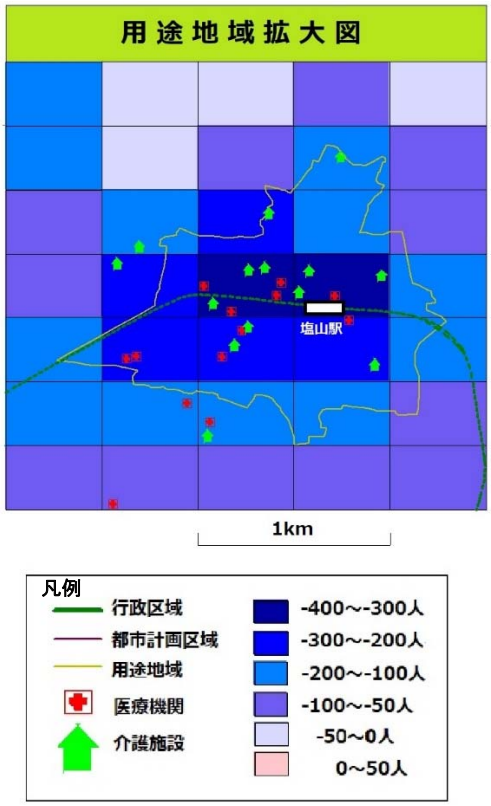

2　甲州市の特性

2－1豊かな自然環境と美しい果樹景観を有する都市

本市は、北東部に大菩薩連峰をはじめとする秩父山系の山並みが連なり、南は山岳部と平坦部との間に重川、日川及びその支流により形成された複合扇状地が広がり、なだらかな斜面に広がるぶどうや桃などの生産性の高い果樹園地域を形成し、集落地が分散しています。

本市の最低地点である重川と田草川の合流地点の海抜は 325m、最高地点である秩父山地の唐松尾山の海抜は 2,109mであり、標高差が 1,784mある地形となっています。

【標高分類図】

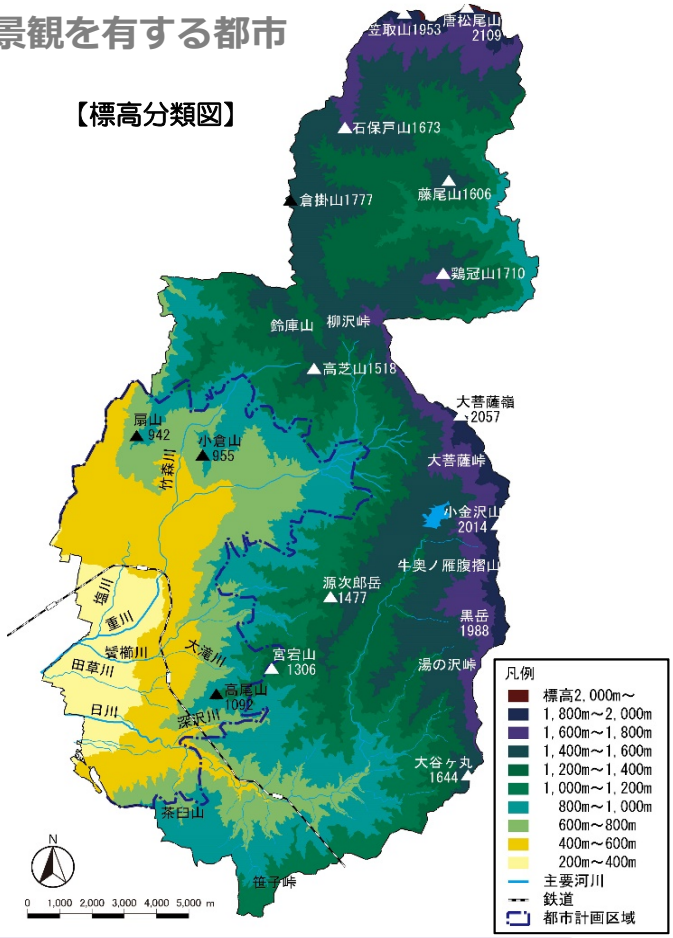

歴史や生活の中で育まれた景観が残されています

・本市の豊かな自然や主要産業である果樹を中心とした農業が、特色のある景観を形成するとともに、歴史ある寺院やその周辺地域で、長い歴史や文化を感じられる街並みや景観が形成されています。

・笛吹川、竹森川、塩川、鬢櫛川、田草川等の大小河川により形成された複合扇状地は、塩の山や勝沼ぶどうの丘周辺の丘陵地などとともに地域固有の地形を形成し、個性ある景観を形成しています。

大藤から見る果樹園

果樹園と混在する居住地

・都市計画区域は、7,308ha（市面積の 27.7%）、用途地域は 235ha（市面積の 0.9%）です。

・果樹園と自然環境にふれあうことのできる宅地が確保され、果樹園と居住地が混在する都市となっています。近年は、郊外に新たな住宅や都市的な土地利用が進行しています。

ぶどう棚の中に点在する宅地

公園やレクリエーション施設が整備されています

・13 箇所ある都市公園は、公園長寿命化計画により於曽公園のリニューアルをはじめとした整備を進めています。

・レクリエーション施設として、スポーツを楽しむことができる塩山ふれあいの森総合公園や、自然を活かしたキャンプ場等が多数整備されています。

２－２広域的な交流の玄関口を持つ都市

本市には、ＪＲ中央本線の塩山駅、勝沼ぶどう郷駅、甲斐大和駅の 3 つの駅と中央自動車道勝沼ＩＣがあり、東京方面及び名古屋・大阪方面と容易にアクセスが可能な地域です。国道 20 号、国道 140 号、国道 411 号が結節する本市は、古くから交通の要衝として多くの人々が広域的に往来し、地域産業を支え、今後は中部横断自動車道の全線開通及びリニア中央新幹線の開業により、日本全国との連携強化が期待される地域でもあります。

道路ネットワークが形成されています

・本市の南部を横断する中央自動車道の勝沼ＩＣは、広域的な移動の拠点となっています。

・幹線道路等として、国道 20 号、国道 140 号、国道 411 号、西関東連絡道路及び県道 15 路線があり、市道は 1,280 路線 延長 414,072ｍとなっています。

・都市計画道路は、10 路線、延長 13,920ｍが決定されており、整備率は約 74％です。

【道路網状況】

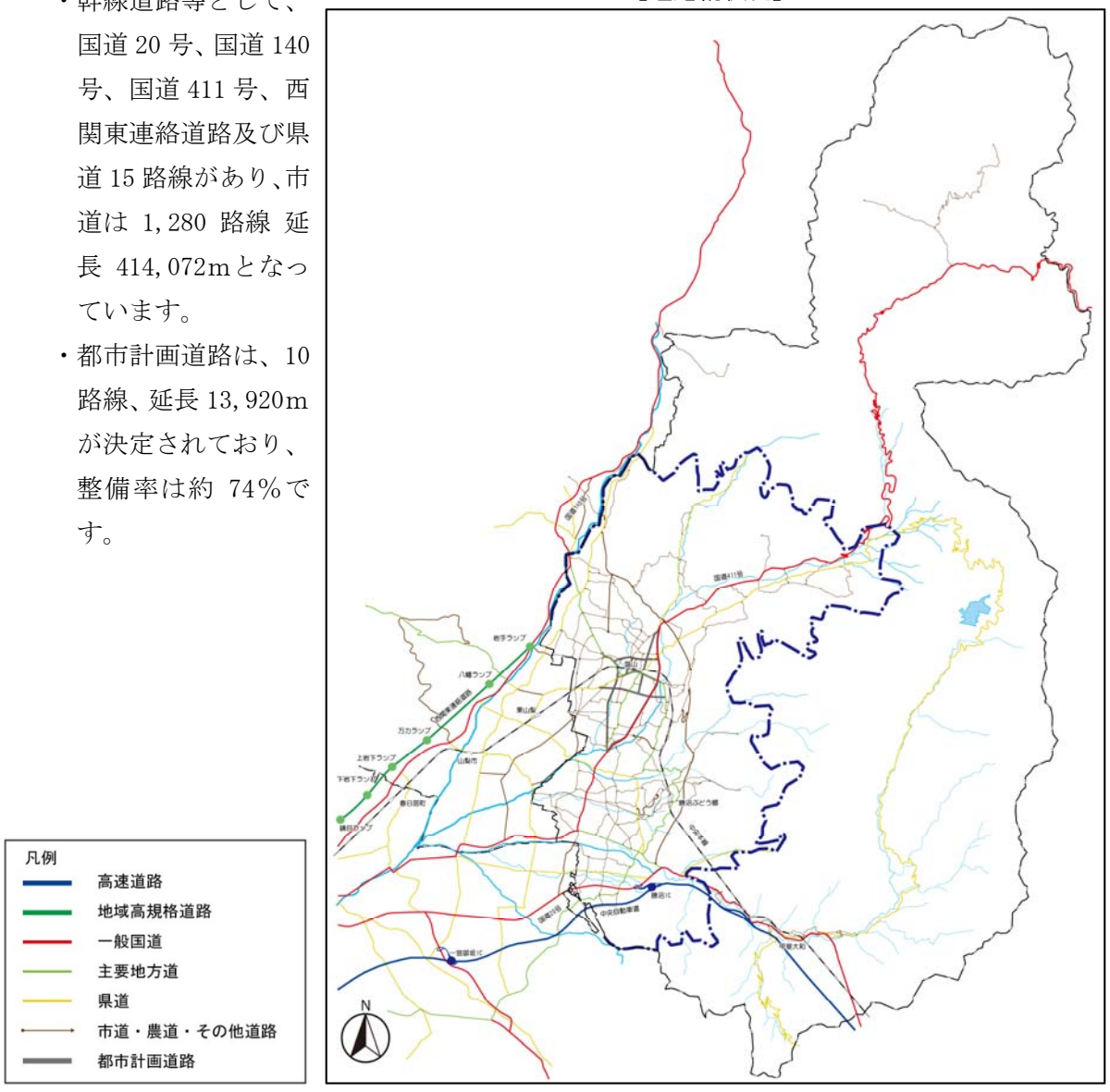

様々な公共交通が整備されています

・ＪＲ中央本線の駅が３つあり、通勤・通学・観光等多くの方が利用しています。
・市内は、市民バス（7 路線）及び民間バス（5 路線）が運行しており、塩山駅、甲州市役所、塩山市民病院が運行ルートの中心です。市民バスは 69 本／日が運行されています。
・デマンドバス（4 エリア）は、塩山地域を中心に運行しています。

【バス路線網と運行本数】

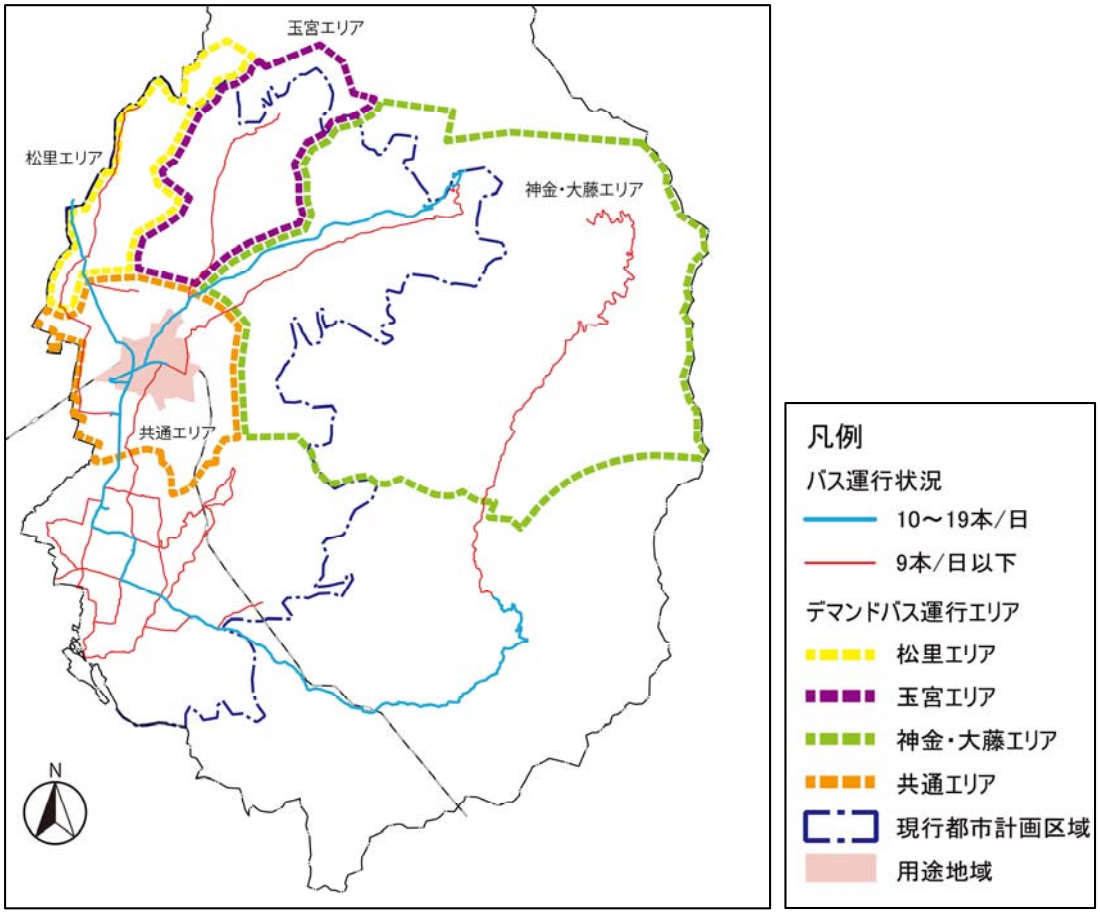

【駅別の１日平均乗車人員の推移】

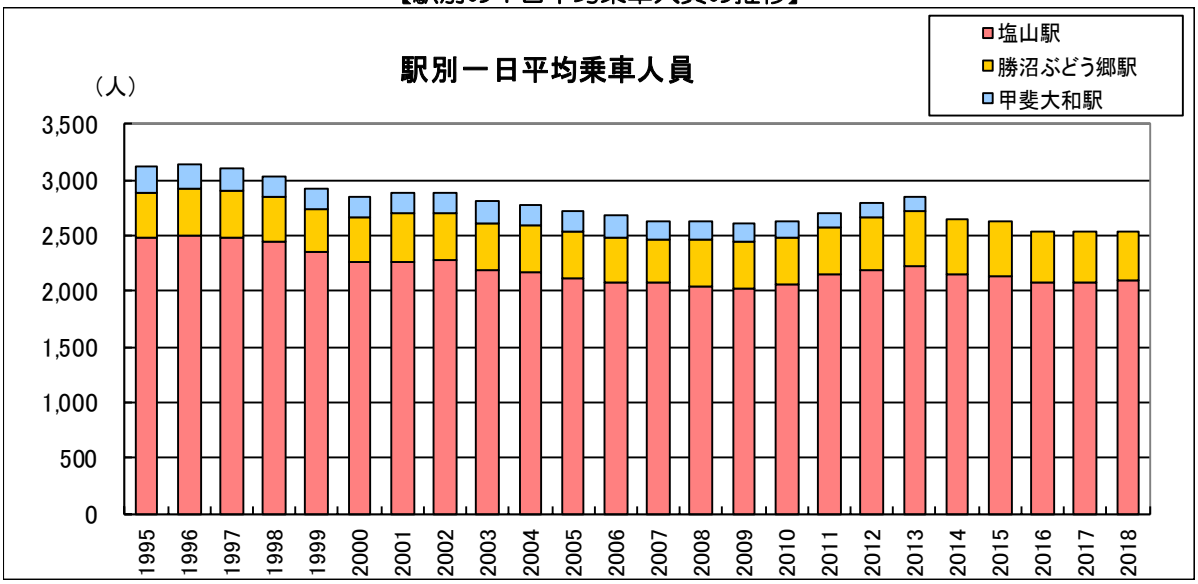

※甲斐大和駅は 2014 年以降非公表

出典：ＪＲ東日本データ

２－３歴史に彩られた文化資産が数多く存在する都市

県内にある５つの国宝のうち、大善寺本堂・向嶽寺絹本著色達磨図・菅田天神社小桜韋威鎧兜大袖付の３つを有するとともに、重要文化財を有する寺院や武田氏ゆかりの史跡などの歴史的な文化財が数多く存在します。

また、県内にある４箇所の国指定名勝のうち、恵林寺庭園、向嶽寺庭園の２箇所、５箇所ある県指定名勝のうち、大善寺庭園、三光寺庭園、栖雲寺庭園の３箇所があります。さらに、ワイン醸造発祥等にまつわる近代産業遺産なども数多く点在し、甲州街道や鎌倉への古道など歴史的な街道により歴史と文化を感じさせる都市でもあります。

多様な観光資源を有しています

・本市は、日本百名山である大菩薩嶺をはじめとする秩父多摩甲斐国立公園エリアを含む山々や温泉、武田氏ゆかりの神社仏閣をはじめ、国内有数の産地であるぶどうや桃、サクランボなどの観光果実園、国産発祥の歴史を有するワインなど、自然・歴史・文化といった多様な観光資源を有しており、四季折々の魅力にあふれた山梨県を代表する観光地のひとつとして知られています。

・「勝沼ぶどうの丘」は、地場産業である果樹やワイン等の振興及び歴史文化など地域情報を発信する場所として、今後もリピーターや甲州市ファンを獲得する観光の中心拠点です。

【指定文化財位置】

出典：平成 29(2017)年度都市計画基礎調査

【主な観光資源】

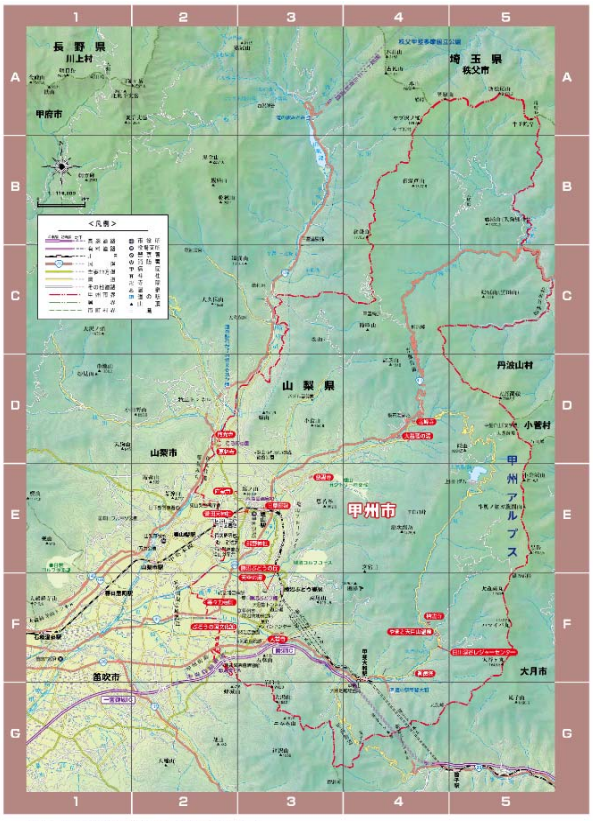

※出典：甲州市観光振興計画（平成27年3月）

ワインブーム、登山ブームなどにより観光入り込み客数は微増しています

・観光入込客数は、塩山地域と大和地域についてはほぼ横ばいですが、勝沼地域については増加傾向にあり、平成 30（2018）年には、約 250 万人の方が訪れました（図 1）。

・月別の観光入込客数は、勝沼地域における 9 月の利用状況が顕著で、ひと月で 40 万人以上の観光客が集中しています。主要な観光資源である果実や関連産業の影響と考えられます（図２）。

【図①　観光入込客数の推移（地域別）】

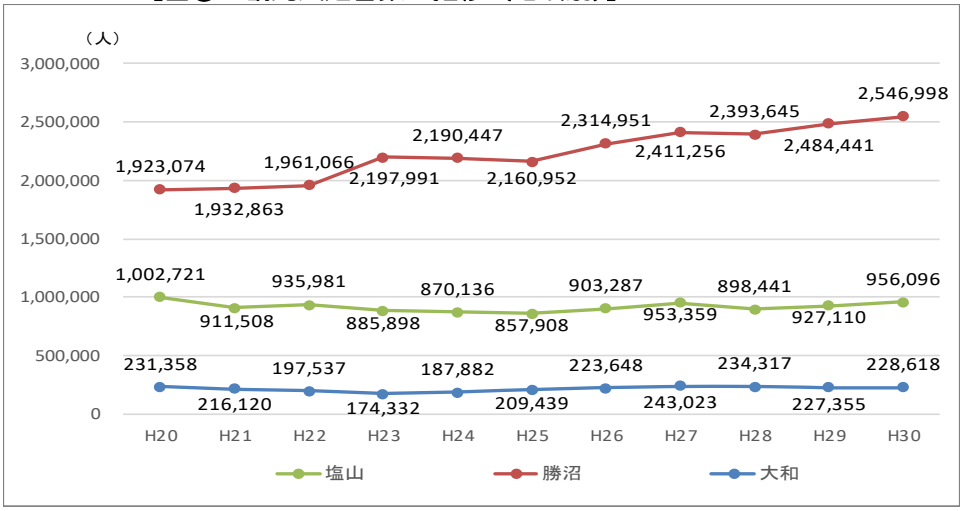

【図②　平成 30（2018）年度月別　　観光入込客数（地域別）】

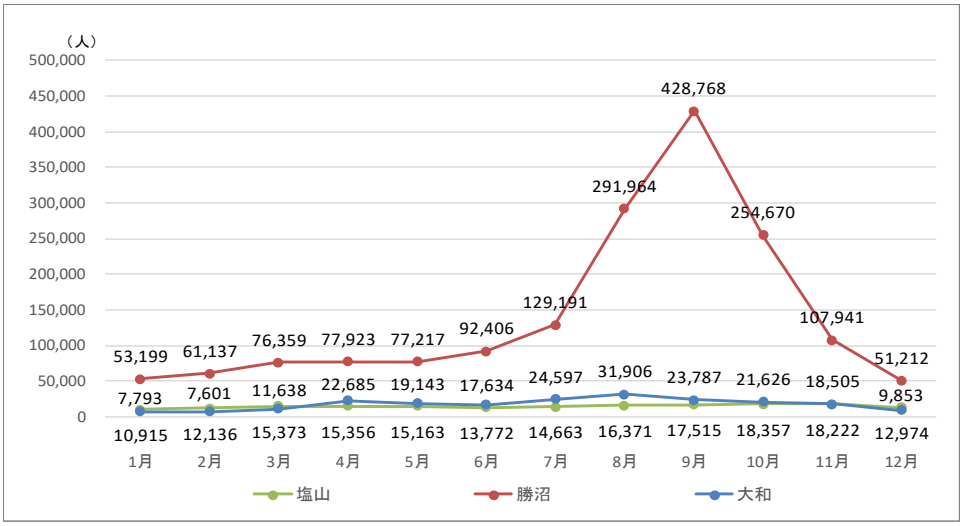

資料：観光商工課

歴史・文化資産を活かしたまちづくりが進められています

・「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」に基づく「甲州市歴史的風致維持向上計画」は、平成 29（2017）年 3 月に山梨県内で初の認定を受けました。

甲州市歴史的風致維持向上計画

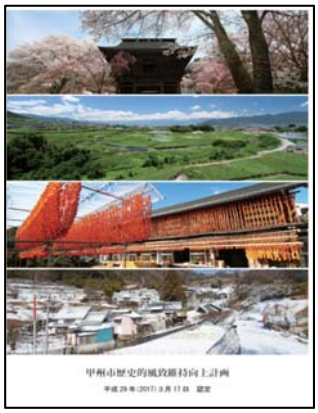

２－４果樹生産と農業を基盤とした産業が集積する都市

生産性の高いぶどう、桃、柿などの果樹栽培を中心とした農業は、主要産業の一つとなっており、地元のぶどうを使ったワインの品質は国内外において高く評価され、またぶどう・桃等の観光農園、集客、交流施設において果樹、ワイン及び農産品などの物産が販売されるなど、農業を基盤とした産業が集積しています。

その一方で、後継者不足の解消や変化する市場ニーズへの対応等の対策が求められています。

甲州市産ワイン

第一次産業（主に農業）の就業率が高い状況です

・本市の主要産業は農業です。産業別就業者比率をみると、第一次産業は全体の約 4 分の 1 を占め、ほぼ同割合で推移しています。平成 27（2015）年の県全体の産業別就業者比率平均と比較すると、本市は第一次産業の比率がかなり高く、3 倍以上を示しています。

【産業別就業者比率の推移】

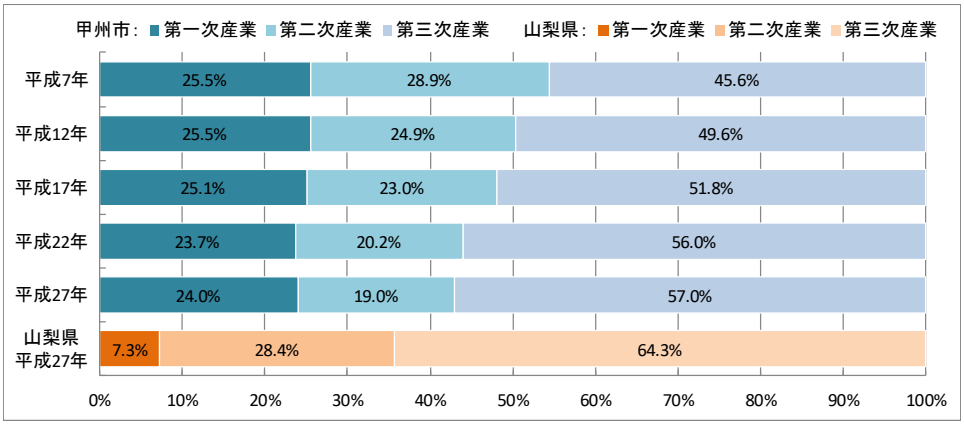

出典：各年国勢調査

１戸当たりの耕地面積は横ばいですが、耕作面積・農家数・農家人口は減少傾向です

・耕地面積も年々減少傾向にありますが、1 戸当たりの耕地面積は横ばいです。
本市のほとんどの耕地が樹園地で、果樹栽培が農業の中心となっています。

・農家数は、減少傾向にあり、兼業農家も減少しています（資料編　P16）。また、農業就業人口も減少傾向にありますが、若手の担い手が育ってきている地域もあります。

【耕地面積の推移】

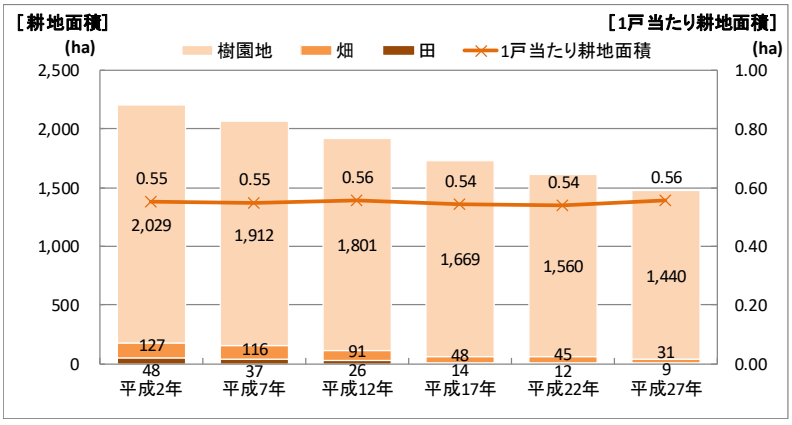

出典：各年農林業センサス

２－５災害対策に取り組む都市

自然災害への取り組みが求められています

・本市は、北部、東部及び南部に位置する山地と南西部に広がる扇状地からなる低地に大別でき、低地と山地の間にある丘陵地帯は複合扇状地です。過去には、集中豪雨、台風等が比較的多く発生し、数年に一度風水害及び山林火災等が発生しています。

・自主防災組織活動の推進、防災広場及び災害時に使用できるマンホールトイレ等の整備など各種対応を図っています。全国的に想定外の自然災害が頻発しており、特に気候変動により台風のリスクは年々増大しており、防災に対する意識を高めていく必要があります。

【主な自然災害（平成 17（2005）年 11 月（旧市町村合併）以降）　一覧】

年 月 日		被害状況
平成 19 年 (2007.7.16)	地　震	新潟県中越沖地震（M6.8）、甲府で震度 3
平成 19 年 (2007.9.6)	豪　雨	台風 9 号による大雨。大菩薩で 530mm の総雨量を記録
平成 20 年 (2008.6.14)	地　震	岩手・宮城内陸地震（M7.2）、甲府で震度 2
平成 22 年 (2010.7.25)	豪　雨	午後 4 時から 6 時まで、勝沼で 1 時間に 23mm の豪雨
平成 23 年 (2011.3.11)	地　震	午後 2 時 46 分東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）（M9.0）甲府、甲州市震度 5 弱、太平洋岸に津波発生津波最大 40.4m 福島第 1 原発事故発生
平成 23 年 (2011.3.15)	地　震	静岡県東部地震（M6.4）、甲府で震度 4
平成 26 年 (2014.2.14-15)	豪　雪	甲府地方気象台観測史上最大の積雪量を記録。114cm（甲府市）143cm（河口湖）を記録。一時 13 市町村 1,800 世帯が孤立
令和元年 (2019.10.12-13)	豪　雨	令和元年東日本台風による大雨。東日本地域において記録的な豪雨災害。 大菩薩で 656mm を超える総雨量を記録

【富士川水系重川　洪水浸水想定区域図（想定最大規模）】

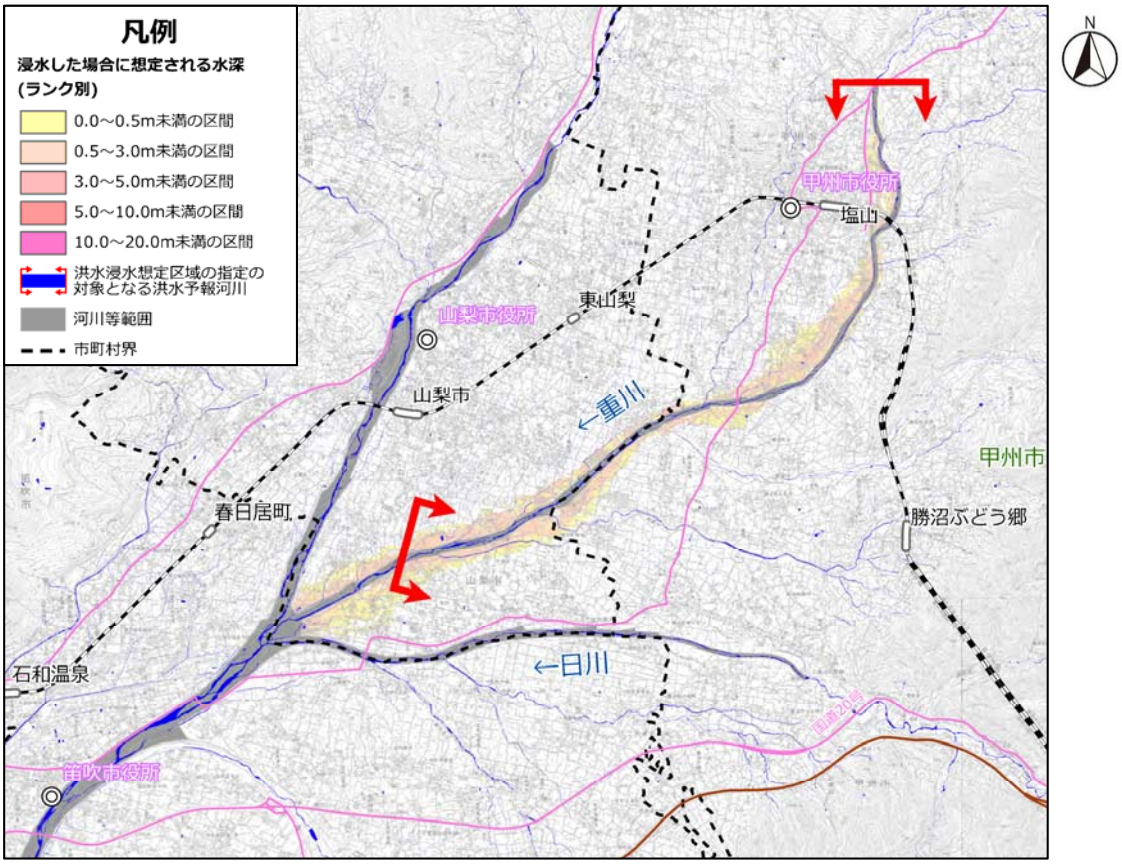

出典：山梨県 HP

【富士川水系日川　洪水浸水想定区域図（想定最大規模）】

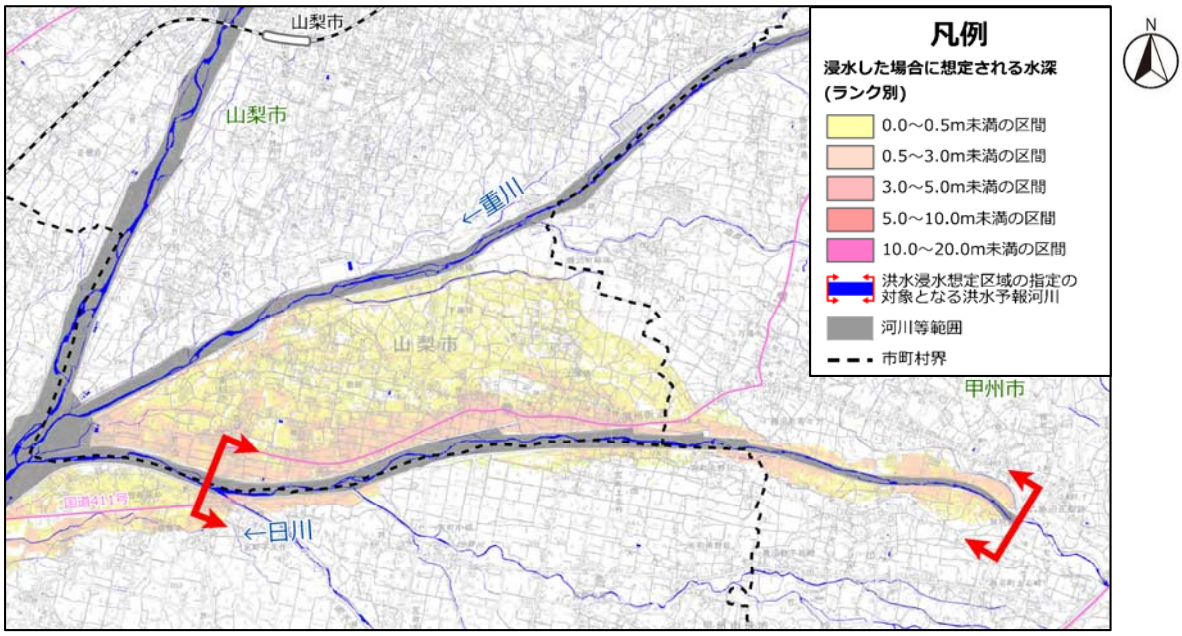

出典：山梨県 HP

3　まちづくりの主要課題

現状や社会情勢などを踏まえると、本市のまちづくりは大きく 5 つの課題への対応が求められています。

本市のまちづくりを進めるにあたって、個性ある「自然・歴史・文化」「景観」は重要な要素となります。また、「安全」「協働によるまちづくり」は豊かな生活を営むために欠かせないものです。

さらに、その全てを含む最も基本的な要素が「都市機能・住環境」となります。

「都市機能・住環境」と重なるように他の４つの課題を展開し、まちづくりの主要課題を示します。

■５つの主要課題イメージ

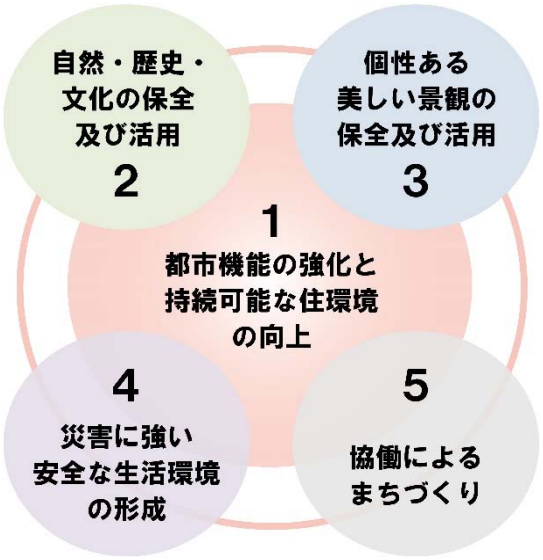

主要課題１：都市機能の強化と持続可能な住環境の向上

各地域において都市機能が集積している集落地を「コンパクト・プラス・ネットワーク」の核となる拠点として設定し、都市機能を集約、向上及び保全を行うことが求められています。

塩山駅、勝沼ぶどう郷駅、甲斐大和駅などの交通結節点及び各地域の拠点における特性を活かしたコンパクトなまちづくりを進め、地域内外の交流の活性化及び連携を促進するためのネットワークの強化が求められています。

多様な世代が暮らしやすく、これからも住み続けたいと思えるまちを実現させるため、市役所、塩山市民病院等の主要施設や商業施設等への交通や買い物等の利便性等の向上を進め、適切な土地利用の誘導と都市機能の集約等が求められています。

循環型社会に向けた環境保全の取り組みを進め、持続可能なまちづくりを形成していくことが求められています。

主要課題２：自然・歴史・文化の保全及び活用

本市は山地、渓谷、河川といった豊かな自然に恵まれているとともに、歴史を感じられる街道や史跡、貴重な文化財、ワイン醸造発祥にまつわる近代産業遺産等の多様な資源が数多く存在しています。

長い年月の中で育んできた地域特有の豊かな自然、歴史・文化資産を、次の世代に引き継いでいくこと、さらに、これらを有効的に活用し、賑わいの創出につなげることが求められています。

主要課題３：個性ある美しい景観の保全及び活用

美しい果樹園景観や農村集落景観は、先人たちが地形等を活かした生産性の高い農業を営んだことにより作られ、本市を訪れる人にとっても魅力的な要素の１つとなっています。

この果樹園景観や農村集落景観は、大切な財産であり維持・保全を図り、更なる利活用を図っていくことが求められています。

景観と産業は密接に関わっており、景観を維持・保全していくことは、果樹園や農村集落を維持・保全していくことにも繋がります。美しい景観を維持していくためには、労働力の確保、果樹生産者の後継者不足等に対応していくことも求められています。

主要課題４：災害に強い安全な生活環境の形成

市全域の約８割を森林が占めていることから、大規模な異常気象が発生した際には、大きな被害が生じやすい地形でもあります。近年は災害による人的被害は発生していませんが、対応の遅れは被害が深刻化することから、防災への意識向上が求められます。

さらに、全国的に自然災害等が頻発しており、将来大規模災害が発生する可能性も十分考えられ、防災だけでなく、減災の視点を持ったまちづくりの推進が求められています。

市民の安全を守るための都市基盤の適切な更新・改善による安全性の高い環境づくり、自然災害等へ対応するハード及びソフト面での様々な視点からの取り組みが求められています。

主要課題５：協働によるまちづくり

全国的にも、例外なく本市においても、人口減少が進み、少子・高齢化による地域コミュニティ機能の低下が懸念され、多様化する行政ニーズに対応することが難しくなってきています。

まちづくりをより効果的に進めるためには、地域や人々のつながりを強化し、あらゆる場面において行政と市民、企業、市民同士、行政内部等における各連携の促進を図り、自立したまちの維持、運営に向けた協働によるまちづくりの推進が求められています。

また、持続可能なまちづくりを進めていくためには、まちづくりに関わる人材の育成や少子・高齢化に伴う社会環境の変化に沿った環境整備、さらには市民活動の活性化が求められています。

第３章

全体構想

1 まちづくりの将来像

2 まちづくりの基本的方針

3 将来都市構造

1　まちづくりの将来像

１－１まちづくりの将来像

豊かな自然　歴史と文化に彩られた果樹園交流のまち　【第２次甲州市総合計画】

本市は、甲府盆地の東部に位置し、山岳、扇状地といった個性ある地形及び水、緑等の豊かな自然を有し、それらの地形の上に成り立ってきた歴史的な街道や近代産業遺産、神社仏閣、史跡、文化財等が一体となり市街地及び集落につながるぶどうや桃等の果樹園が広がる特徴的な景観を形成しています。

これらの豊かな自然、環境、文化を引き続き守り育んでいくことにより、市民にとって安全かつ快適で健康的に暮らしやすく、より愛着がわき、誇りをもてるまちを目指すとともに、多くの人が訪れたくなるまち、訪れる人々にとってより一層温かく魅力的なまちを目指します。

１－２将来フレーム

本方針の基本的な前提となる将来人口は、「第２次甲州市総合計画」の将来人口を踏まえ、次のように設定します。

策定当初は平成 37（令和 7、2025）年の将来人口 30,000 人を維持する推計としていましたが、想定より早いペースで人口減少が進んでいる状況です。

【甲州市総人口の実績及び将来推計】

平成 17（2005）年（実績値）	平成 27（2015）年（実績値）	令和 7（2025）年（推計値）	令和 12（2030）年（推計値）
35,922 人	31,671 人	26,861 人	24,403 人

※推計値はコーホート法による推計（参考：第２次甲州市総合計画）

２　まちづくりの基本的方針

基本方針１：地域の特性を活かす賑わいのあるまちづくり

・地域資源を適正に管理しながら、広域的な連携を図り、活力に満ちた地域産業の振興を図ります。
・特色ある観光・交流資源も含め、地域特性を活かし、主に駅を拠点としたにぎわいのあるまちづくりを進めます。
・拠点間のネットワークを強化し、地域が連携・交流し、発展していくまちづくりを進めます。

基本方針２：持続可能なまちづくり

・人口減少等に対応するため、既存ストックを活かし効率的で持続可能なまちづくりを進めます。
・豊かな自然環境の保全と共生を進め、持続可能な循環型のまちづくりを進めます。

基本方針３：自然・歴史・文化・景観を守り活用する個性豊かなまちづくり

・地域特有の豊かな自然、歴史・文化資産、景観を活かし、魅力と活力あるまちづくりを推進し、次世代につなげます。
・長い年月の中で市民、地域が育んできた歴史・文化資産及び果樹園景観など地域の個性を活かし、魅力を高めるまちづくりを進めます。

基本方針４：災害に強く、安全で快適に暮らし続けることのできるまちづくり

・防災対策も含めた都市施設の整備及び土地利用をコントロールし、誰でも安心して快適に暮らせるまちづくりを進めます。
・防災に対する意識向上を積極的に行い、市民が相互に助け合える、災害に強いまちづくりを進めます。

基本方針５：協働によるまちづくり

・住む人も訪れる人もともに楽しみ、ふれあうことのできるまちづくりを進めます。
・誰もが参加でき、自主的に役割を担うまちづくりを進めます。
・市民と行政等、様々な立場の人が連携し、将来の本市を担う人材の育成やまちづくりに関する様々な活動を促進します。

３　将来都市構造

３－１都市構造形成の基本的な考え方

コンパクト・プラス・ネットワーク型の構造

人口減少・少子高齢化による、地域の生産人口の減少による活力（生産力）の低下、住宅や店舗等の郊外立地が進行し市街地が拡散することによるインフラ整備及び低密度な市街地の形成は、都市運営コストの増加につながります（図①参照）。都市運営コストの適正化を図るためには、都市機能の集約による都市整備の効率化と環境への負荷軽減が求められます。

このため、居住や都市機能を集積し「密度の経済」を図ることにより、住民の生活利便性の維持・向上、生産性向上による地域経済の活性化、行政サービスの効率化等による行政コストの削減などの実現に向けたコンパクトな市街地や集落地の形成が求められます（図②参照）。また、地域住民が主体となり、各種団体、事業者及び公共団体と協力や役割分担をしながら、安心な暮らしに必要な生活機能を集約し、維持・活用を図る「小さな拠点」づくりを進めることも必要です（図③参照）。

しかし、１箇所に集中的に都市機能を集積することは、現実的ではありません。地域の特性に応じた複数の地域の拠点に都市施設の維持・集約を図り、拠点及び集落地等を連携・交流するネットワークを構築する「コンパクト・プラス・ネットワーク」型の都市構造の形成を目的とします。

【　図 ①　】人口規模･密度が低下すると行政コストが増加

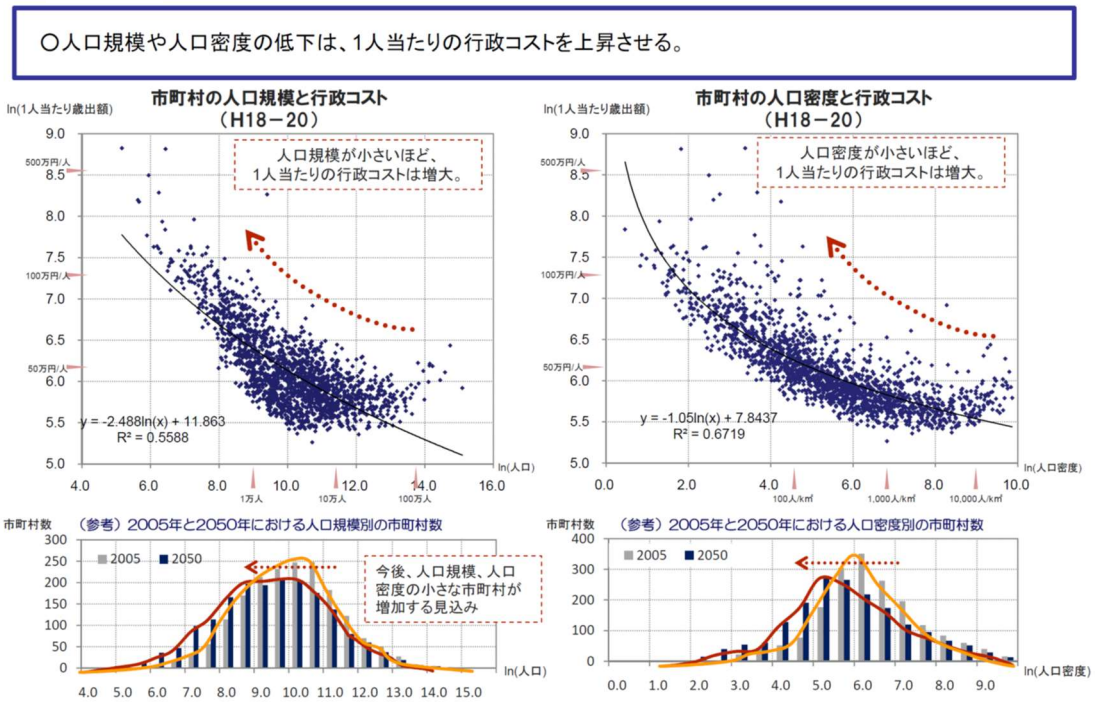

（出典）行政コストは、総務省「平成18年～20年市町村別決算状況調」をもとに、国土交通省国土計画局作成。平成18～20年の3年の平均値をもとに算出。
2050年の市町村別人口・人口密度は、国土交通省国土計画局推計値
2005年、2050年ともに、人口規模別の市町村数は、平成20(2008)年12月1日現在の1,805市区町村を基準に分類

36

出典：国土審議会資料

【　図 ②　】

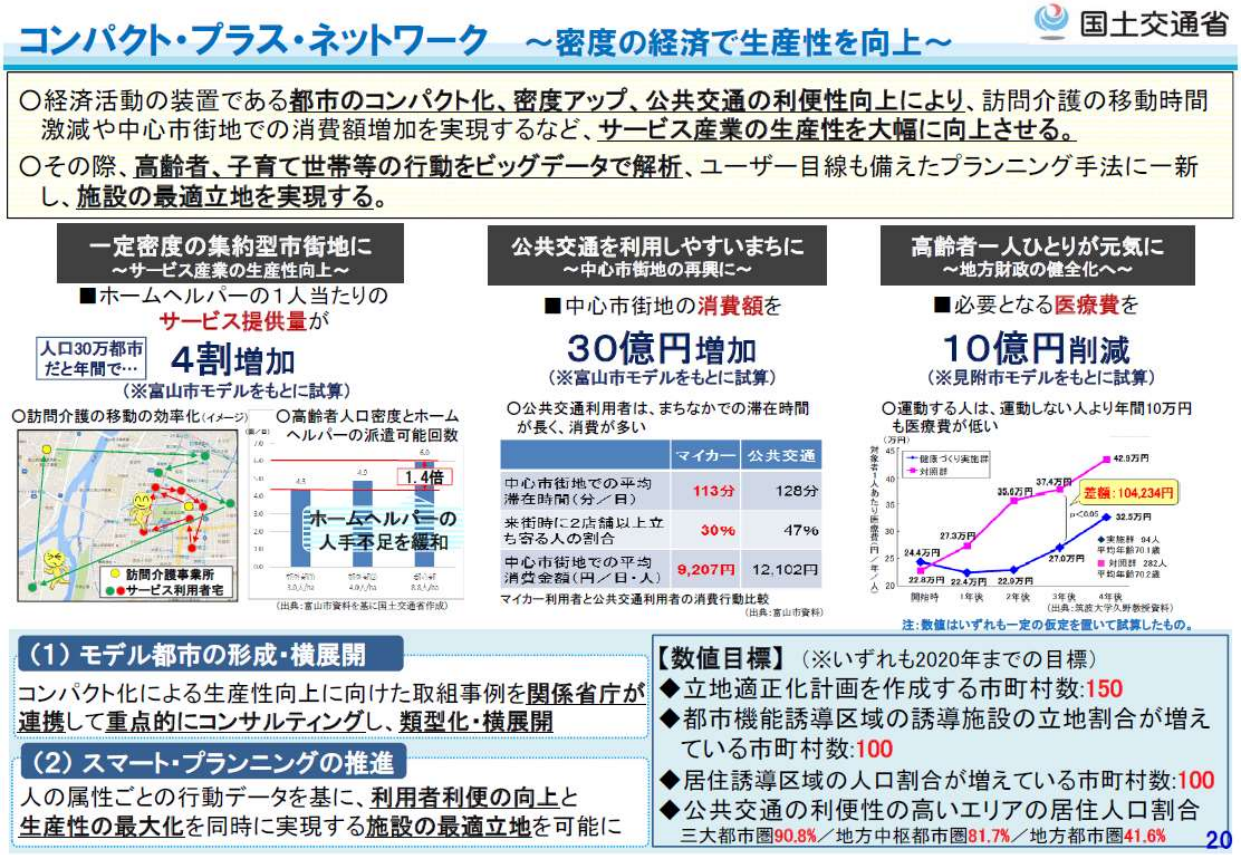

出典：国土交通省　平成 29 年 1 月 30 日　住宅団地再生連絡会議国土審議会資料

【　図 ③　】

出典：国土交通省「小さな拠点」づくりガイドブック（概要）

３－２目標とする将来都市構造

コンパクトな市街地を形成し、豊かな自然、環境、文化を引き続き守り育んでいくために、市域の基盤となる「土地利用の基本エリア」を設定します。

その上で、地域毎の特性に応じ都市機能を集約した「拠点」を配置し、拠点同士を結ぶ「軸」とともにネットワークを形成します。

（１）土地利用の基本エリア

①森林里山エリア

県有林を主体とする山岳山林・民有林地域・塩山地域の概ねフルーツラインより東～勝沼地域の丘陵地帯

水源かん養、環境保全等の多様な森林機能の保全、自然とふれあえる体験型レクリエーション機能の整備を図ります。

また、山間森林部と果樹園部の間をゆるやかにつなぐ地域として、景観、防災、自然とのふれあい、都市の気温の調節等、保全と活用を図ります。

②里山果樹園エリア

塩山地域のフルーツラインより東～勝沼地域の丘陵地帯・大和地域の丘陵に位置する農地及び集落地域

なだらかな起伏に果樹園を有する里山地域として、自然、歴史・文化資産、景観、果樹、観光等の資源を活用する自然豊かなエリアを形成します。

③果樹園居住エリア

市の南西に位置する主要河川に挟まれた果樹園、集落地域

果樹園の保全を基本とした果樹園居住地域として、地域農業の振興、都市や集落コミュニティの維持と活性化、産業地等の計画的な規制・誘導の推進とともに、分散的な開発の抑制を図ります。

④市街地エリア（用途地域）

塩山地域の用途地域・都市拠点

用途地域内における都市機能の整備を図り、都市拠点については、適正な機能の立地誘導を図ります。また、用途地域内での空地や農地、遊休化している土地や建物などについては、良好な住環境としていくための利活用を進めます。

【土地利用の基本エリア】

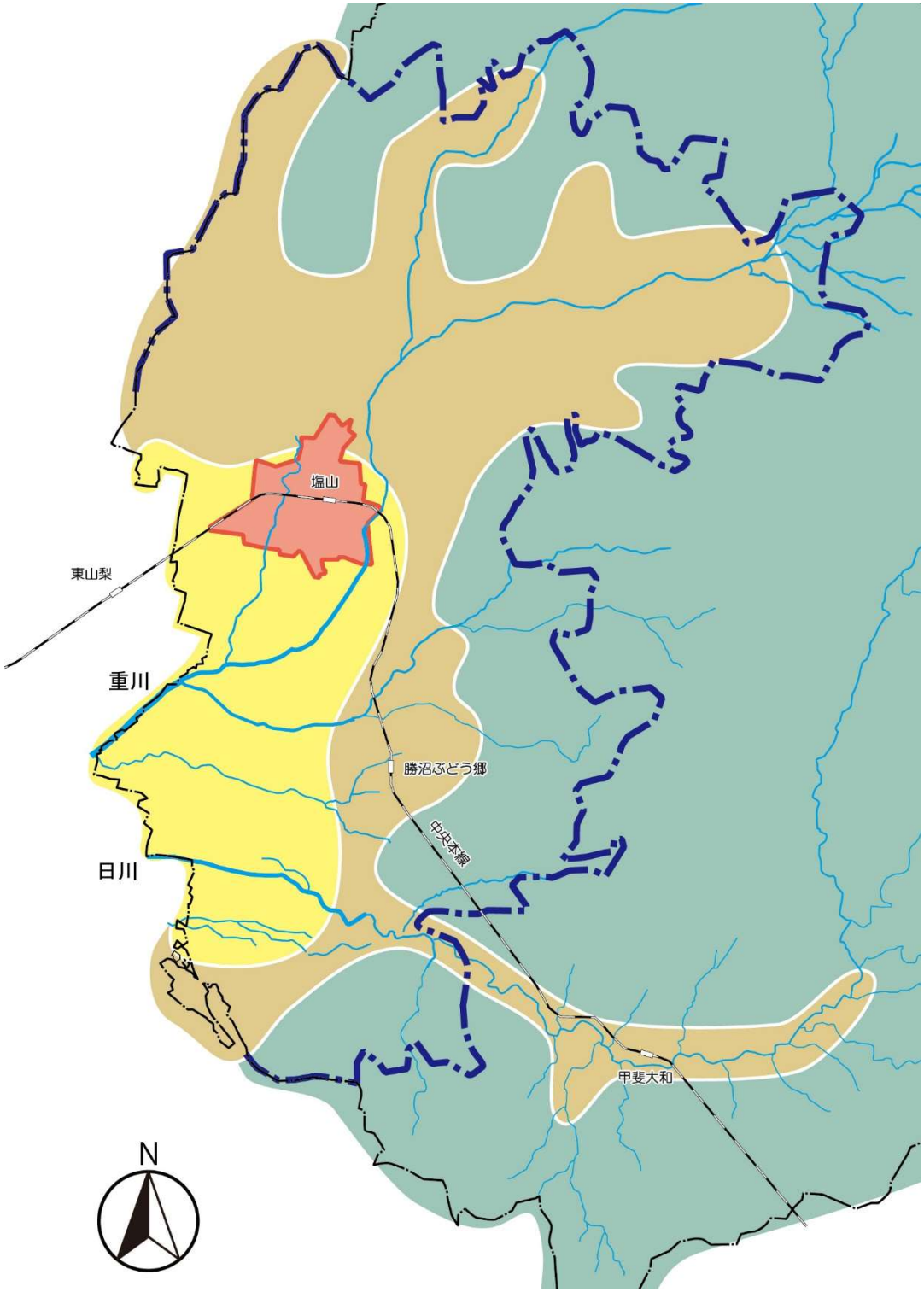
塩山
東山梨
重川
勝沼ぶどう郷
中央本線
日川
甲斐大和
N
土地利用の基本エリア　凡例
森林里山エリア
里山果樹園エリア
果樹園居住エリア
市街地エリア
都市計画区域

（２）拠点

①都市拠点

塩山地区中心市街地

利便性の高い都市拠点として、市全域を対象とする公共サービス、市民活動等の都市機能の再構築及びそれらの活動を支える質の高い都市基盤の整備及び活性化を図ります。

②市民生活拠点

塩山市民病院周辺地域

公共公益、商業サービス等の生活拠点として、公共交通等によるネットワークを維持し、新たな土地利用を検討するエリアとして適正な土地利用のコントロールと誘導を図ります。

③地区拠点

勝沼支所周辺・甲斐大和駅周辺

地域の特性に応じた、生活、活動及び**コミュニティ**を支える、身近で基本的な商業機能や公共サービス機能の維持・充実を図り、暮らしを支える拠点とします。

④交流拠点

恵林寺・放光寺周辺、向嶽寺・塩山温泉周辺、甘草屋敷～塩山駅～於曽公園周辺、勝沼ぶどうの丘・勝沼ぶどう郷駅周辺、大善寺周辺、道の駅甲斐大和周辺、上条集落等

各地域の自然や歴史・文化資産、景観、自然等の固有の特性を活かし、市民や来訪者の交流を促進する拠点とします。

（３）軸

①都市連携軸

ＪＲ中央本線・中央自動車道、国道、西関東連絡道路等

本市と他都市間を連絡・連携する軸として、機能の一層の強化を要請していきます。

②市民生活軸

地域間を結ぶ主な主要な道路

都市拠点、市民生活拠点及び地区拠点間を結ぶ軸として、沿道の果樹園の土地利用の保全を図り、拠点的な機能立地、景観及び環境の整備及び保全を進めます。

③観光交流軸

フルーツライン等

広域的に周遊する軸とし、各交流拠点との連絡、連携も支えます。また、地域の特性に応じ、車両交通、徒歩による利活用を図り、優れた景観及び環境の保全・整備を進めます。

３－３将来都市構造図

【将来都市構造図】

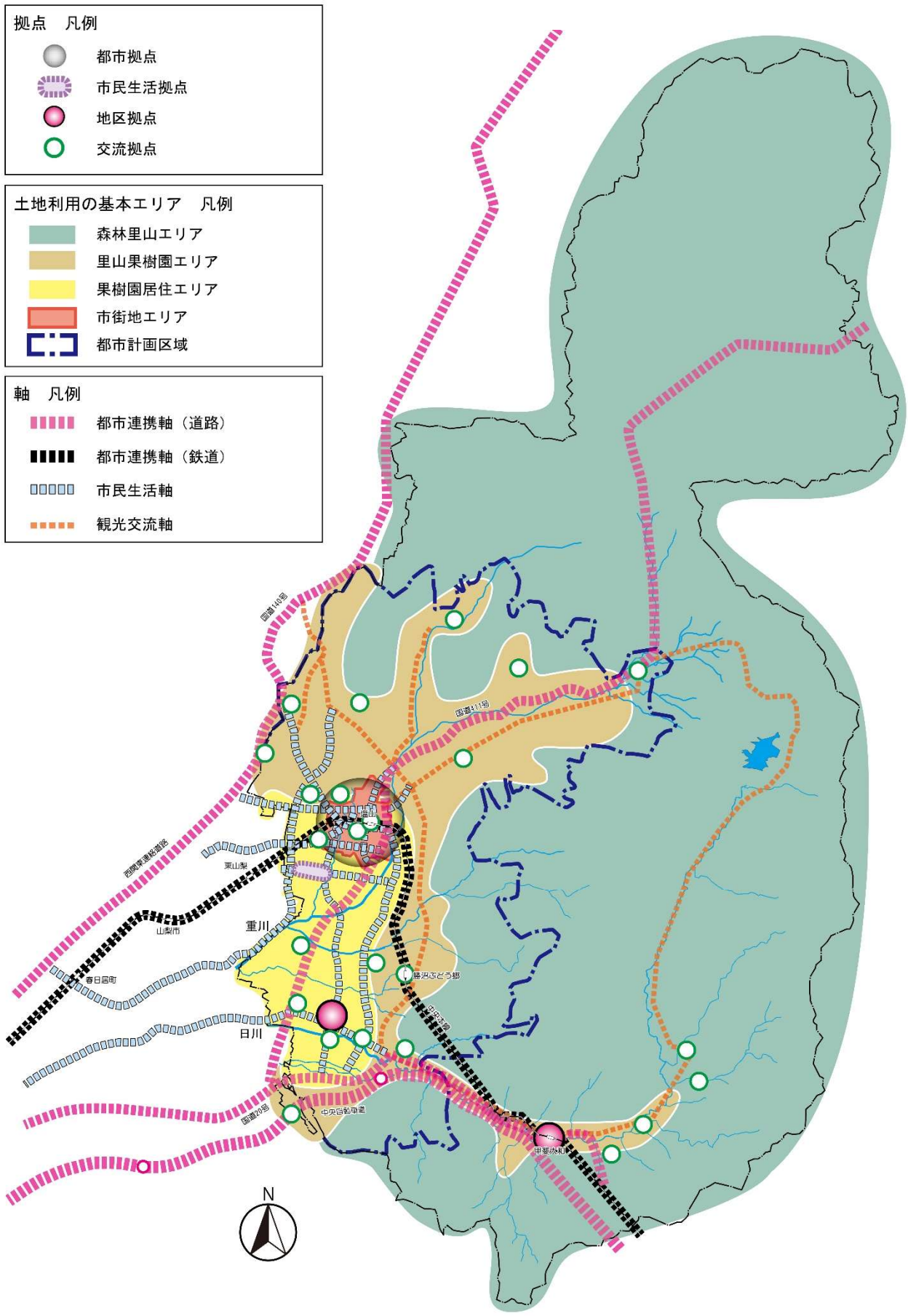

第４章

全体構想　―　分野別方針

1 土地利用の方針

2 道路・交通体系整備の方針

3 地域資源＋賑わい交流まちづくりの方針

4 美しい景観づくりの方針

5 防災まちづくりの方針

1　土地利用の方針

先祖から引き継いできた土地をよりよい状態で未来の子供達に残します

土地は、過去から引き継いできたかけがえのないものです。

市街地だけでなく、果樹園、里山及び集落が調和した環境を次世代、未来の子供たちに伝え、残していきます。

１－１土地利用の基本的な考え方

（１）自然環境の保全と活用

本市を取り囲む豊かな森林は貴重な自然資源です。生物多様性の確保や水源のかん養機能の向上、自然とのふれあいを含め、豊かな自然環境について積極的に保全及び活用を進めます。

（２）豊かな自然、果樹園と調和した風土づくり

市街地周辺では、自然、果樹園、歴史・文化資産と住宅がまとまりとゆとりを保ち、うるおいのあるまちと里をつくります。

用途地域が未指定の地域については、状況に応じた見直しを行うとともに関係部局との適正な調整の下で開発をコントロールし、緑豊かな果樹園環境を保全します。

（３）拠点を中心としたコンパクトなまちづくり

本市においても、人口減少・少子高齢化への対応及びスポンジ化した市街地の活用は重要な課題です。用途地域でもある塩山駅南口周辺地域には低・未利用地があることから、都市施設の維持及び集約を進め、用途地域内における計画的かつ効率的な土地利用を図り「コンパクト」なまちづくりを進めます。

塩山市民病院付近には大規模な集客施設の立地等が進んでいることから、効率的な土地利用や周辺土地利用との整合性を図ります。

勝沼支所周辺地域・甲斐大和駅周辺地域も、都市機能が集約していますが、居住や都市機能の集積を図ります。

また、近年は駅を中心とする公共交通のまちづくりの観点から、駅前広場は都市の拠点と位置付けられ、駅前広場が果たす役割は多様化しています。役割の一つに、鉄道と道路交通との結節点としての機能があり、これからは街の顔として都市の広場機能を兼ね備え、地域の活性化に寄与することも求められています。

（４）住民とともに考える土地利用

代々引き継いできた果樹園や歴史的な街並みを守り続けていくため、地域住民等との話し合いを進めながら、地区計画や景観協定などを結び、みんなでルールを守ることにより、よ

り良い街並みづくりを行っていきます。

また、住民やＮＰＯ・民間事業者等の自発的なまちづくりの取り組みを支援・推進します。

１－２土地利用の個別方針

個別方針を示すにあたり、土地利用の構成を「エリア」と「ゾーン」に大別します。

「エリア」は、将来都市構造を構成する大きな要素であり、本市の土地利用の骨格を形成する地域とします。

「ゾーン」は、この「エリア」上に更に土地利用の特性を踏まえた地域として示します。

また、「新たな土地利用の検討ゾーン」は、将来的な土地利用の動向を見据え新たな土地利用の展開を示します。

（１）土地利用の基本となる「エリア」

①森林里山エリア

森林里山エリアは、本市の自然環境における主体を形成する森林を保全し、災害の防止や水源のかん養等の公益的な機能や生物多様性の保全機能といった多面的機能を保持するため、積極的な維持を進めるとともに、自然災害等の対策を図ります。

また、景観、防災、自然とのふれあい等の多面的機能に着目し、果樹生産エリアでもあることから周辺の環境との調和に配慮しながら、保全と活用を図ります。特に水辺植生や野生生物の貴重な生息・生育地となっている場所は、生物多様性の観点から保全を進めます。

豊かな資源や地域の景観を活かしながら、保健休養、自然体験レクリエーション、環境学習の場としての活用を図ります。

②里山果樹園エリア

森林里山エリアに隣接する里山果樹園エリアでは、果樹園の保全を図り、交流施設等を果樹園景観に調和する景観形成を図ります。また、果樹園と住宅、さらには、歴史・文化資産も混在するエリアでもあることから、土地利用のコントロール及び自然災害等の対策を図ります。

【拠点】

■甲斐大和駅周辺（地区拠点）

甲斐大和駅周辺は、鉄道や路線バスの交通結束点であり、大和地区の住民や来訪者が利用する場所です。

本地区への入り口として利便性の向上を図ります。

また、公共施設等総合管理計画等を踏まえ、駅周辺の都市機能強化を図ります。

③果樹園居住エリア

平地部に位置する果樹園居住エリアでは、果樹園風景を守り景観に配慮しながら、観光資源との連携や都市との交流を促進し、観光産業や農業の活性化を図ります。

また、果樹園に囲まれ自然に親しみながら穏やかに生活できる地域として、周辺地域との調和を図りながら無秩序な開発をコントロールするための見直しを図ります。特に市街地に近接する地域においては、現況の建築物や周辺の土地利用との調和に配慮した地区計画等のルールづくり、段階的な都市的土地利用への転用・活用等を進めます。

農村集落地域では、農用地と宅地が共生できる地域環境の形成を図ります。特に地区拠点周辺を地域における生活の拠点として位置づけ、優良農用地の保全に配慮しつつ、都市機能を維持・集約し、利便性の向上を図ります。

【拠点】

■勝沼支所周辺（地区拠点）

勝沼支所周辺は、行政機能、商業施設、教育施設、医療施設、公共交通機能が集積しています。

また、シェアオフィス甲州は、働く場・ネットワークづくりの場として身近な生活を支える拠点の１つです。公共施設等総合管理計画等を踏まえ、都市機能の維持・集約を図り、拠点としての利便性の向上を図ります。

④市街地エリア（用途地域）

市街地エリアは、本市の中心部であり、用途地域に指定されているエリアであります。

都市拠点として計画的に道路や公共施設の整備を進め、都市機能や商業施設と近接する街なか居住地を形成し、安全かつ快適で良好な宅地化を図ることにより、市街地への人口集積を進めます。

さらに、塩山駅周辺都市再生整備計画事業により、塩山駅前広場の整備等を進め「コンパクト・プラス・ネットワーク」を推進していくための適正な土地利用を図ります。

【拠点】

■塩山地区中心市街地（都市拠点）

本市の入り口である塩山駅周辺は、鉄道や路線バスの交通結束点として、多くの住民や観光客が利用する場です。本市の顔となる重要な拠点として、公共施設等総合管理計画等を踏まえ、都市機能を集約し、利便性向上を図ります。

さらに、空き地等の低・未利用地の活用を促し、歴史・文化資産等を活かし、賑わいや交流を担う場として、交流機能、交通結節機能、街なか居住などの集約を図ります。

（２）土地利用特性を踏まえた「ゾーン」

まちなかゾーン

各地域の特性に応じ、適正な居住密度に誘導していく必要があります。しかし市街地や集落部では、空き地などの低・未利用地がみうけられます。

本ゾーンでは、近隣住民と協力しながら、助け合いによる安全・安心な住環境づくりを目指すとともに、宅地の集約化を図り無秩序な開発の抑制及び都市施設等の計画的な整備を図ります。

・都市拠点ゾーン

都市機能の向上や居住環境の改善を目指し、計画的な都市基盤整備と土地の有効活用を図る中で、拠点性を高め都市機能の誘導に努めます。

・ゆとり居住ゾーン

低層住宅を中心としたゆとりのある住宅地であり、歴史・文化資産のある景観を活用しながら、魅力ある街並みを創出します。

・一般居住ゾーン

中層中密の住宅地として、今後も適度な居住密度を保ち、周辺の果樹園や歴史・文化資産等と共存する緑豊かな住宅地の形成を図ります。

また、特に塩山駅周辺では、都市機能の向上や居住環境の改善を目指し、都市基盤整備とあわせ、空き地などの低・未利用地の活用を促し、土地の有効活用を図ります。

商業ゾーン

江戸時代に開通した甲州街道と青梅街道により、人の往来、様々な品々の取引や商売により、街道宿における商業のまちづくりが進みました。

明治 36（1903）年には塩山駅、初鹿野駅（現甲斐大和駅）、大正 2（1913）年には勝沼駅（現勝沼ぶどう郷駅）が開業し、さらに多くの人で賑わう商業地が形成されました。

近年は、市街地エリアの人口減少に伴い、空き店舗が増えている一方で、交通利便性の高い市街地周辺部に都市施設や大規模な集客施設の立地が進んでいます。

市街地エリア内における都市施設等の計画的な整備により、歩いてゆっくり買い物でき、街道沿いの地域や温泉街の活性化を図り、空き店舗の利活用等により商店街の再生を図り、住民や来訪者にとって歩いて楽しい魅力ある商業地を形成します。

幹線道路沿道ゾーン

幹線道路沿道の一部を、景観重要公共施設に指定するとともに、指定区域外においても周辺地域の景観に配慮し調和のとれた地域に資する施設の誘導とコントロールを図ります。

（３）新たな土地利用の検討ゾーン

現状の土地利用や将来的な計画を踏まえた土地利用を検討する「ゾーン」を示します。

このため、地区計画や特定用途制限地域などの都市計画の手法を活用しながら、土地利用をコントロールしていきます。

市街地近郊ゾーン

用途地域の南側にある市民生活拠点を含む周辺地域には、塩山市民病院及び商業施設等の都市施設が立地し、近隣交流圏域からのアクセスの良さから、都市施設の整備が見込まれます。

また、重川沿いの本市及び近隣市を結ぶ幹線道路沿い及び周辺地域は、国道及び県道の整備が進み、交通の利便性の高さから都市施設の整備が見込まれます。このゾーンにおいては、周辺の土地利用及び景観との調和を図るゾーンとして、地区計画や特定用途制限地域等によるルールづくりを進め、適正な土地利用の誘導とコントロールを図ります。

【拠点】

■塩山市民病院周辺地域（市民生活拠点）

塩山市民病院周辺地域は、市道下塩後 22 号線の西側に位置し、周辺には行政機能、医療施設、商業施設が集積し、交通の利便性から市内外の利用客が訪れる生活拠点となっています。

公共交通等による中心市街地との連携を強化するとともに、土地利用のコントロール及び沿道の景観等の形成を図ります。

【土地利用の方針図】

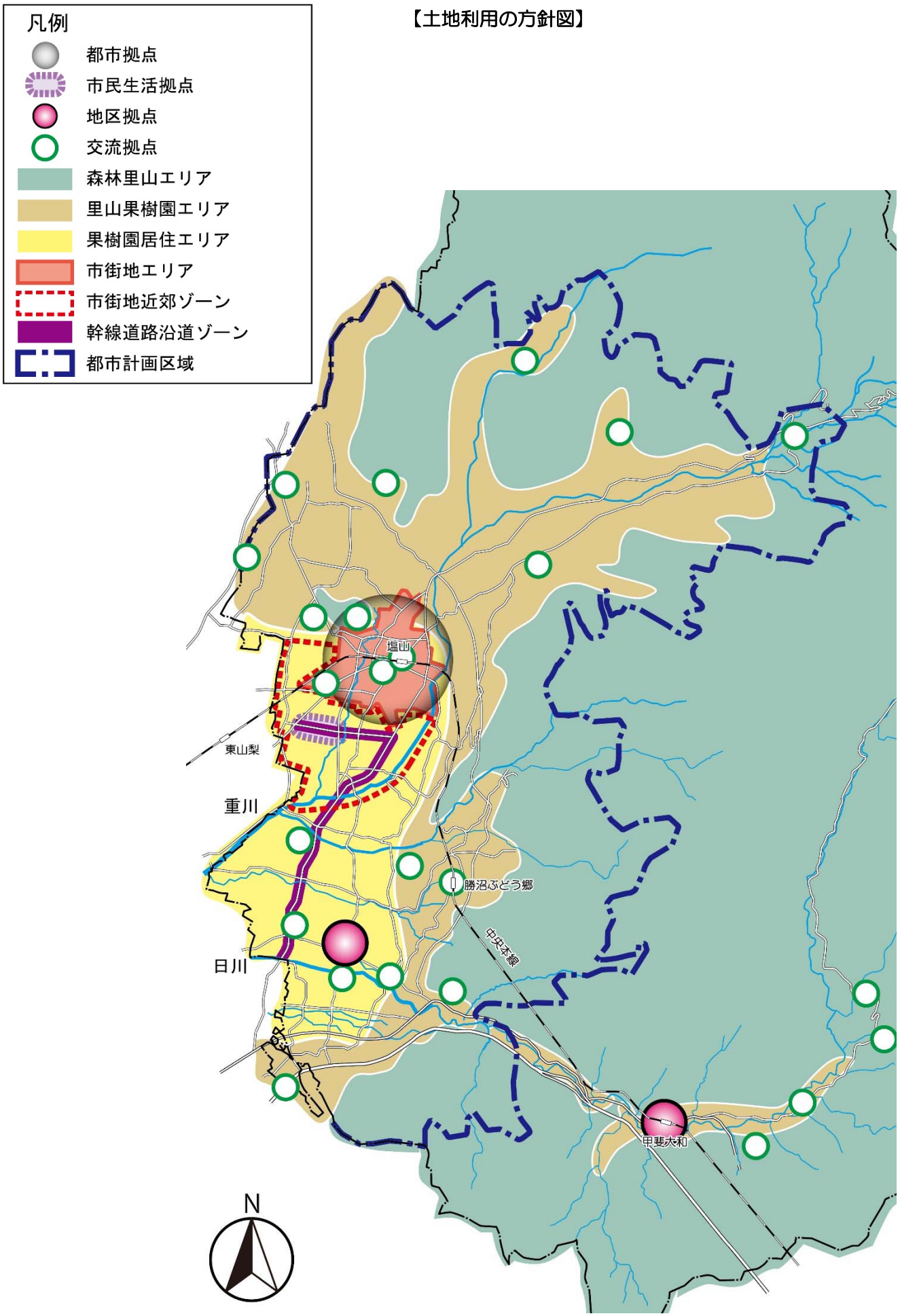
凡例
都市拠点
市民生活拠点
地区拠点
交流拠点
森林里山エリア
里山果樹園エリア
果樹園居住エリア
市街地エリア
市街地近郊ゾーン
幹線道路沿道ゾーン
都市計画区域
塩山
東山梨
重川
勝沼ぶどう郷
中央本線
日川
甲斐大和
N

【用途地域（市街地エリア）及び周辺の土地利用の方針図】

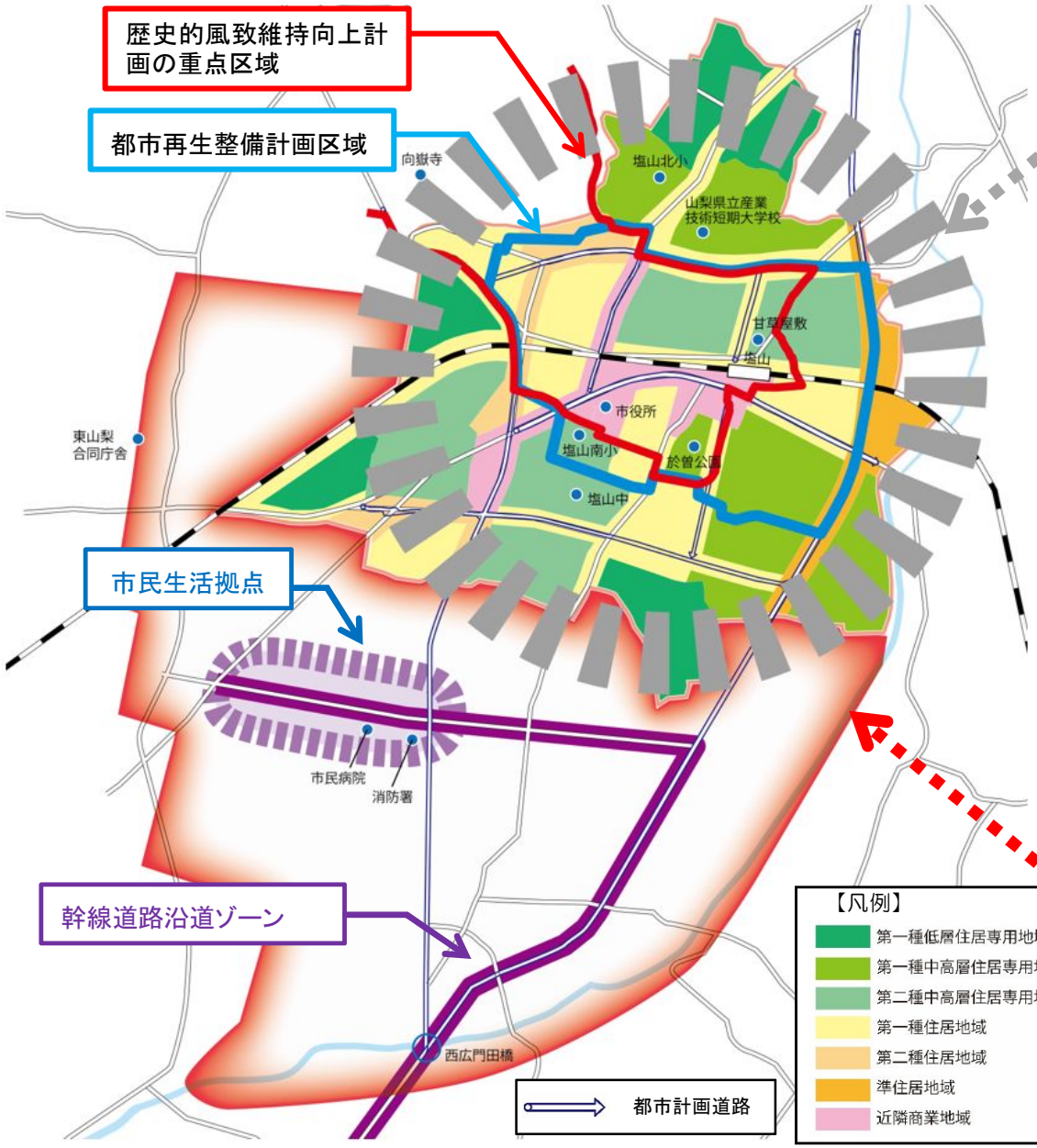

用途地域（市街地エリア）

【まちなかゾーン】

■都市拠点ゾーン
都市機能の向上や居住環境の改善を目指し、計画的な都市基盤整備と土地の有効活用を図る中で、拠点性を高め都市機能の誘導に努めます。

■ゆとり居住ゾーン
低層住宅を中心とする住宅地。歴史・文化資産のある景観を活用しながら、魅力あるまち並みを創出。主に第一種低層住宅専用地域が対象。

■一般居住ゾーン
中層中密の住宅地として、今後も適度な居住密度を保ち、周辺の果樹園や歴史・文化資産等と共存する緑豊かな住宅地を形成。主に第一種低層専用地域を除く住居専用地域や住居地域が対象。

【商業ゾーン】
商店街の連続性を保ちながら，まとまりのある商業地の形成を目指す。主に近隣商業地域を中心とした商業地が対象。

【市街地近郊ゾーン】
周辺の土地利用及び景観との調整を図りながら、地区計画や特定用途制限地域等による適正な土地利用の誘導とコントロールを図ります。

2　道路・交通体系整備の方針

誰もが気軽に移動できる道路交通体系の充実を目指します

道路や鉄道は、人々の交流や生活を支える大切な都市基盤です。本市も、江戸時代から続く甲州街道・青梅街道、明治時代に整備された鉄道、その後整備された高速道路、市街地を囲む道路等の様々な交通基盤があり、バスやタクシーなどの交通手段があります。

自家用車の保有率が高く、車での移動が多い生活ですが、環境への配慮や少子高齢化の進行を考え、自転車、バス及び鉄道といった移動手段への転換を促し、子供やお年寄りなどが安全で気軽に移動できるまちを目指します。

2－1道路・交通体系の基本的な考え方

（1）道路・公共交通によるネットワークの形成

本市には、市内外及び県外の都市とつながることのできる鉄道や高速道路、各種道路が整備されています。コンパクト・プラス・ネットワークの視点をもとに、都市間・拠点間の連携を強化するために、広域、主要拠点、地域を結ぶネットワークの形成を進めます。

（2）市内の各拠点をつなぐ交通ネットワークの維持・強化

市内の各拠点（都市拠点・市民生活拠点・地区拠点）をつなぐ公共交通ネットワークを強化し、ネットワークの利便性及びアクセス機能の維持・強化を図ります。

（3）いつでも安心して移動でき、歩くことで健康になるまちづくり

いつでも安全に安心して移動できるまちを実現するため、少子高齢化の時代を見据えユニバーサルデザインに沿った歩道及び自転車が通行しやすい環境整備を図り、歩くことで健康になるまちづくりを進めます。

2－2軸を構成する道路・公共交通の役割

将来都市構造で示されている軸について、その役割ごとに分類し、道路や公共交通との関係性を示します。

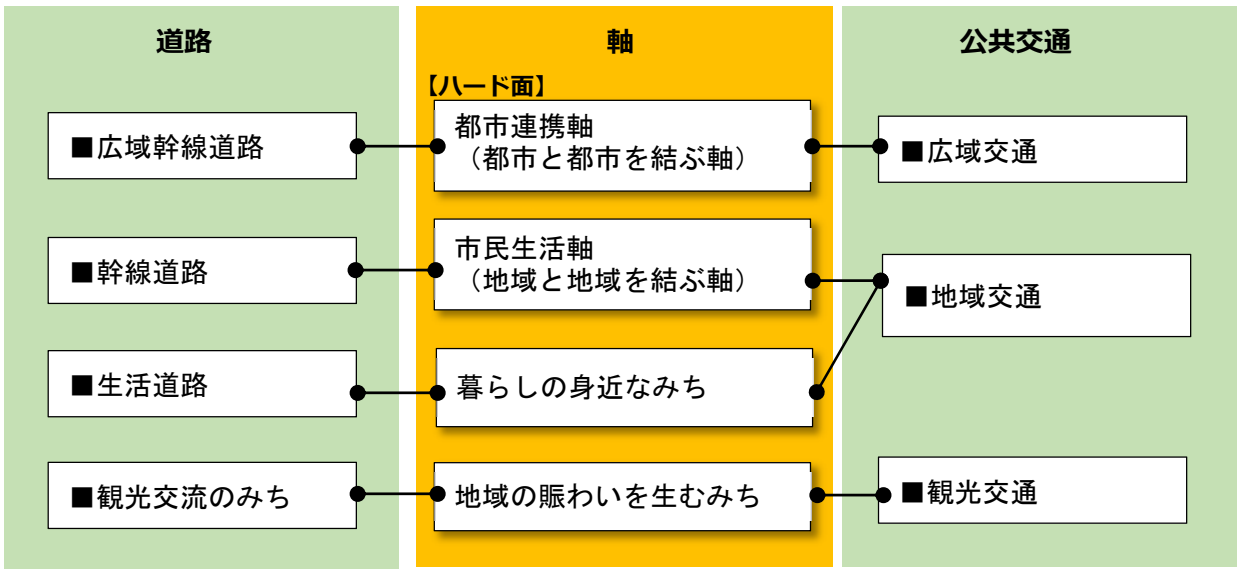

２－３道路の個別方針

（１）道路ネットワークの構成

道路機能	主な路線名
広域幹線道路	・中央自動車道　　・西関東連絡道路 ・国道 20 号　・国道 140 号　・国道 411 号　等
幹線道路	・主要地方道 38 号（塩山勝沼線）　・主要地方道 34 号（白井甲州線） ・県道 204 号線（休息山梨線）　・県道 214 号（休息勝沼線） ・都市計画道路（塩山バイパス他）　・市道下塩後 22 号線　等
生活道路	・その他の道路
観光交流のみち	・フルーツライン　・ハイキング、トレッキングコース　等

（２）道路機能別の整備方針

①広域幹線道路

広域幹線道路については、本市と他都市を結ぶ軸として、国・県及び関係機関のとの連携を強化し、計画的な整備の促進を図ります。

②幹線道路

■地域幹線道路

地域幹線道路については、地域と地域を結ぶ路線として、交通の利便性を向上させるため、近隣市町村及び関係機関との連携を図り、計画的な整備の促進を図ります。

特に、市道下塩後 22 号線は、病院や商業施設などの都市施設があり、市民生活拠点として日常生活を支える路線であり、東西をつなぐ道路として、産業面（業務・商業）での効果が期待できます。

また、西関東連絡道路と国道 411 号を結ぶ道路の整備は、広域的な移動だけでなく、地域的な移動もスムーズに行えるようになることから、計画的な整備の促進を関係機関に促します。

さらに、市内をスムーズに移動するための市街地を含む環状機能を持つ道路の整備を進めます。

■鉄道駅や都市拠点へのアクセス道路

歴史と文化を感じつつ、安全な歩行空間を確保しながら、人にやさしく歩いて楽しい道づくりを図るため、未整備の都市計画街路の整備を図り、周遊性の高い道路整備を進めます。

このことにより、空き地などの低・未利用地の活用を図り、計画的な都市機能の誘導を図ります。

■商業地を形成する道路

中央通りと塩山バイパスは、近隣商業地域に位置し、商業地が形成されるとともに、神社仏閣や塩山温泉等の観光地へつながっています。歩いて楽しめる歩行空間やたまり場の創出、生活・文化・行政等の多様な機能の誘導、空き店舗の活用等により、歩いて楽しめる賑わいのある空間づくりを図ります。

③生活道路

暮らしを支える身近な道は、自然にあいさつが生まれ、安心して歩ける地域の交流が図れる道づくりを目指します。道路の安全性、利便性の向上を目指し、歴史的な景観や果樹園景観を守りつつ、道路整備の課題点について改善を図るとともに、ユニバーサルデザインによる歩行空間の確保を推進します。

また、フラット歩道の整備を促進するとともに、レンタサイクルの取り組みの活用拡大等自転車利用の推進に向けた環境づくりを進めます。

道路パトロールの強化を図り、路面の適切な維持管理に努め、地域の道路に愛着を持ち、美化・清掃・簡易的補修等を行う住民に対し、必要な道具・材料を提供し支援していきます。

④観光交流のみち

■フルーツラインやハイキング、トレッキングコースの活用

フルーツラインは、主要な観光拠点を結ぶだけでなく、景観を楽しんでいただく道路でもあり、地域産業を支える道路でもあります。また、自然環境に恵まれた本市は、ハイキング、トレッキング及びトレイルランなどにも活用いただける道があり、地元住民だけでなく大勢の皆さんに利用いただいていますが、更なる利活用の向上を図ります。

■ウォーキングコースの整備

本市ではウォーキングイベントが盛んであり、行政だけでなく住民主催のフットパス（昔ながらの景観を楽しみながら歩くこと）等のイベントが開催されています。ユニバーサルデザインに配慮した歩行空間及び案内マップや標識などの整備充実を図り、歴史・文化資産や景観を楽しむ散歩道としての活用を図ります。

また、人口減少及び少子・高齢化が進む中、高齢になっても地域で元気に暮らせる社会を実現するためには「健幸＝健康で幸せ（身体面の健康だけでなく、人々が生きがいを感じ、安心して自分らしい豊かな生活を送れること）」に対する支援が求められています。各種健康づくり事業とも連携を図りながら、住民の健康づくりの取り組みを進めます。

■自転車道の整備推進

山梨県は、自転車活用推進法の制定をうけ、令和元（2019）年 9 月に「山梨県自転車活用推進計画」を策定し、「サイクル王国やまなし」を目指していることを踏まえ、本市においてもレンタサイクル事業等を利活用し地域の特性に応じた周遊観光の取り組みを進めます。

【道路・交通体系整備の方針図】

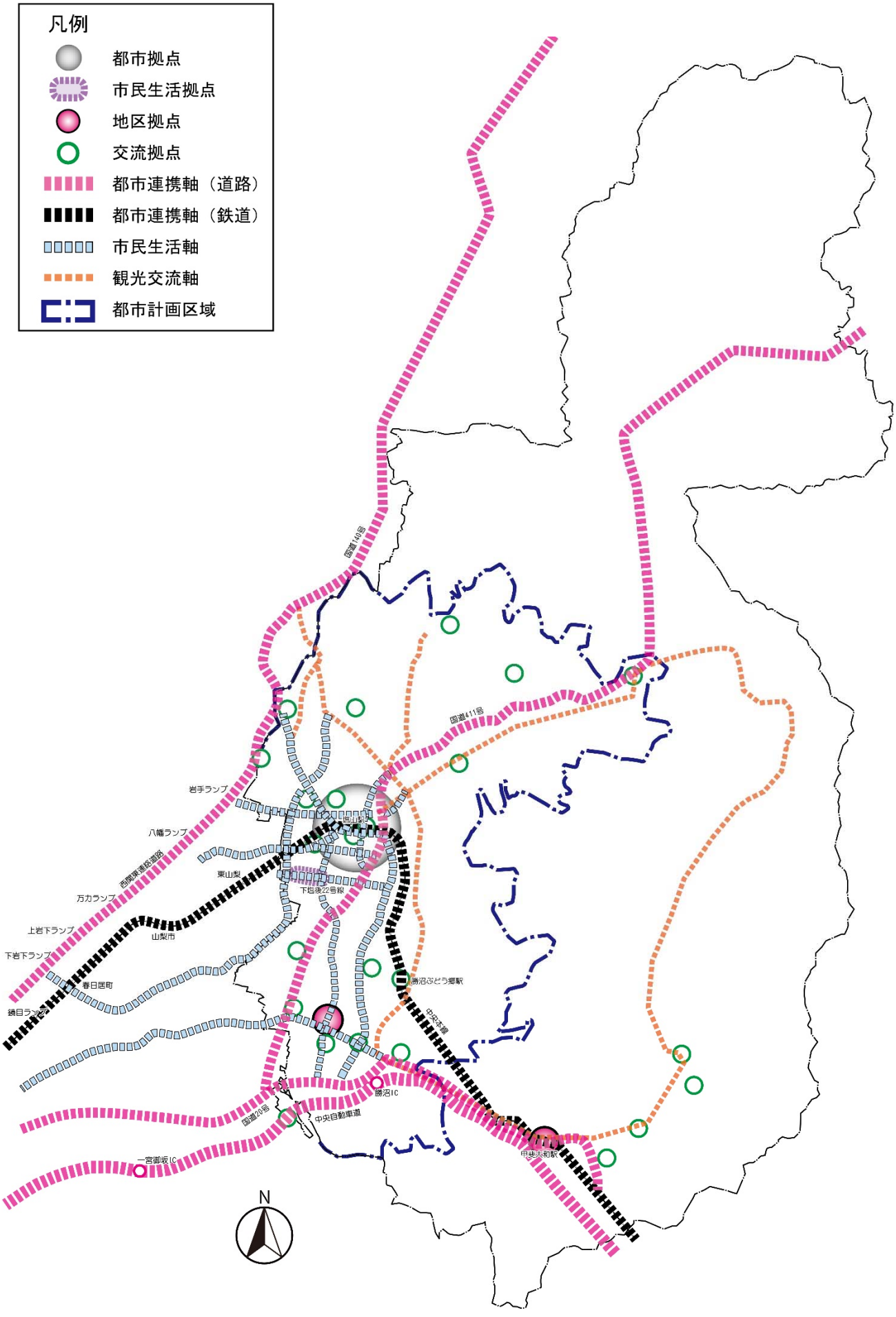

２－４公共交通体系の個別方針

公共交通機関については、市民ニーズに対応できるよう「甲州市地域交通網形成計画」を踏まえ、自動車交通との適切な役割分担の下、公共交通網の充実を図ります。

（１）公共交通ネットワークの構成

公共交通の階層	主な公共交通
広域交通	・鉄道（ＪＲ中央本線）　・高速バス
地域交通	・路線バス　・デマンドバス　・タクシー
観光交通	・周遊バス　・電動自転車　・タクシー

（２）公共交通の整備方針

①鉄道等の利活用促進

市内にはＪＲ中央本線の塩山駅・勝沼ぶどう郷駅・甲斐大和駅の３つの駅があります。

鉄道は、自動車を運転できない子供や高齢者を含め、誰もが利用できる身近で重要な移動手段であり、地球環境にやさしい交通手段です。そこで、駅周辺のユニバーサルデザイン化を進めるとともに、自家用車や自転車・バス等からのスムーズな乗り換えを実現する快適な駅前広場の改修及び維持に努めます。

また、各駅は来訪者の玄関口としても重要な位置づけであることから、観光情報の提供や休息できる空間など、快適に過ごせる環境づくりを関係機関とともに進めます。

さらに、首都圏と結ぶ高速バスの維持・利便性の向上を図ります。

②路線バス網の充実とデマンドバスの運行

市街地及び各拠点間を結ぶ交通として、塩山都市拠点から市民生活拠点、勝沼地区拠点及び大和地区拠点までの公共交通の利便性を向上させ、通勤、通学、買物及び通院など住民の日常生活を支えます。

③観光交通の充実

鉄道等を利用して来訪する観光客の移動手段を確保するため、ＪＲ中央本線と市内路線バスの接続の改善や観光施設を回る観光周遊バスの運行をバス事業者と調整し継続します。

また、歩く観光を進めるため、「パーク＆ウォーク」を検討するとともに、レンタサイクルによる広域観光の取り組みを進めます。

④将来的な公共交通への取り組み

将来的な労働人口不足等に対応するため、電動バスや自動運転自動車の運行が試験的に実施され、その運用等について関係機関が検討を始めています。

本市においても、各拠点間を移動する公共交通の自動運転車両の導入の検討を図る等により、安全安心な公共交通網の整備を図ります。

3　地域資源＋賑わい交流まちづくりの方針

固有の地域資源を活かし、人々が交流し賑わうまちを目指します

本市の自然、歴史・文化資産等は、独自の地域資源となっており、まちに大きな魅力をもたらしています。「甲州市歴史的風致維持向上計画」及び本市を含む峡東地域の果樹農業が「日本農業遺産」に認定され、山梨県、埼玉県、長野県及び東京都は「甲武信ユネスコエコパーク」に登録されました。今後は、これらの地域資源を守るだけでなく活用することで、まちの魅力をさらに高めていくことが重要です。

様々な地域資源について、その特性に合わせて適切に整備し活用を進め、市民のまちへの愛着を育むとともに、人々が交流し賑わう場として成長するまちを目指します。

3－1 地域資源＋賑わい交流まちづくりの基本的な考え方

代々受け継がれてきた地域固有の歴史や文化といった資源を守りながら、市内外へ発信し、本市へ人を呼び込み賑わいを生み出すための活用を図ります。

また、水と緑といった自然環境を活かし、人々が交流できる水・緑の拠点の整備やこれらを結ぶネットワークの形成を図ります。

実現に向けて地域住民と行政の協働による取り組みを進めます。

3－2 地域資源＋賑わい交流まちづくりの個別方針

（1）歴史・文化を活かし賑わいや潤いにつなげるまち

①歴史・文化を重視したまちづくりの誘導（面としての保全・活用）

「甲州市歴史的風致維持向上計画」に基づき、歴史・文化資産の特性や地域特性を踏まえ、地域住民との協働により保全と活用を図ります。

歴史的風致維持向上計画の重点区域においては、景観計画に基づき個性ある景観の維持・形成を図ります。

併せて、散策を楽しめるようなルートやサイン、スポットの整備等を図ります。

②点在する歴史・文化資産や果樹園景観等を結ぶ歩くルートの形成（つなぐ線）

果樹園景観は、地域の歴史・文化を実感できる資産として、維持・形成し景観の連なりが実感できる散策ルートの整備を進めとともに、沿道の住宅等と連携し、繋がりのある景観の形成を図ります。

さらに、フットパス等のウォーキングイベントに活用できる散策及び案内ルートマップ・標識など、甲州市サイン計画に基づいたサイン整備を進めます。

③景観を楽しむ視点場（ビューポイント）の整備や、観光資源としての歴史・文化資産の保全・活用（点）

果樹園景観を望むことができる視点場（ビューポイント）の設定や、地域の歴史・文化資産をさらに発掘し、新たな観光資源として誘客につなげていくため保全・活用を図ります。

また、果樹園景観と併せて住宅地における生垣の形成や、昔からの集落における古木の保全など、地域の特性に合わせた景観の創出に努めます。

④協働による自然・歴史・文化による魅力づくり

ボランティアやまちづくり団体等と連携し、まちの案内や魅力ある歴史・文化資産やスポットの発掘等に取り組み、市民一人ひとりが市の自然や食文化、歴史・文化資産を理解し、住民によるおもてなしの底上げを図ります。

市内のまちづくり組織と協働し、歴史・文化資産の発信とともに、地元文化を意識した景観の整備・誘導、地域の賑わいづくり等に取り組みます。

また、基盤となる公園だけでなく、神社仏閣、果樹園など、身近なオープンスペースの活用を検討します。

その他、学校教育やコミュニティ活動における歴史・文化資産の活用、身近な緑や環境、生物多様性等について学ぶ環境学習等の取り組みなど、さまざまな場面で本市の歴史・文化資産を意識できる取り組みを進め、まちの愛着につながるまちづくりを図ります。

（２）自然を活かす賑わい交流づくり

少子・高齢化や人口構造の変化を背景として、公園・広場に対するニーズも多様化していくことから、誰もが快適に利用できるユニバーサルデザインに配慮して、健康づくり、コミュニティの場づくり、更には防災まちづくり等の他分野にわたる視点を持ちながら地域に親しまれる公園を活用した交流を図る。

①歴史を感じる公園

歴史公園「甘草屋敷」、於曽公園

塩山駅周辺の市街地に位置し、歴史の深みを感じさせる文化財でもある甘草屋敷や於曽公園は、歴史や季節の行事を楽しむ場として、文化財を活かした整備と活用を図ります。

②スポーツ、レクリエーションを楽しむ公園

塩山ふれあいの森総合公園、甲州市・オルビスの森

自然とのふれあいの場の場、世代を超えてスポーツやレクリエーションを楽しむ健康づくりの場として、整備と活用を進めます。

③身近な公園

近隣公園：勝沼中央公園

街区公園：於曽第 2 公園、塩後ふれあい公園、勝沼ぶどう郷駅前公園、勝沼健康公園、祝青空公園、上岩崎公園、等々力公園、四季の里公園、山御崎坂公園、勝沼ぶどう郷駅前第 2 公園

市街地にある街区、近隣公園については、身近な集いや憩いの場所としての機能充実を図ります。また、日々の維持管理を徹底し、老朽化が進行している公園については、利用者や地域のニーズに合うようリニューアルを進めます。

さらに、身近な公園が少ない地域については、公共公益施設などとの一体的な公園整備を図ります。

④水辺公園

小佐手水辺公園　他

本市には、重川をはじめとして市街地内に水とふれあえる場所があります。これらは市内の景観を特徴づけ、住民の生活に潤いを与えています。このような場所を水の拠点として捉え、河川並木や親水護岸の整備、水質浄化等を促進し、うるおいある水の景観づくりを図ります。

また、今後も住民参加による良好な水環境づくりを進めていくため、河川清掃等を行う団体等の支援を進めます。

⑤水のネットワーク

重川、日川

河川沿いや沿道緑化などにより連続性のある水と公園のネットワークを形成します。

市街地周辺を流れる河川は、豊かな自然環境を感じることのできる空間として活かし、生態系への配慮や都市緑化との連続性を感じさせるネットワークを形成します。さらに、地域風土を感じさせる水路（堰）の活用を図ります。

（3）協働する場づくり　～公共公益施設のあり方～

①公共公益施設の整備充実

持続可能なまちづくりに向けて、甲州市公共施設等総合管理計画に基づく施設の集約化等及び様々な機能を持つ複合公共施設の検討を進めたうえで、適切な公共施設等の整備及び配置管理に努めます。

また、周辺自治体等と連携した施設の整備や利活用を促進するとともに、情報ネットワーク等により情報を共有化し、利便性の向上を図ります。

■福祉関係施設

障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすい福祉関係施設の充実を図るとともに、高齢者施設、障害者施設及び児童福祉施設等との連携を強化し、地域の住民の交流を図ることができる機会の実現に向け検討します。

■教育施設

安全で快適な教育環境を目指し、甲州市学校施設長寿命化計画及び甲州市学校施設個別施設計画に基づき、将来的な児童・生徒数の動向を踏まえ、施設規模の適正化等を検討します。

■集会施設

地区ごとに整備されている公民館については、地域コミュニティの核として施設内容の充実や各種支援を推進するとともに、避難所としての役割もあることから、災害対策品や備蓄品の充実を図ります。

■文化関連施設

施設整備や活動については周辺自治体等との連携を強化し、既存施設についても施設を活かした再整備を含め有効な利活用を検討します。

■水道施設

本市は地形的特徴から複数の水源を有し、安全安心で清廉な水道水を配水するため、「新水道ビジョン」による「持続」「安全」「強靭」に関する取り組みを進め、維持管理及び経営を図ります。

■下水道施設

本市の資源であるきれいな水を守るため、住宅密集地など、公共水域の水質向上に効果の高い地区を優先して整備を進めます。

また、既存の管渠については、長寿命化計画を策定し、適正な維持管理を行い、施設の長寿命化を図ります。

さらに、下水道区域外については、河川上流部地区への市設置型合併浄化槽の普及を推進します。

■ごみ焼却施設、汚物処理施設

甲府・峡東クリーンセンターでごみの適正な処理を進めつつ、循環型社会の形成を目指し、リサイクルステーションによる分別収集や3R運動など、ごみの減量化に向けたライフスタイルへの展開を進めます。

また、平成15（2003）年に整備された甲州市環境センターし尿処理場の長寿命化を図ります。

【地域資源＋賑わい交流まちづくりの方針図】

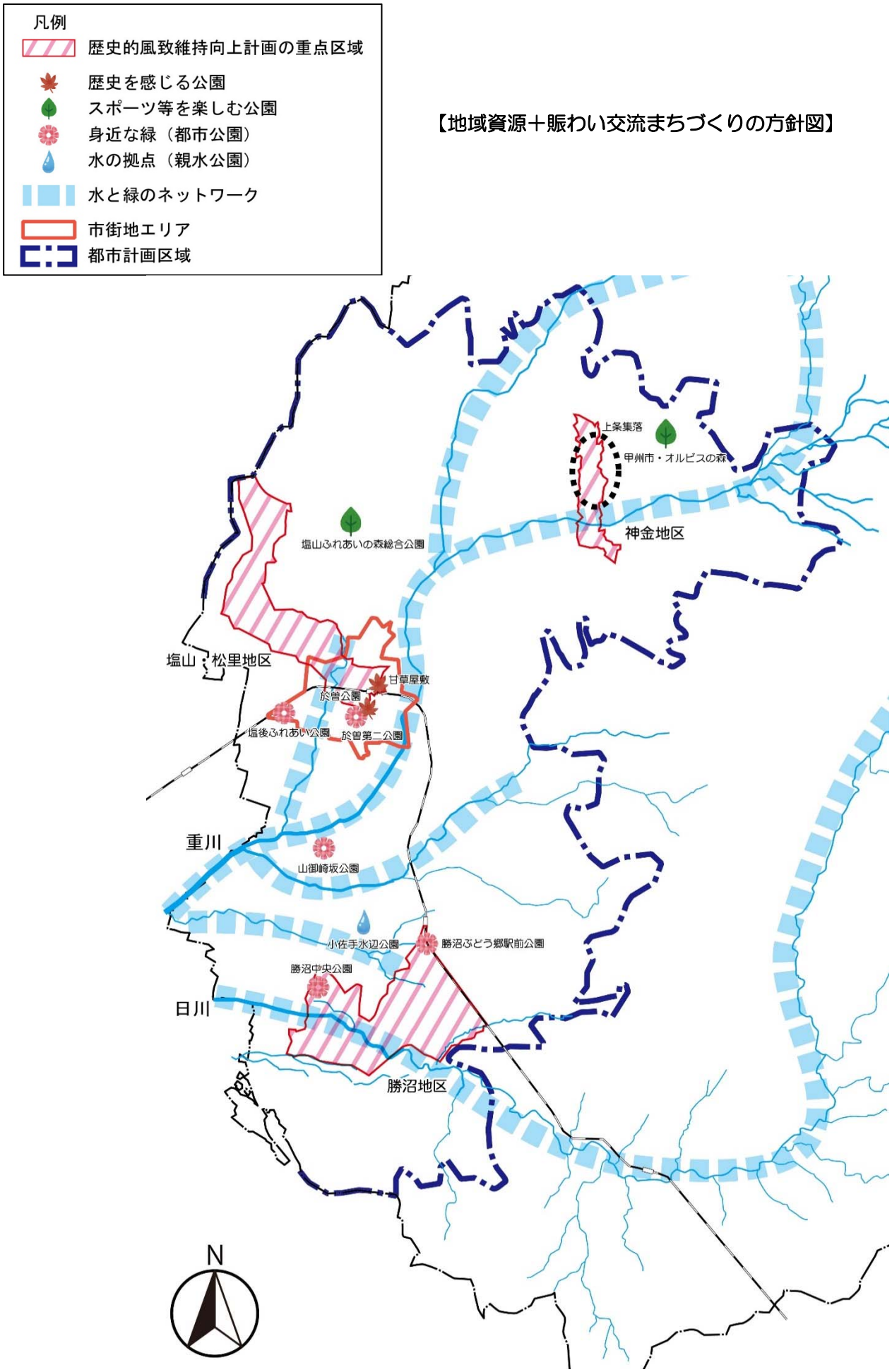

４　美しい景観づくりの方針

美しい景観をこれからも育てていきます

景観は、魅力と風格を決定する重要な構成要素であり、これまで培われてきた文化の集大成といえます。また、住民にとっては、ふるさとへの愛着と誇りを身近に感じられる最も重要な財産の一つです。

景観は、長い歴史の中で培われた文化や住民の暮らしぶりが反映されたものであり、長い期間をかけて少しずつ育てていくものです。

歴史ある景観や美しい自然景観、農業を支える景観など様々な景観を今後も協働して守り、より美しい景観を将来に向けて育てていきます。

４－１美しい景観づくりの基本的な考え方

本市の独自の景観は、産業、観光、文化等の様々な分野において関わりが深く、人々の生活に密接に関わっています。本市らしい景観を次世代に引き継いでいくために、「景観計画」に基づき、広く市民が共有すべきまちの資産として認識し、育んでいけるよう意識向上を図ります。

恵まれた自然環境や主要産業である農業による「眺望景観」、地域固有の歴史や文化等によって成り立ってきた「地区景観」を守り育んでいくため、土地利用のコントロールや誘導を図ります。

４－２美しい景観づくりの個別方針

（１）眺望景観の形成

本市は、1,784mもの標高差のある地形を有しており、富士山や南アルプスなどの眺望が特に良好です。これらの特徴的な眺望地点においては、景観資源の保全や景観を守るための地区計画等の施策を検討しています。

高台から見下ろす果樹園、盆地である街なかから見渡せる山並み等の良好な景観を形成する重要な要素を守り育てます。

（２）自然・歴史・文化等の魅力を活かした景観の形成

本市は、日本農業遺産に認定され、さらに世界農業遺産の登録及び文化的景観の認定を目指すなど、生活やなりわいから生み出された景観を守り活かす取り組みが進められています。

地域住民と協働し、景観形成に関する取り組みや地区計画等により良好な景観の維持を図ります。

①個性ある地区景観の環境整備

■まちのゾーン

商業施設、住宅等の都市機能が集積する区域。建築物、工作物等の新築、増改築等を行う際には、伝統的な建築様式等を参考に、本市らしい美しく良質な景観形成を図ります。

■農地・集落のゾーン：平地農地・集落ゾーン

盆地の平野部に立地する農地・集落。特に果樹栽培の推進を中心に、美しい農地と集落が一体となった環境づくりを目指します。

■農地・集落のゾーン：里山農地・集落ゾーン

山裾付近の傾斜地に立地する農地・集落。鳥獣害等による農作物被害防止を進め、農業の振興を図りながら、耕作放棄地への対応や無秩序な土地利用のコントロール等を図り、農山村景観を保全します。

■森林のゾーン：里山森林ゾーン

集落や歴史的建造物等の背景となる区域であり、自然を身近に感じられる場及び自然に関わるレクリエーションの場としての整備や、眺望地点の確保を図ります。

■森林のゾーン：山岳森林ゾーン

自然植生を保全すべき区域とし、地形や豊富な自然を活かしたレクリエーションの場としての整備、眺望地点の確保を図ります。

■森林のゾーン：自然公園ゾーン

隣接する自治体とともに自然公園（秩父多摩甲斐国立公園）、甲武信ユネスコエコパークに指定されている区域でもあることから、自然公園法に準拠し、連携を図りながら、自然環境の保全を進めます。

②良好な景観の維持保全に向けた規制・誘導

本市全域が景観計画区域となっています。そこで、建築物や工作物等の新築、増改築等、一定規模を超える開発行為等を行う際には、景観法、建築基準法、甲州市景観条例等による景観形成に影響を与える行為の制限や誘導の条件を示すとともに、調和のとれた良好な景観形成を図ります。

③果樹園景観に調和する各種施設の景観誘導

農業施策と連動して耕作放棄地の減少を図るなど、果樹園景観を保全します。

また、果樹園を望む場所では視界を遮らないような配慮を行い、建築物や工作物等を整備する場合には、果樹園と調和する色彩や素材を適用し、良好な景観づくりを進めます。

【コラム】「日本農業遺産」と「文化的景観」

■日本農業遺産：甲州市を含む峡東地域の果樹農業は、栽培果樹の多様性やその歴史、先人から引き継がれてきた優れた技術、果樹が織りなす四季折々の美しい景観などが高く評価され、農林水産大臣から平成 29（2017）年 3 月に「日本農業遺産」に認定されました。

■文化的景観：人が地域の自然（地形や地質、気象条件など）と巧みに付き合いながら生活・生業を営むことで生まれた景観のことで、平成 16（2004）年の文化財保護法改正により誕生した文化財のひとつです。
本市では「勝沼のブドウ畑とワイナリー群」を主体とした県内初の重要文化的景観選定を目指しています。

【美しい景観づくりの方針図】

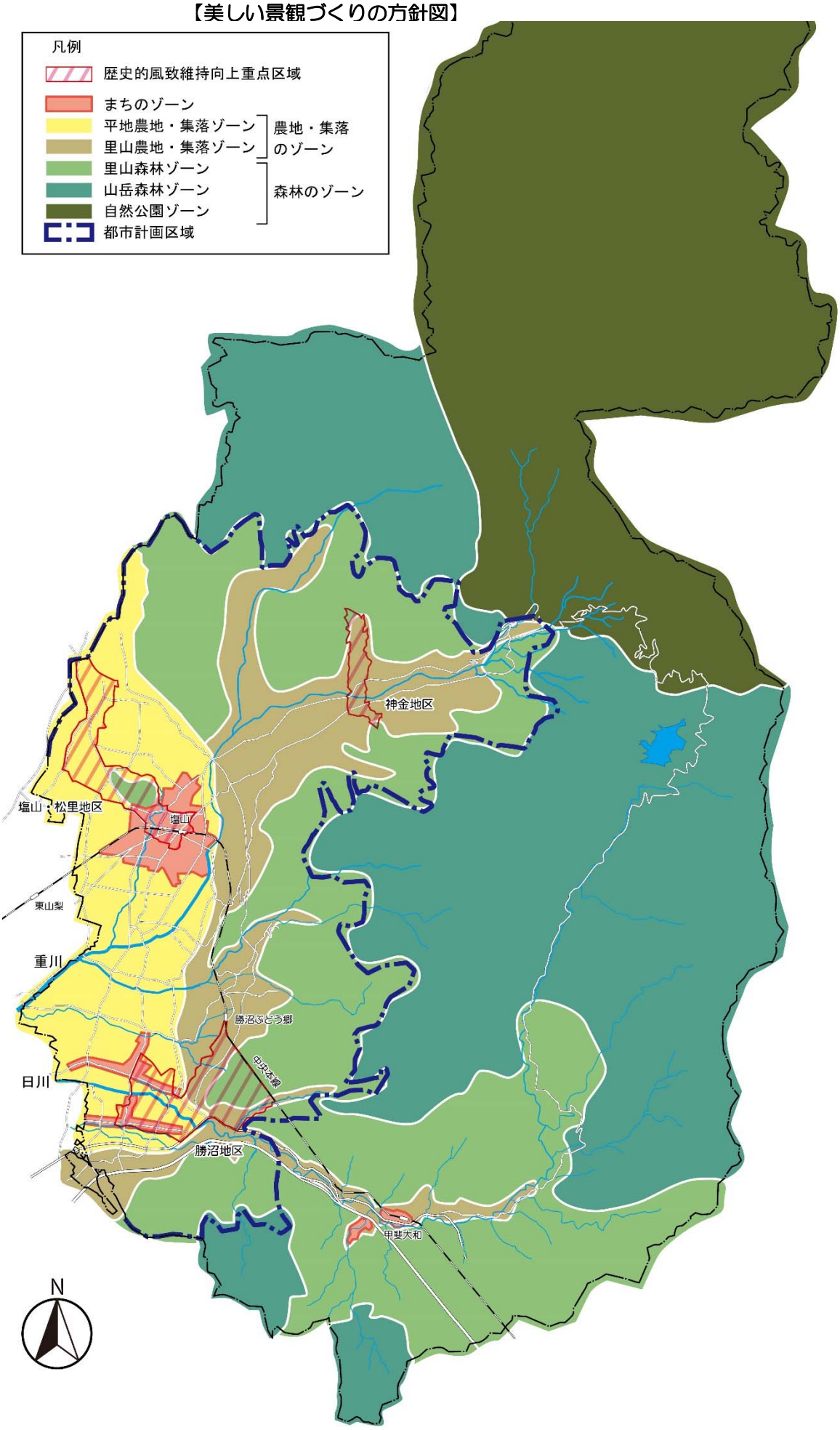

5　防災まちづくりの方針

安全・安心に暮らせるまちを目指します

平成 23（2011）年 3 月に発生した東日本大震災から、自然災害への対応は、日常的な備えだけでなく、災害発生時の迅速な初動体制の確立や被災者への支援など、人と人の繋がり・地域コミュニティ・情報ネットワーク構築等の重要性が改めて認識されました。

建物が密集する市街地では燃えにくい建物を増やしたり、避難できる道や場所を確保したりといった、災害に強く安全・安心に暮らせるまちを目指します。

また、行政の取り組みだけではなく、地域で互いに助け合い、連携しながら、住民が主体の安全・安心なまちづくりに取り組み、日頃から災害に備えておくことも大切です。

5－1 防災まちづくりの基本的な考え方

（1）災害対策としてのまちの整備

近年、地球温暖化を背景に、台風や異常気象による局地的な集中豪雨など、全国各地で想定外の自然災害が発生しています。

本市の特徴である豊かな自然環境を維持する中で、治山・治水対策を進めます。また、街なかにおける各種建物、施設の耐震化等の対策を進めます。

また、様々な災害に対応できるよう人々の避難や備蓄等に関する防災機能を備えた施設、拠点の整備を行います。

（2）防災の意識づけと災害発生時の体制

災害の種類、規模の想定が難しい中で、今後も、「自助」・「共助」・「公助」の考え方を踏まえ、行動することが重要です。市民がそれぞれの視点をもとに適切な対策がとれるよう、日頃からの意識づけや情報発信を行うとともに、地域における「地区防災計画」及び「避難所運営マニュアル」の作成の推進を図ります。

また、災害が発生した際には、いち早く市街地の機能を回復させる必要があることから、復興のまちづくりに向けた体制を図ります。

5－2 防災まちづくりの個別方針

（1）災害に強いまちづくり

①災害に強い都市構造の形成

「甲州市公共施設等総合管理計画」等を踏まえ、公共施設や避難場所に指定されている公民館等の環境整備を図ります。

また、延焼をくい止める道路、公園、緑地、河川などのオープンスペースを整備し、災害の拡大を未然に防ぐ都市づくりを進めます。

さらに、災害時の活動を支える避難路ネットワークの整備を図り、道路や橋梁などの耐震化を進め、ライフラインの耐震化を図ります。

災害時の対策として、消火用水や生活用水としての河川の活用や、防災公園・防災拠点の

整備を図ります。

また、大規模な異常気象により、社会経済活動に甚大な障害が生じた際には、新たな都市構造や土地利用を検討する必要があります。しかし、大規模災害が発生した後では、被災状況等によりまちづくりを新たに検討することが難しい場合もあります。

そのため、平常時から災害復旧活動も含めた災害に強いまちづくりをどのように進めていくのかを、関係機関や住民等と調整を図ります。

②土砂災害（土石流・がけ崩れ・地すべり）及び治水対策の推進（治山・治水対策）

関係機関と連携し、土砂災害防止対策工事等を推進するとともに、主要産業に関わる農地を保全するために、農地防災事業を推進し、無秩序な開発行為抑制のほか、水源かん養林などの保全を図ります。

また、水害に強いまちとするため、河川や用排水路を適切に管理し、必要な整備を図ります。用排水路については、地元との協働による維持管理体制を確立し、より良い状態の維持に努めます。

さらに、災害の発生に備える意識の高揚を図るため、土砂災害警戒区域及び洪水・浸水想定区域を指定した「甲州市洪水・土砂災害ハザードマップ」の周知啓発に努めます。

（２）防災拠点の整備・充実

①防災拠点の充実

地震や火災などの災害時の避難地・避難所として、公園、公民館及び小中学校等の公共施設が指定されています。

また、災害が発生した際には、公園等は救援活動や復旧活動の拠点となることから、防災拠点となる公園や広場の機能拡充及び適切な維持管理を図ります。

②情報通信システム等の活用・整備

身近な危険地域等を示した「甲州市洪水・土砂災害ハザードマップ」を活用するとともに、緊急時には災害に関する正確な情報を速やかに発信できるよう防災無線、防災メールなどの様々なシステムの整備を図ります。

（３）住民同士の助け合いによる防災の推進

防災対策の基本は「自分たちの地域は自分たちで守る」ことから、市では防災訓練やシェイクアウト訓練等を通じ、地域ぐるみの意識啓発を行っています。

今後も、「自助」として、住民の防災に対する意識向上を図り、住民自らが考え、行動できるような取り組みを進めます。

また、「共助」として、地域全体において住民同士の助け合いやボランティアなどの取り組みを進めます。

さらに、「公助」として、日頃から防災訓練等により防災への意識を高めるとともに、避難勧告等に関するガイドラインに基づく速やかな各種情報の提供などの支援を図ります。

【防災まちづくりの方針図】

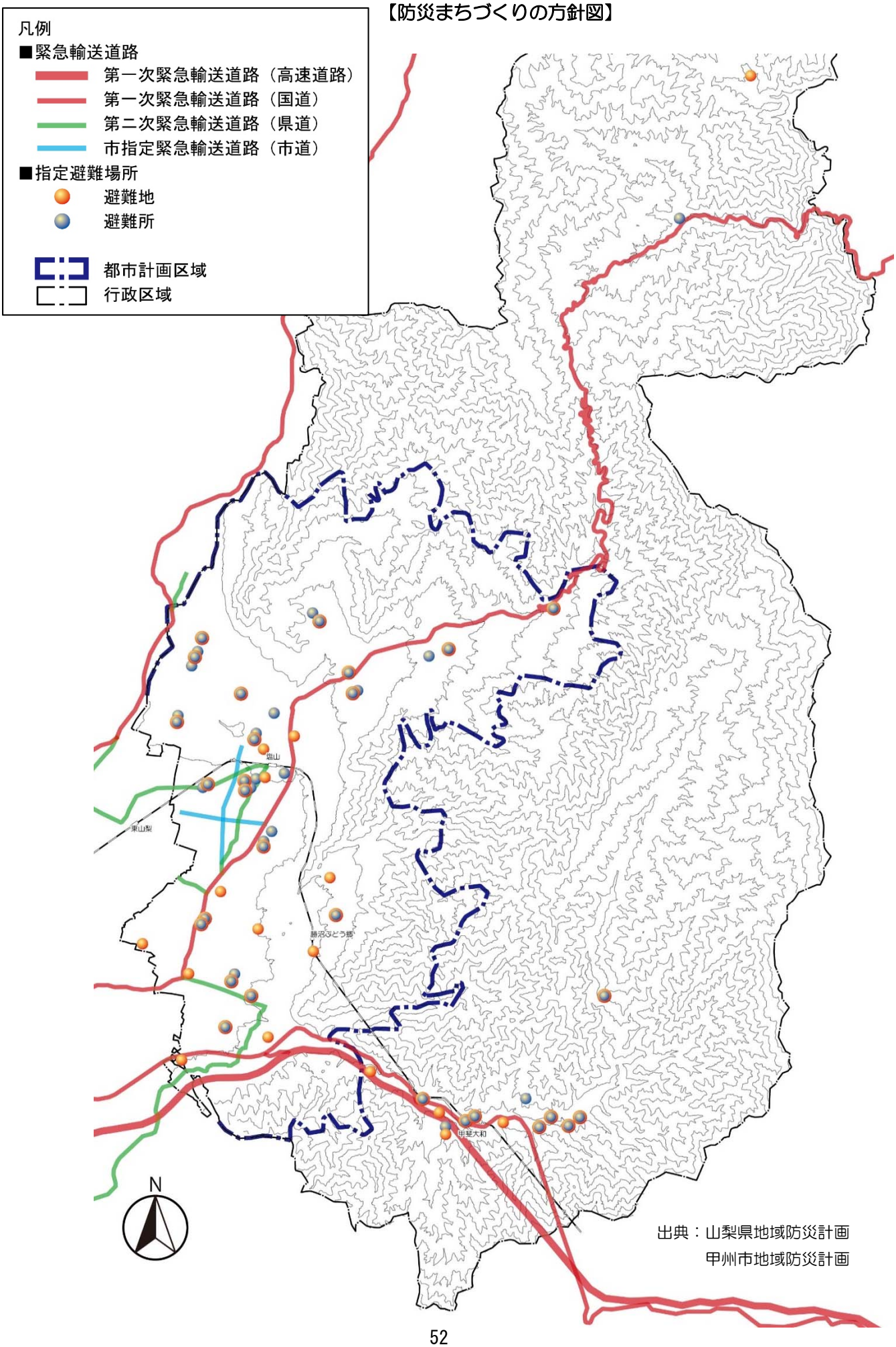

出典：山梨県地域防災計画
甲州市地域防災計画

第５章

地域別構想

1　策定の目的・地域の区分

2　地　域　別　構　想

1　策定の目的・地域の区分

1 – 1 地域別構想の策定の目的

地域別構想は、市街地や集落の一定の地域を単位としたまちづくりの指針として、全体構想で示したまちづくり方針を踏まえ、すでに一部の地域においては住民主体のまちづくり活動が進められていますが、地域ごとのまちづくり活動及びまちづくりリーダー育成の推進に繋がることを狙いとします。

また、平成 27 年国勢調査において、本市の老齢人口（平均高齢化率）は県を上回っていることをうけ、複数の集落が集まる基礎的な生活圏の中で、分散している様々な生活サービスや地域活動をつなぎ、人やもの、サービスの循環を図ることで生活を支える新しい地域運営の仕組みを作る「小さな拠点」を形成し、都市拠点等の拠点と連携する交通ネットワークを形成し、暮らしやすいまちづくりを目指します。

1 – 2 地域の区分

本方針における地域の区分は、まちづくりを地域で連携して進めていくため、地域の現況やまちづくりの課題の同質性を基本として、以下の 5 つの地域に区分しました。

- **北部地域**
- **塩山地区市街地及び周辺地域**
- **中部地域**
- **南部地域**
- **東部地域**

【地域区分及び各拠点の位置】

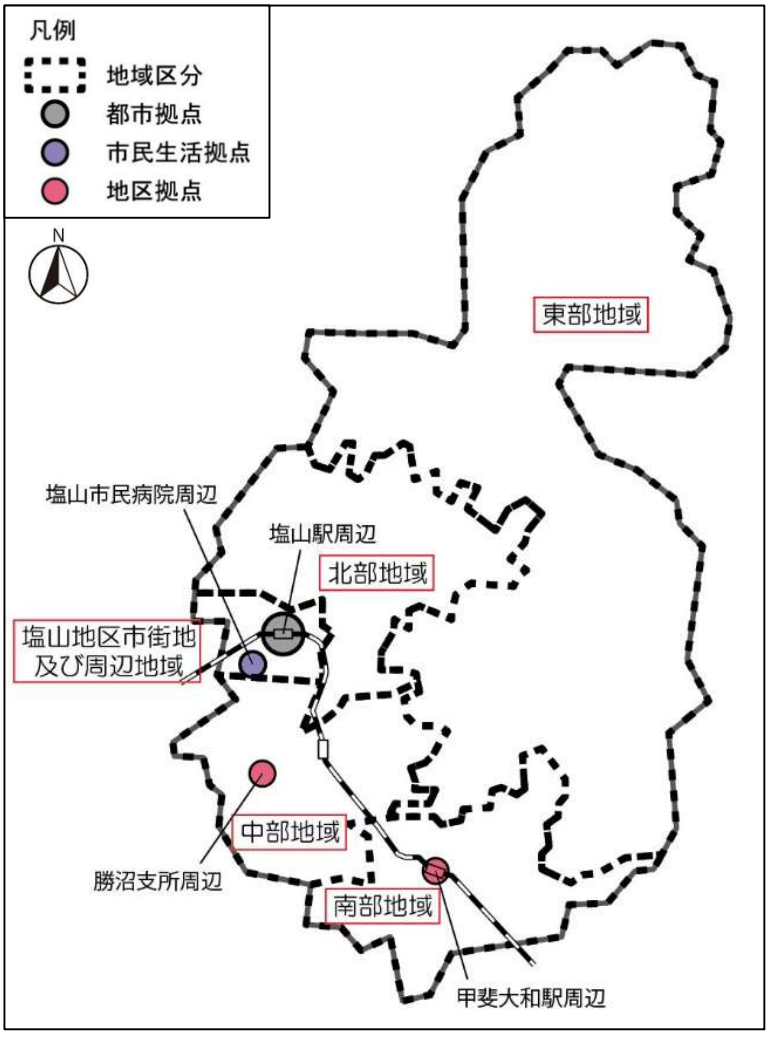

区分の考え方

- 土地利用の同質性
- 地域の形成経緯やまちづくり資源の同質性
- 地形的な分断やつながり
- 全体構想に示す課題や方向の考え方

2　地域別構想

2－1 北部地域

（1）地域の現況特性・課題

①現況特性

・塩山地区市街地の北から東にかけ、重川沿いの日当たりの良い緩斜面である扇状地に、果樹園及び集落、その背景に位置する民有林地により形成されています。
・恵林寺・放光寺・雲峰寺といった寺社だけでなく、平成 27（2015）年 7 月に重要伝統的建造物群保存地区に選定された上条集落等の歴史・文化資産、優れた景観等の多様な地域資源を多く有しています。
・蛍の住む川、ザゼンソウ群他の豊かな自然、歴史・文化資産等を活かし、都市部と地域の交流を図り、地域の活性化に向けた活用と保全が期待されます。
・住民が主体のまちづくり活動が進められています。
・地域全体において、人口が減少し高齢化が進んでいます。
・本地域の中には、背後に土砂災害における危険箇所を有している集落等があることから、自然災害等に対するリスクを認識し、これに備える必要があります。

【国勢調査（平成 27 年度）における人口総数（500mメッシュあたり）】

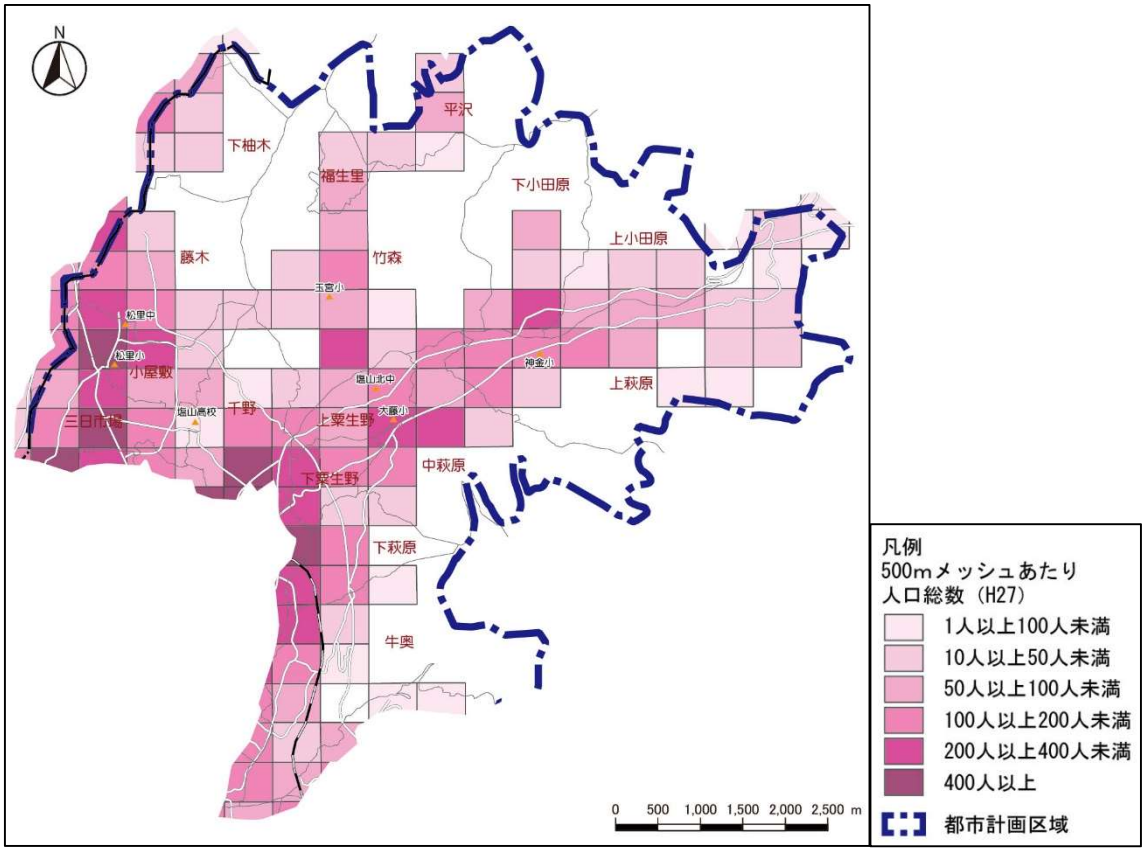

【国勢調査（平成 17 年度～平成 27 年度）における人口増減数（500mメッシュあたり）】

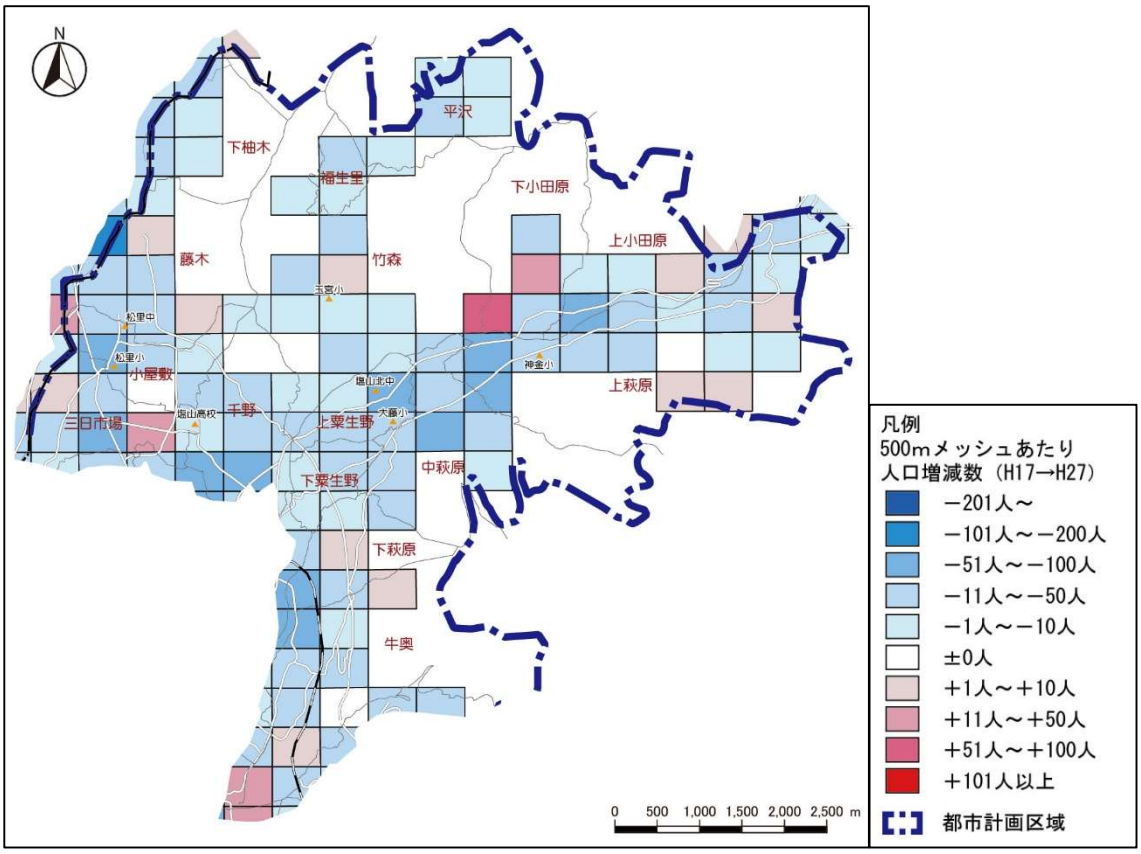

	H17（2005）	H22（2010）	H27（2015）
人　口（人）	10,430	9,687	9,031
世帯数（世帯）	3,527	3,580	3,595

②課題

土地利用	・豊かな自然環境と調和した居住環境の保全 ・集落地における生活基盤の整備
道路・交通体系整備	・各拠点（特に塩山駅周辺、塩山市民病院周辺）との連携の強化 ・地域が有する歴史・文化資産を活かした散策路、遊歩道等の整備
地域資源＋賑わい交流まちづくり	・恵林寺・重要伝統的建造物群保存地区（上条集落）等の地域が有する歴史・文化資産等の活用の促進 ・保健休養、レクリエーション、環境学習の場としての森林の活用
美しい景観づくり	・緩斜面である扇状地に形成されている集落、その背景にある森林及び果樹園景観の保全 ・地域の特性を活かした修景の誘導
防災まちづくり	・自然災害等に対応し、安全を図るための治山・治水対策 ・防災に対する意識向上及び災害発生時における助け合い体制等への取り組み

（２）地域のまちづくりの将来像

将来像

雄大な重川扇状地に広がる
ゆとりある暮らしと交流のまちづくり

背後に里山を抱える広がりのある扇状地に果樹園、集落、河川が一体となった個性ある集落地域を形成しています。これらの良好な郷土の景観や伝統文化により培われた地域環境を守りつつ、ゆとりある暮らしと交流のまちづくりをめざします。

【上条集落】

【恵林寺】

（３）まちづくりの方針

優れた居住環境及び自然環境の保全を図ります

▼　実現に向けたメニュー

・屋敷林のあるゆとりある集落や宅地の規模を確保及び環境整備、併せてそれらを取り巻くまとまりのある果樹園の保全
・重川沿い段丘の緑と屋敷林等の地域を囲む帯としての緑の保全
・地形や地域景観を活かした宅地開発や建築物の形態意匠のコントロールと促進
・農地と宅地の共存に向けた都市施設の整備、無秩序な開発の抑制及び周辺との調和のとれた土地利用のコントロール

日常生活の利便性向上及び
自然、歴史・文化資産を活用した散策路等の整備を進めます

▼　実現に向けたメニュー

・デマンドバスや路線バス等の公共交通の利便性の向上及び利用の促進
・歴史・文化資産（雲峰寺、慈雲寺、放光寺、恵林寺等の神社、上条集落等）周辺の歴史散策路及びサイン計画に沿った案内板等の整備
・国道 411 号の計画的な整備の促進

個性あふれる地域景観や自然、歴史・文化資産の保全及び活用による交流の場の整備を進めます

▼　実現に向けたメニュー

・民有林の再生・活用（災害防止に向けた関係機関との連携による治山・治水対策、防護柵の設置等）、耕作放棄地の再生・活用（農地の集約、獣害対策等）
・優れた水環境の保全（水質低下への対処、生活排水処理施設の整備促進等）
・集落を取り巻くまとまりのある果樹園の保全
・伝統的建造物群及び歴史・文化資産周辺の環境保全と修景の誘導及び無秩序な開発のコントロール
・農山村景観の保全、里山の自然を活かした多様化する状況に対応できる環境の整備
・塩山ふれあいの森総合公園、平沢ざぜん草公園等の活用による都市部との交流促進
・地域住民が主体となり暮らしの維持や活性化の取り組みを行う「小さな拠点」づくり

【まちづくり方針図】

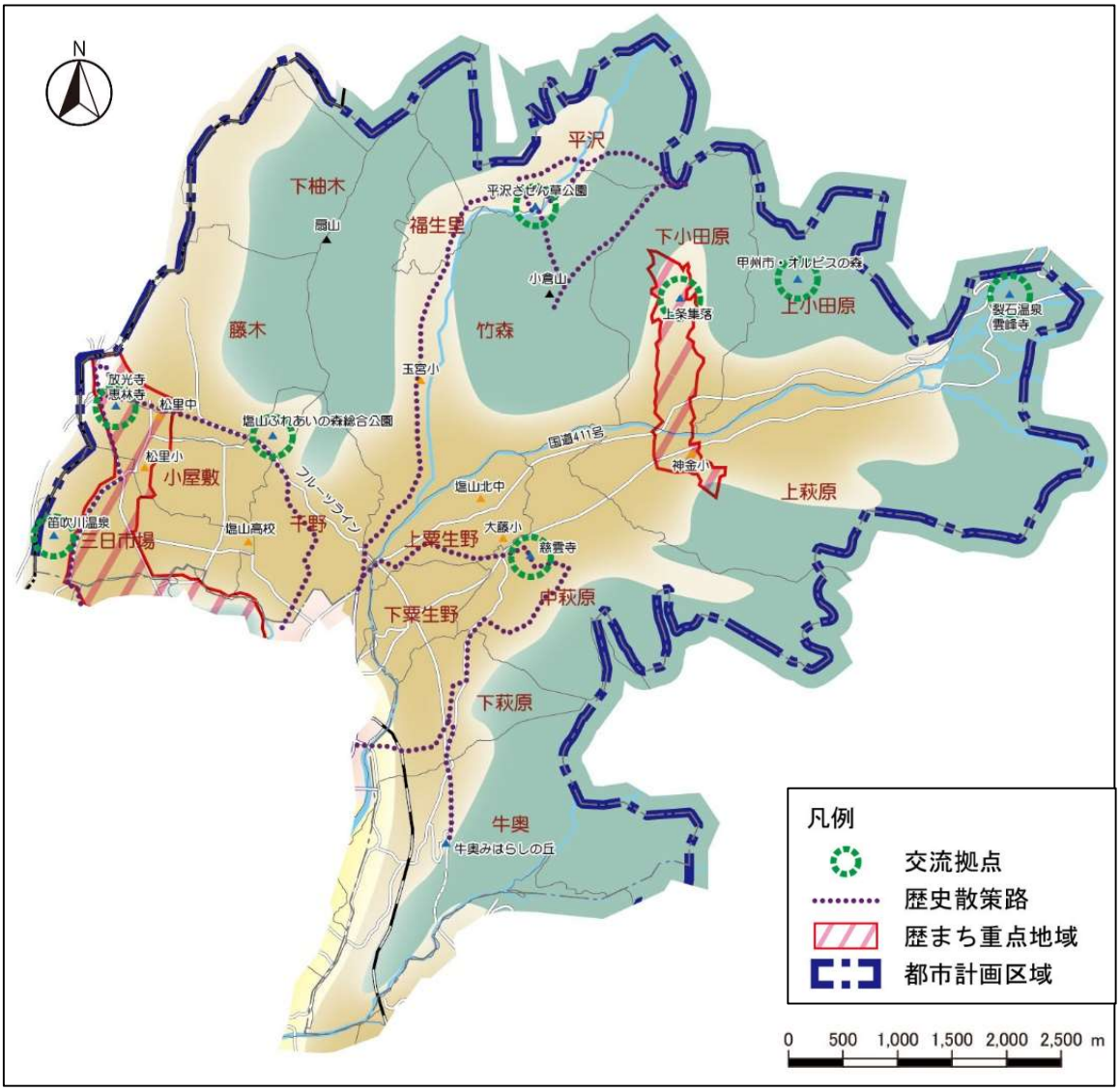

２－２塩山地区市街地及び周辺地域

（１）地域の現況特性・課題

①現況特性

・塩山駅周辺の市街地を中心とした地域です。市街地には用途地域を指定し、街なか居住を支える住宅地及び商業・業務地としての土地利用が進んでいます。
・本市の住民の約 4 割がこの地域に住んでいますが、中心市街地における人口減少が進む一方で、市街地周辺地域で人口の増加がみられます（下図、右図参照）。
・商業施設等が周辺地域（市民生活拠点）で増加しています。

都市拠点：塩山駅周辺

・本市全体の中心となる都市拠点として、更なる利便性等の向上を図るために、施設整備を進めていく必要が高い地域であり、特に駅前と一体となって進める駅南側における低・未利用地を活用した再整備が必要です。
・塩山駅は、年間約 150 万人の乗降客が利用する本市の玄関口です。ＪＲ中央本線の特急も停車し、路線バス等のターミナルともなっていることから、交流及び連携の拠点でもあります。

市民生活拠点：塩山市民病院周辺

・塩山市民病院周辺の沿道（塩山バイパス、市道下塩後 22 号線等）に多くの商業施設が立地しています。
・日常生活における都市機能が集積しており、その機能の維持に努める一方で、土地利用の混在や無秩序な開発などをコントロールするために土地利用についての検討が必要な地域です。

【国勢調査（平成 27 年度）における人口総数（500mメッシュあたり）】

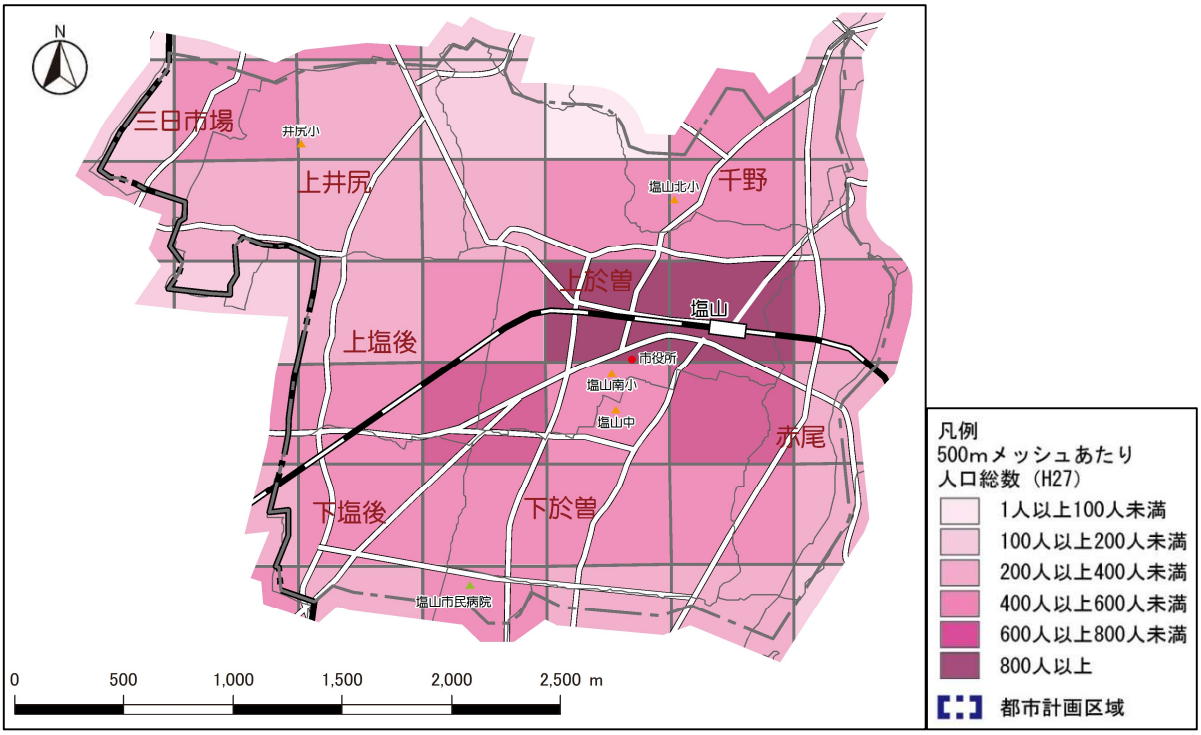

【国勢調査（平成 17 年度～平成 27 年度）における人口増減数（500mメッシュあたり）】

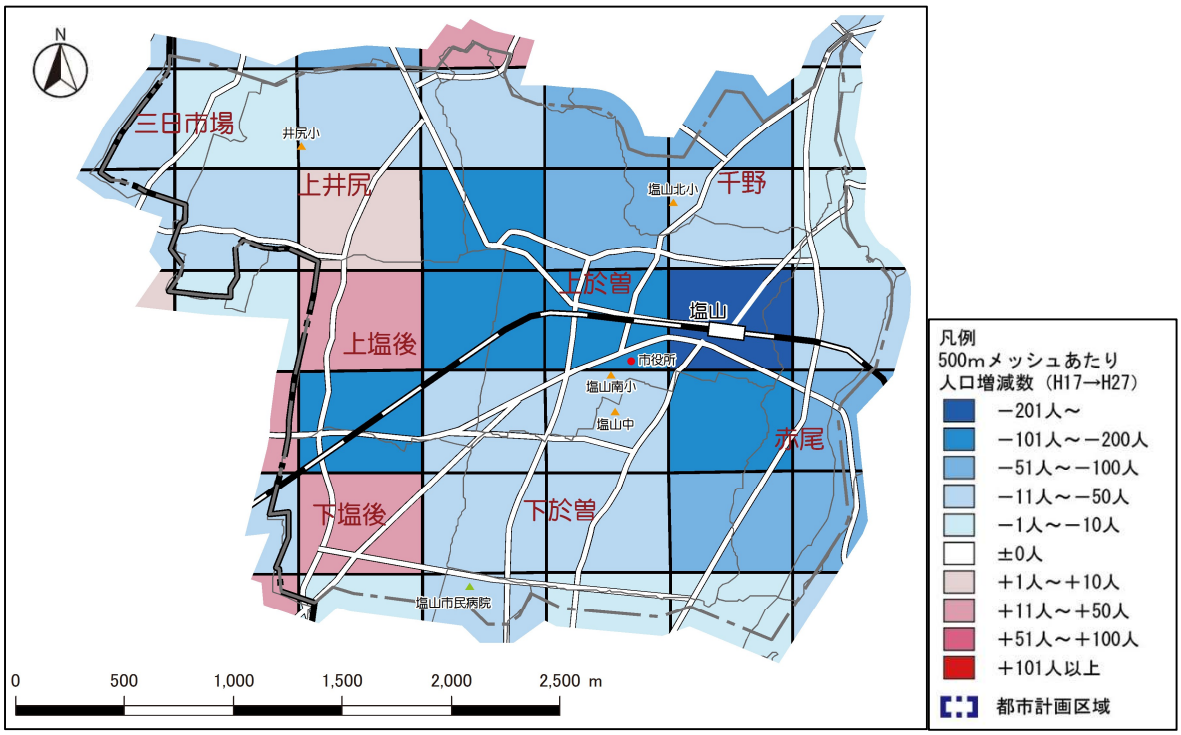

	H17（2005）	H22（2010）	H27（2015）
人　口（人）	13,439	12,675	11,990
世帯数（世帯）	4,953	4,984	4,997

②課題

土地利用	・中心市街地再生のための塩山駅周辺の活性化 ・塩山駅南口周辺地域の低・未利用地の活用による都市施設の維持、集約 ・市街地周辺地域における土地利用の混在や無秩序な開発の抑制 ・都市拠点とその周辺における機能分担による調和のあるまちづくり
道路・交通体系整備	・市街地及び周辺地域における将来の土地利用の状況や道路密度を勘案した道路網の見直し ・市街地と市街地周辺地域を結ぶ連結道路網の整備（連携の強化）
地域資源＋賑わい交流まちづくり	・甘草屋敷、於曽公園等の歴史・文化資産を活用した賑わいの創出 ・持続可能な街なかまちづくりの推進による中心市街地の活性化
美しい景観づくり	・歴史・文化資産を活かした街並み環境等の整備及び活用
防災まちづくり	・建替えに併せた不燃化や狭あい道路の整備 ・防災に対する意識向上及び災害発生時における助け合い体制等への取り組み

（２）地域のまちづくりの将来像

将来像

多世代が暮らし人々の集まるまちの中心づくり

本市の中心市街地を含む地域として、多世代が暮らし、集い、また、コンパクトにまとまり、かつ一体性のあるまちとして、地域の魅力を引き出すような人々の集まるまちの中心づくりをめざします。

【朝　市】

【向嶽寺】

（３）まちづくりの方針

街なかと周辺地域の機能分担による調和のあるまちづくり

▼　実現に向けたメニュー

・街なかにおける持続可能なまちづくりの推進による中心市街地の活性化
・公共施設等総合管理計画に基づいた都市施設等の集約及び機能誘導
・用途地域である塩山駅南口周辺地域にある低・未利用地を活用し、都市施設の維持・集約を進め、計画的かつ効率的な土地利用
・市民生活拠点での土地利用のコントロール（商業機能の適切な立地や誘導に向けたルールづくり等）
・多世代が住み続けられるまちづくりの推進
・ライフラインの耐震化等の防災対策及び住民同士の助け合いによる防災の推進

地域資源を活用し回遊性の向上を図るまちづくり

▼　実現に向けたメニュー

・土地利用や密度に応じた幹線道路網の見直しと安全・快適さの向上に向けた計画的整備
・駅周辺の歴史・文化資産を回遊する道路整備
・温泉街の活性化と周辺の自然、歴史・文化資産を活かした回遊空間を整備
・本地域が有する歴史・文化資産をめぐる散策路、公園等、自転車道及びサイン計画に合わせた案内板等の総合的整備

・レンタサイクル、フットパス及び各種健康づくり事業等の取り組みによる、歩いて暮らせるまち（スマートウェルネスシティ）の推進

街なかにおける調和のとれた景観の形成及び保全、地域資源を活用したまちづくり及び賑わいの創出

▼　実現に向けたメニュー

・塩山駅周辺の再整備を図り、地域内外の交流の活性化と連携の強化
・都市施設の整備充実（地域の活動の場の創出等）
・商業施設、住宅等の都市機能の集積する街なかにおける調和のとれた景観形成（新築・増改築時の伝統的な建築様式の反映等）
・地域内に多数ある歴史・文化資産等の優れた地域資源を活用した街並み環境等の整備
・いつ訪れても雰囲気の変わらぬ伝統のまちづくり（改修型のまちづくり）
・景観計画に基づく景観の形成

【まちづくり方針図】

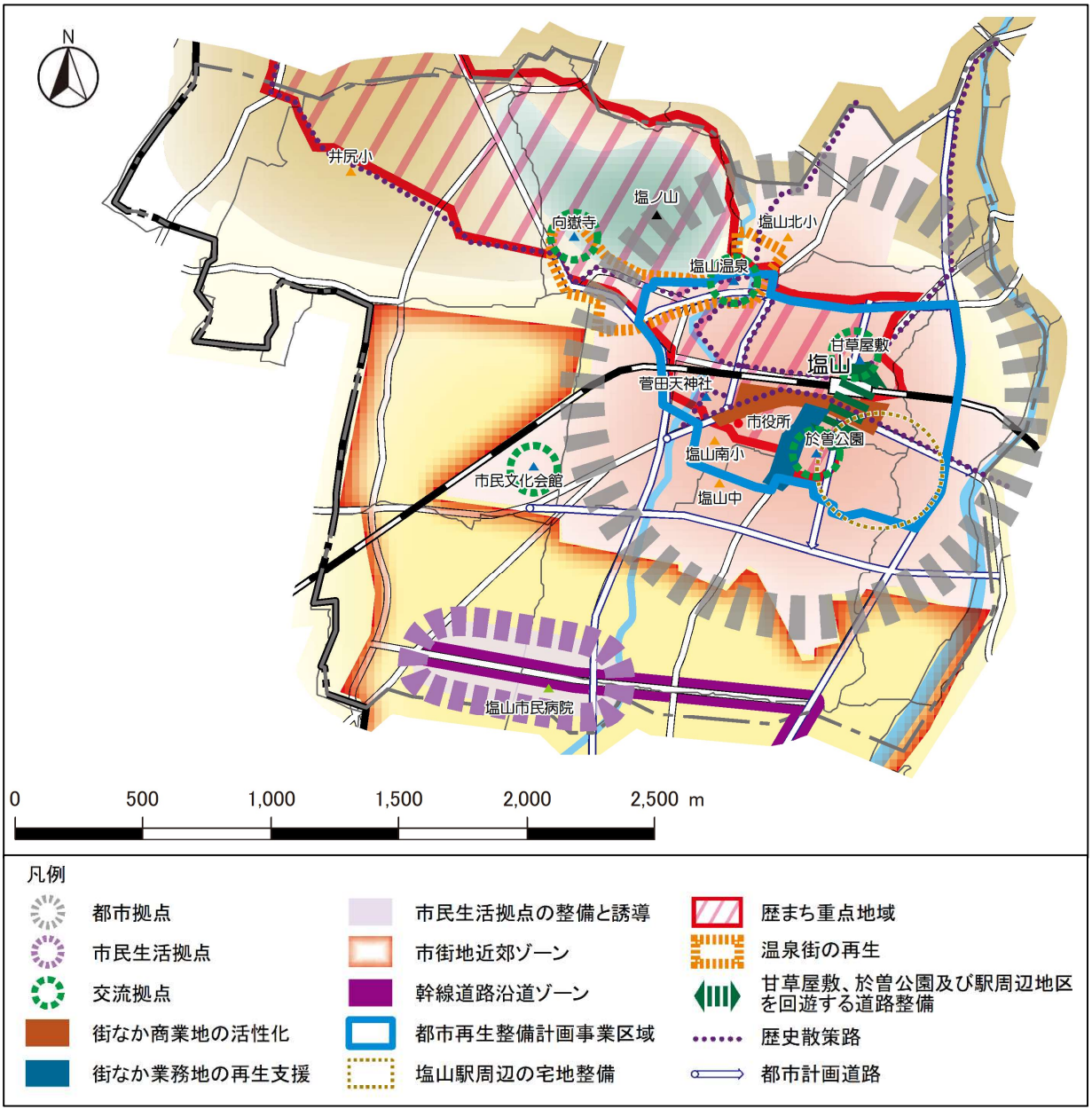

【塩山駅を中心とするまちづくり将来図】

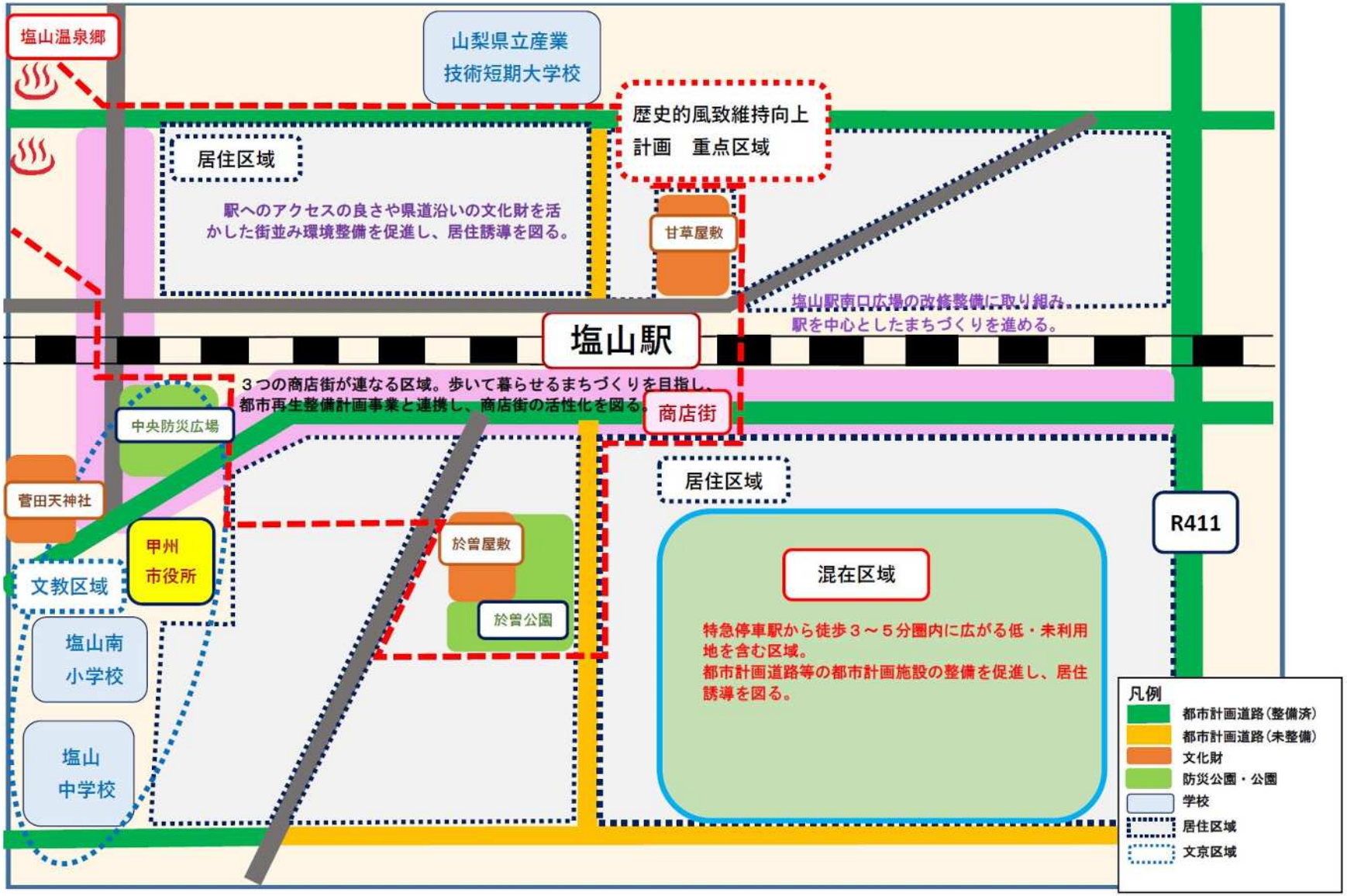

２－３中部地域

（１）地域の現況特性・課題

①現況特性

・塩山地区の南から勝沼地区よりなる地域で、重川、日川等の河川によってつくられた扇状地においてぶどうや桃などの果樹園からなる美しい景観が形成されています。
・歴史・文化資産や観光資源を多く有しており、観光産業の更なる活性化が期待できます。
・住民が主体となるまちづくり活動が進められています。
・都市施設であり、ワイン醸造発祥にまつわる近代産業遺産である「宮光園」の改修整備を進め、地域が有する歴史・文化資産の活用を図っているところですが、一部未整備の物件が残っています。
・勝沼地区は、日本有数のぶどう生産地として特有の景観がおりなす風景を保全し、活用することにより地域の活性化が期待できます。

地区拠点：勝沼支所周辺

・勝沼支所周辺に公共公益施設や商業施設が立地しています。
・日常生活における都市機能を集約するとともに、景観を活かしたまちづくりを進める地域です。

【国勢調査（平成 27 年度）における人口総数（500mメッシュあたり）】

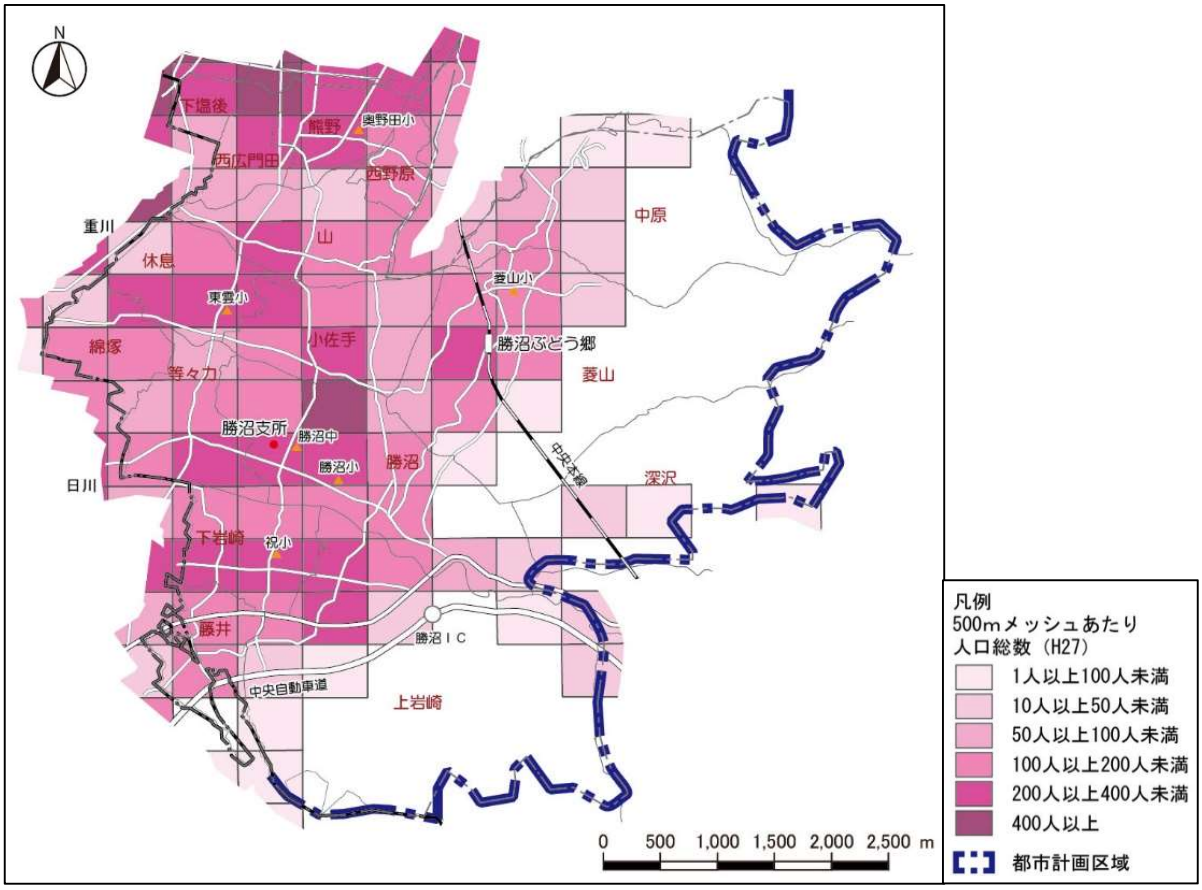

【国勢調査（平成 17 年度～平成 27 年度）における人口増減数（500mメッシュあたり）】

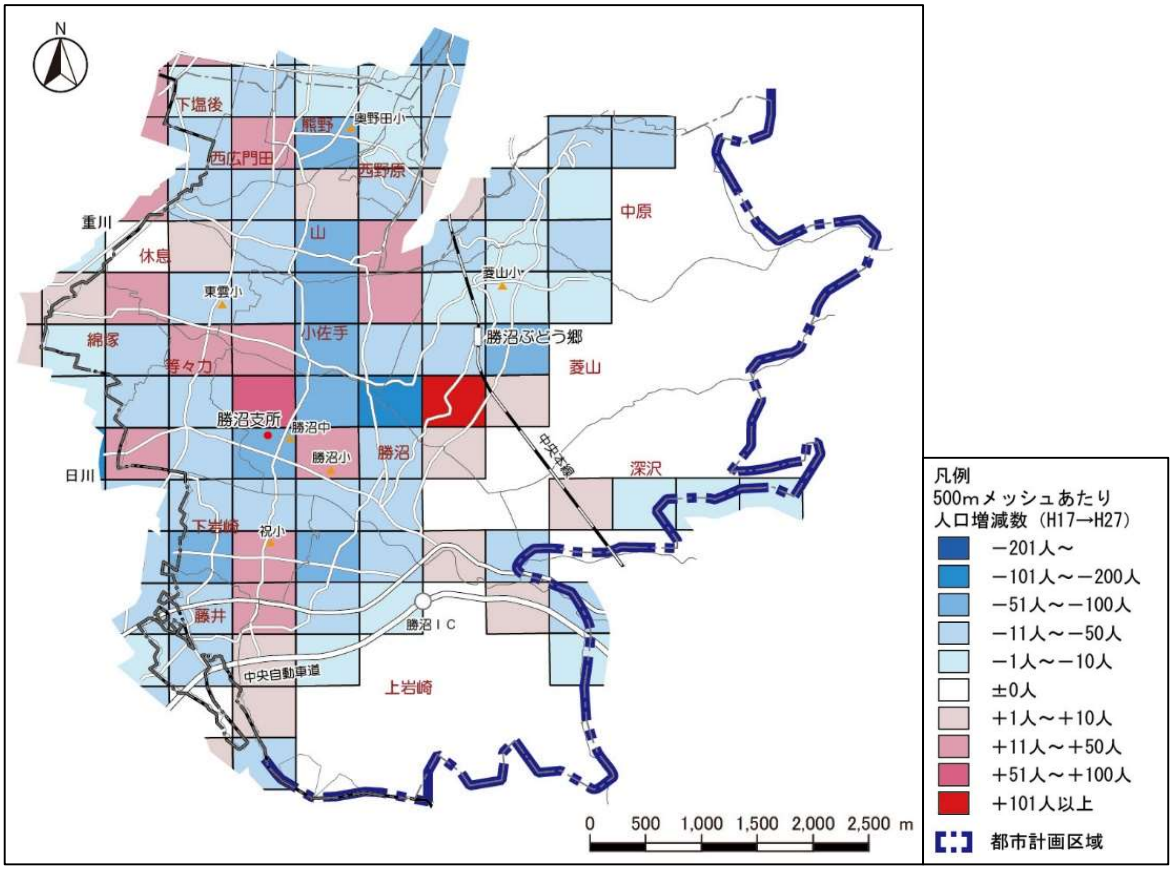

	H17（2005）	H22（2010）	H27（2015）
人　口（人）	11,769	11,512	10,930
世帯数（世帯）	3,768	4,002	4,109

②課題

土地利用	・地域形成の骨格となる果樹園地域としての良好な景観保全と、産業拠点の集約 ・勝沼地域における都市機能の集約と景観を活かしたまちづくり
道路・交通体系整備	・都市拠点、各拠点等を結ぶ連絡道路網の整備（連携の強化） ・果樹園景観を活かしたフットパスルート等の整備促進による周遊性の向上
地域資源＋賑わい交流まちづくり	・歴史・文化資産及び個性ある果樹園景観を活かしたまちづくり ・近代産業遺産「宮光園」を活かしたまちづくり
美しい景観づくり	・扇状地に広がる豊かな果樹園景観を活かす景観形成 ・市民との協働による景観形成
防災まちづくり	・防災に対する意識向上及び災害発生時における助け合い体制等への取り組み

（2）地域のまちづくりの将来像

将来像

風土を活かし個性を育む
美しい景観と環境のまちづくり

これまでに培われた優良なぶどうとワインづくりを育む地域の優れた環境を受け継ぎ、次世代により良く伝えることを基本に置き、美しい景観と環境のまちづくりをめざします。

【ぶどう畑の風景】

【祝　橋】

（3）まちづくりの方針

個性ある果樹産業の保全及び活用とともに、
コンパクトなまちの形成を図ります

▼　実現に向けたメニュー

・地域が有する個性的な地域景観を保全するための土地利用のコントロールと誘導
・勝沼ぶどう郷駅周辺の景観の保全
・地区拠点等における都市施設の計画的な整備及び維持

居住者と来訪者のための安全で快適なみちづくりを進めます

▼　実現に向けたメニュー

・安全に移動できる幹線道路等の整備の促進
・地区拠点と勝沼ぶどう郷駅間のスムーズな移動の確保による回遊性の向上
・地区拠点と都市拠点等の各拠点とのネットワーク構築に向けた公共交通の利便性の向上及び利用促進
・観光活性化に向けた回遊性の高い道路整備及びサイン計画に沿った案内板等の整備
・交流拠点である大善寺、宮光園等をめぐるフットパスルートの整備
・宅地とぶどう棚沿い、水路、堰沿いといった日常生活の移動で利用するみちと、歴史・文化資産周辺の主に来訪者が利用するみちについて、徒歩や自転車で快適に通行するための連続的な整備と活用

美しい景観形成及び育成とともに、歴史・文化資産を活用した観光まちづくりによる賑わい創出を進めます

▼　実現に向けたメニュー

・日本農業遺産の認定を受け、さらに世界農業遺産の登録及び文化的景観の認定を目指す扇状地の地形にそって形成された美しい果樹園景観の維持・保全
・地域が有する個性的な景観を守り育てるため、地域主体による地区まちづくり計画の作成支援及び認定された計画に基づく環境を守るためのコントロールと誘導のルールづくりの支援
・勝沼ぶどうの丘を活用した観光の推進
・周辺果樹園景観に配慮した時代に対応する新たな産業の拠点の形成及び滞在型のまちづくり
・地域の有する自然、歴史・文化資産等を活用した景観の形成及び景観の保全による自然と調和したまちづくり
・本市特有の果樹園景観を活かしたまちづくり

【まちづくり方針図】

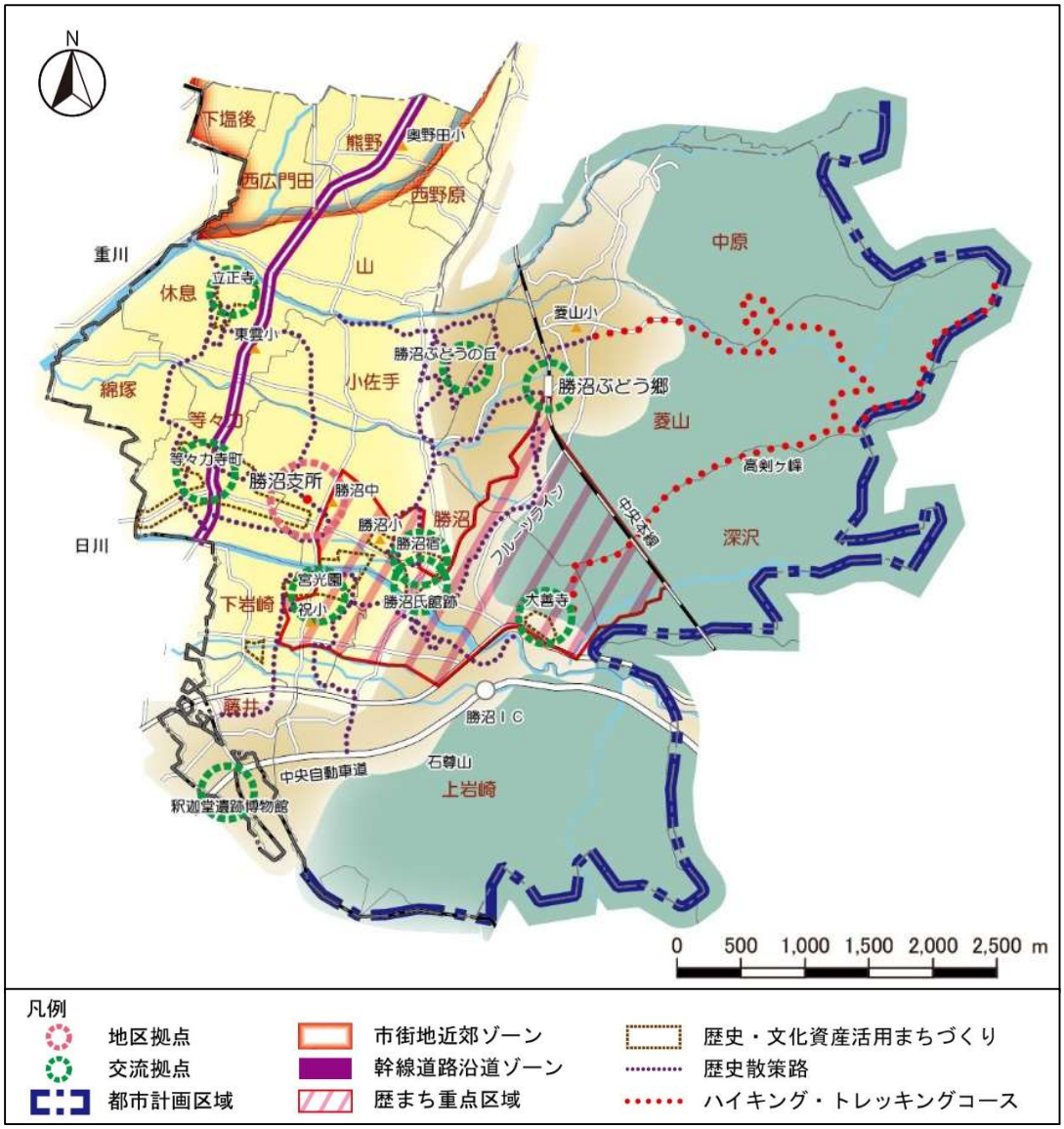

2－4 南部地域

（1）地域の現況特性・課題

①現況特性

・大和地域は、主に山地及び河岸段丘地域で構成され、果樹園、集落地、背後の民有林及び県有林により形成されています。
・ＪＲ中央本線、中央自動車道、国道 20 号がほぼ平行に走っています。
・春～秋にかけて、10,000 人を超える登山客が甲斐大和駅を利用しています。
・甲斐大和駅周辺に都市機能が集積しているほか、地域の西側に歴史・文化資産等の観光資源が点在しています。

地区拠点：甲斐大和駅周辺

・甲斐大和駅周辺に、甲州市役所大和支所や小中学校といった公共公益施設等が立地しています。
・日常生活における都市機能の集約とともに、自然を活かしたまちづくりを進める地域です。

【国勢調査（平成 27 年度）における人口総数（500mメッシュあたり）】

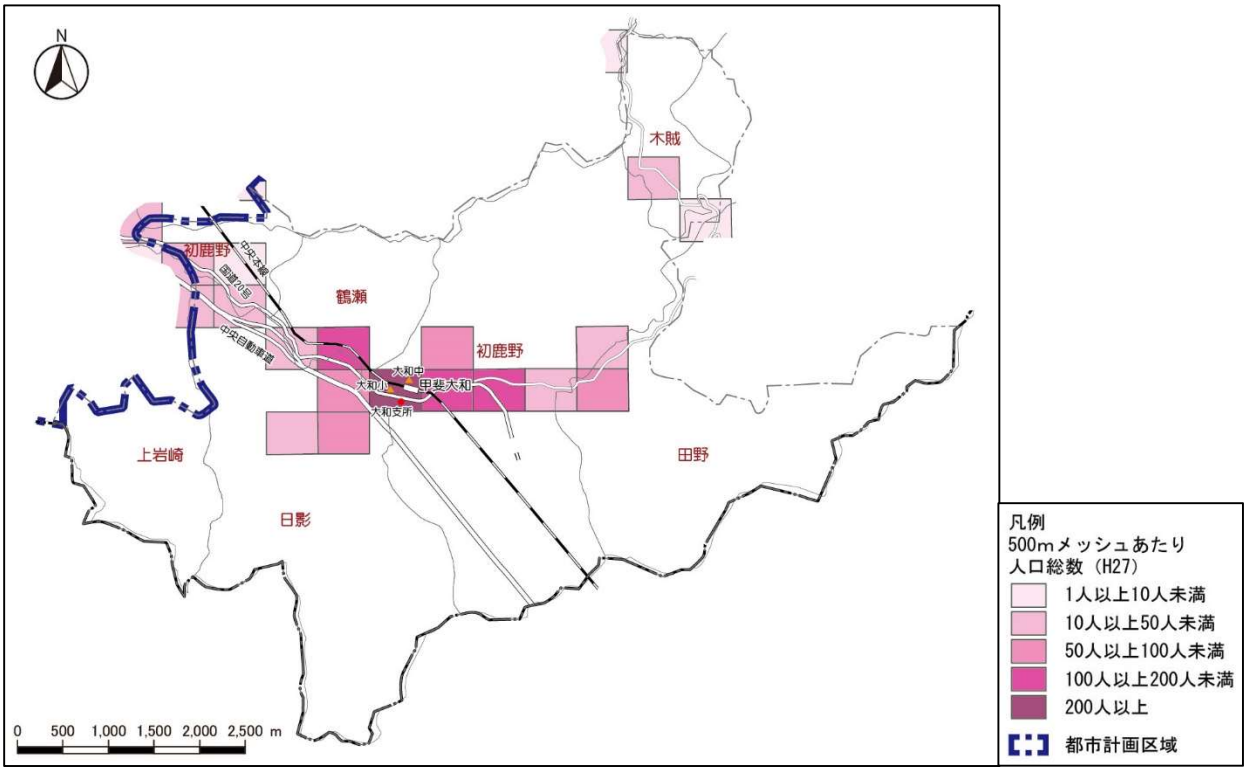

【国勢調査（平成 17 年度～平成 27 年度）における人口増減数（500mメッシュあたり）】

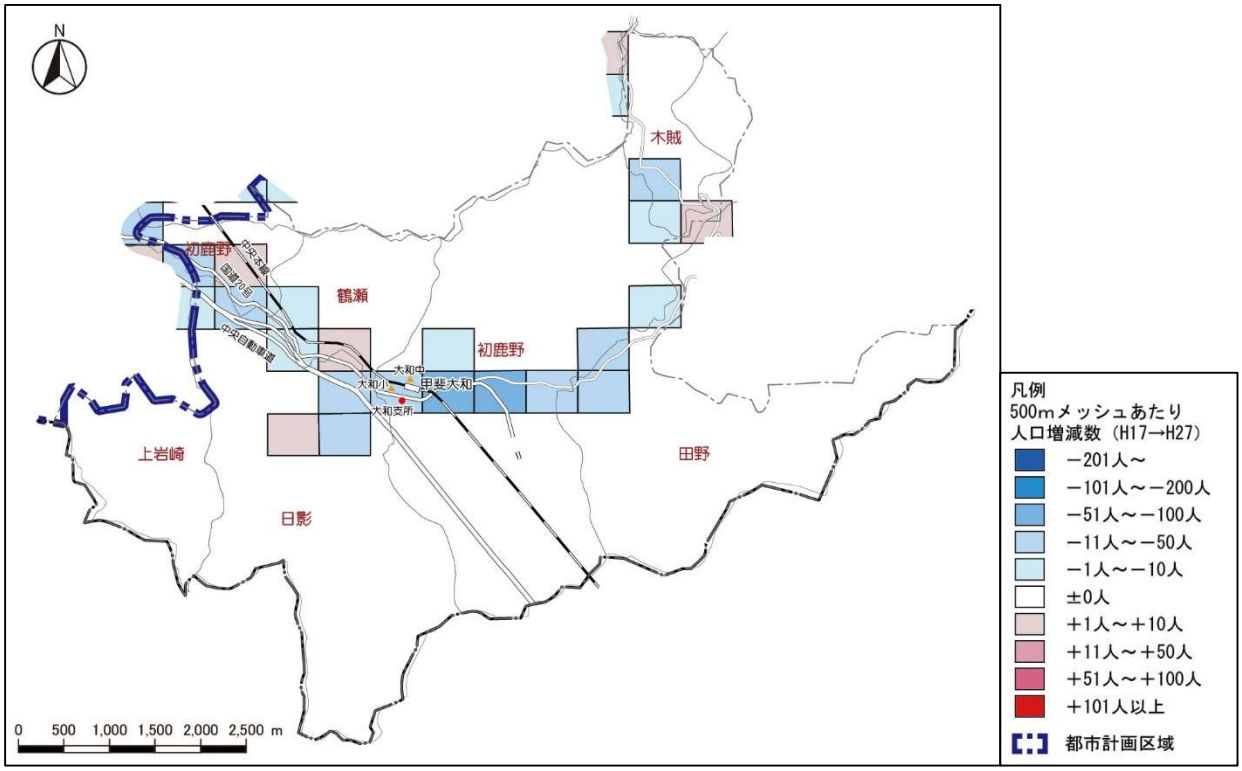

	H17（2005）	H22（2010）	H27（2015）
人　口（人）	1,609	1,455	1,329
世帯数（世帯）	545	540	527

②課題

土地利用	・甲斐大和駅周辺の都市施設の維持 ・大和地区における都市機能の充実と自然を活かしたまちづくり
道路・交通体系整備	・都市拠点、市民生活拠点、他の地区拠点等を結ぶ連携の強化
地域資源＋賑わい交流まちづくり	・豊かな自然環境を活かした交流の場の整備 ・保健休養、レクリエーション、環境学習の場としての森林の活用 ・地域コミュニティの維持
美しい景観づくり	・豊かな自然環境を維持するための取り組み
防災まちづくり	・急傾斜地が多く土砂災害の危険を有する地域であり、自然災害等への対策及び対応 ・防災に対する意識向上及び災害発生時における助け合い体制等への取り組み

（2）地域のまちづくりの将来像

将来像

豊かな自然にふれあい
ともに暮らすコンパクトなまちづくり

地域の豊かな自然資源の活用を図り、生活を支える新しい地域運営の仕組みを支援し、生活機能を集約することにより安心して暮らせるコンパクトなまちづくりをめざします。

【栖雲寺（鐘撞堂）】

【竜門峡】

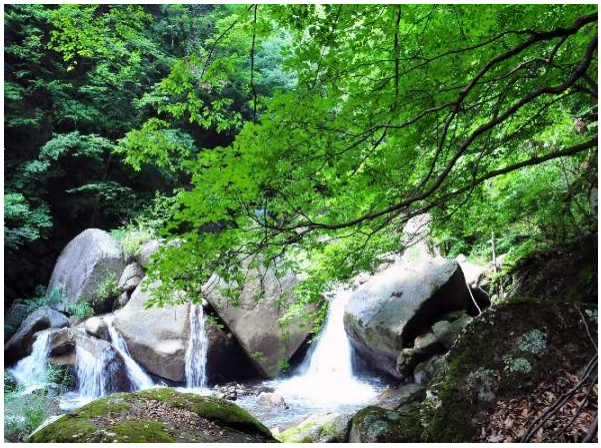

（3）まちづくりの方針

生活環境の向上と観光交流の振興による
持続可能なまちづくりを目指します

▼　実現に向けたメニュー

・甲斐大和駅周辺の都市機能を充実及び維持
・生活環境及び地域コミュニティの持続的保持
・地域の有する自然、歴史・文化資産等を活用した景観形成及び環境保持による自然と調和したまちづくり
・地域住民が主体となり暮らしの維持や活性化の取り組みを行う「小さな拠点」づくり

地域の連携と交流を強化する交通機能を整備します

▼　実現に向けたメニュー

・都市拠点と地区拠点等の各拠点を結ぶネットワークの強化
・交通機能の拠点となる甲斐大和駅周辺での情報サービスの強化
・地区拠点及び既存の地域資源（民宿、道の駅、交流体験施設等）等の連携、回遊性の強化に向けた道路整備
・国道 20 号の整備の促進

豊かな自然、歴史・文化資産の活用による交流の場の創出を進めます

▼　実現に向けたメニュー

・豊かな自然及び地域資源の管理と公的支援
・観光の玄関口としての甲斐大和駅周辺地域における交流のまちづくり
・自然資源の活用（山登り、ハイキング・トレッキング、つり、天体観測、自然観察、炭焼き体験等）
・歴史・文化資産を活用したまちづくりの推進による、地域発信の質の高いふれあい交流の場づくり
・地元住民が各種団体等と協働し、安心して暮らしていくために必要な生活サービスを受け続けられる環境を維持していくための「小さな拠点」づくり

【まちづくり方針図】

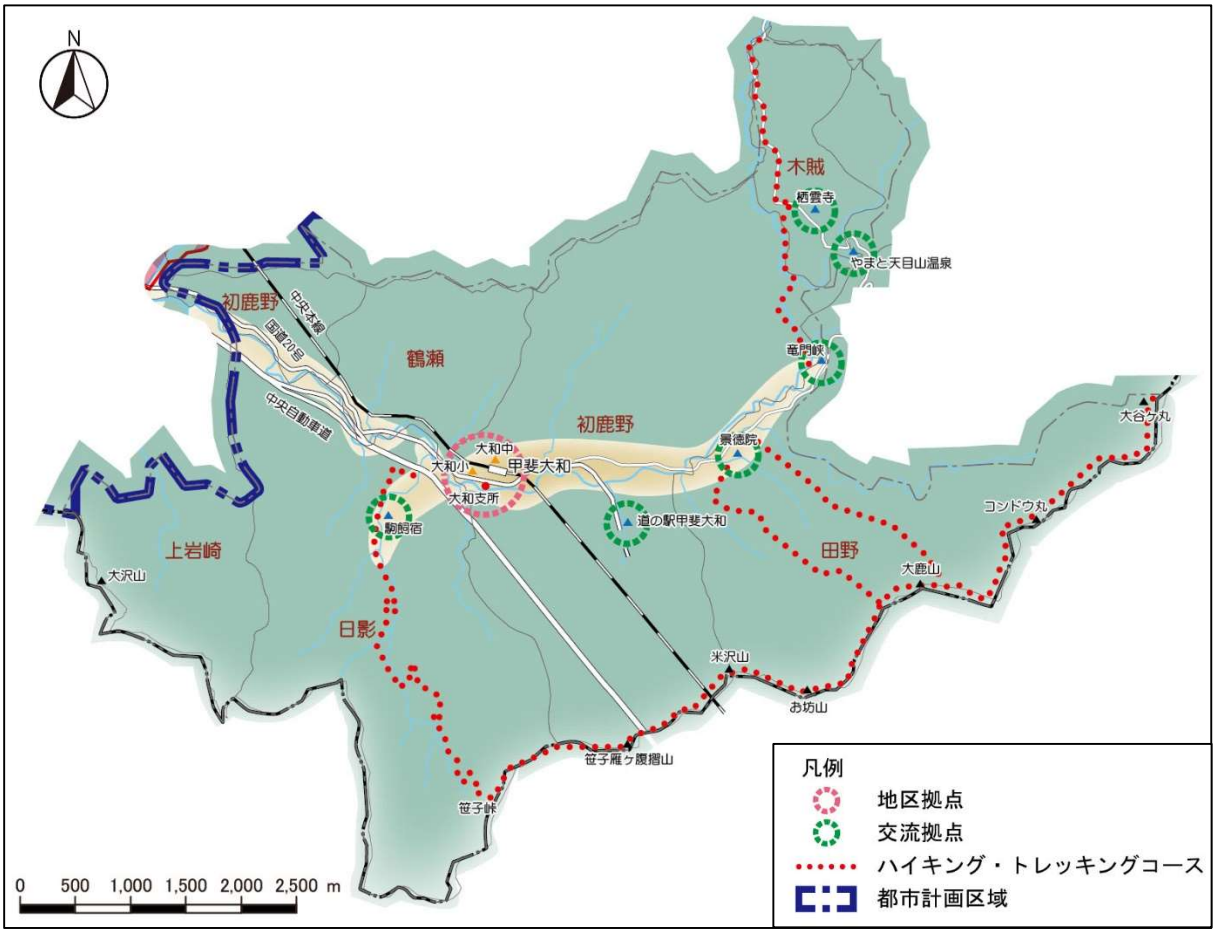

２－５東部地域

（１）地域の現況特性・課題

①現況特性

・市域の東部で、県有林が多くを占める森林里山地域です。
・山岳、高原、河川、渓谷等の豊かな自然資源を有しています。
・本地域は、保安林が多く、自然公園（秩父多摩甲斐国立公園）及び甲武信ユネスコエコパークに指定されている区域を有しています。
・急傾斜地が多い地域であることから、自然災害等への対応に配慮する地域です。

【国勢調査（平成 27 年度）
における人口総数（500mメッシュあたり）】

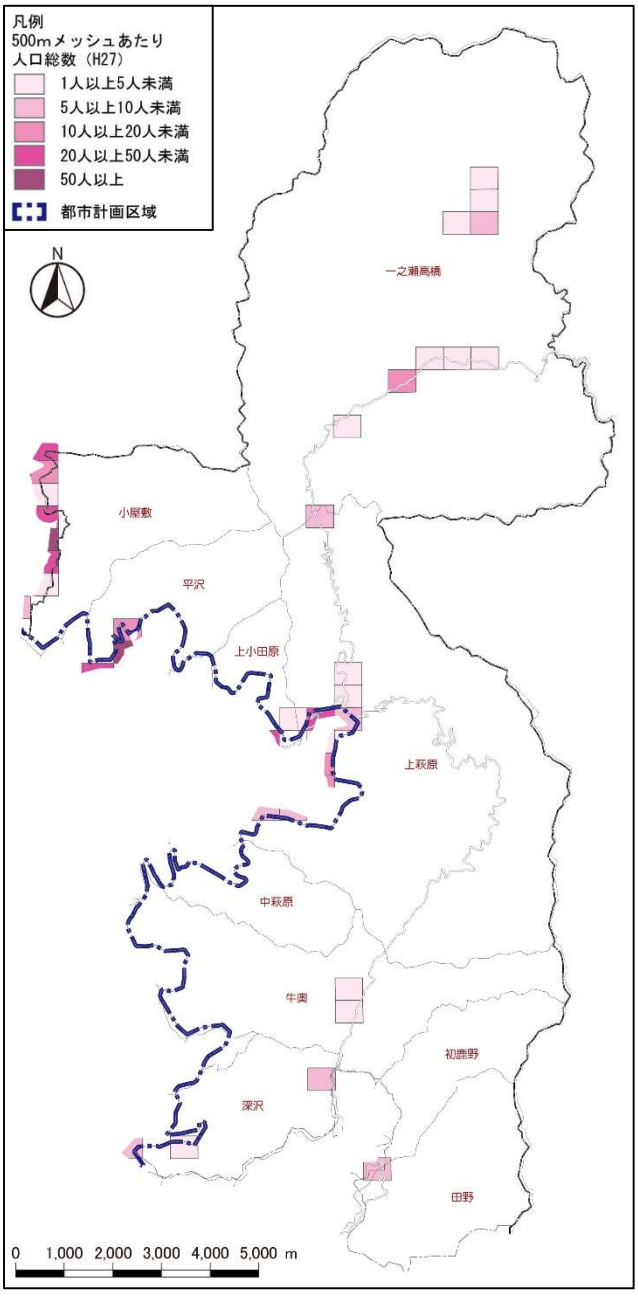

【国勢調査（平成 17 年度から平成 27 年度）
における人口増減数（500mメッシュあたり）】

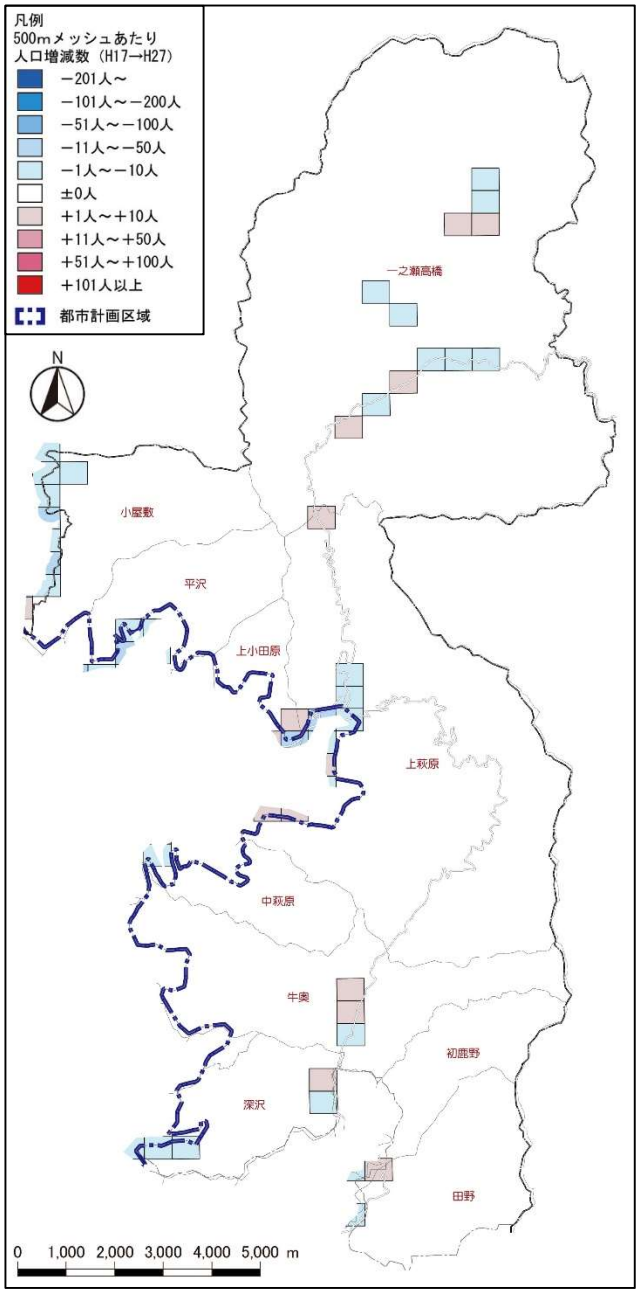

	H17（2005）	H22（2010）	H27（2015）
人　口（人）	53	44	40
世帯数（世帯）	29	27	24

②課題

土地利用	・本地域の多くを占める森林における自然環境の適切な保全
道路・交通体系整備	・隣接地域や県外都市との連携の強化を図る道路の整備
地域資源＋賑わい交流まちづくり	・豊かな自然環境を活かした交流の場の整備 ・保健休養、レクリエーション、環境学習の場としての森林の活用
美しい景観づくり	・自然公園の指定を踏まえ、法に基づいた適切な環境保全の取り組み
防災まちづくり	・急傾斜地が多い地域であり、自然災害等への対策 ・地域の連携及び防災対応の意識づけ

（２）地域のまちづくりの将来像

将来像

都市の環境を支え
豊かな自然にふれあえる森林地域

本市の貴重な自然地域として都市の環境を支え、また、豊かな自然にふれあえる森林地域として、地域環境の保全、再生、整備を働きかけていきます。

【大菩薩峠】

【三窪高原】

（3）まちづくりの方針

都市の自然環境の骨格を形成する地域として環境保全を図ります

▼　実現に向けたメニュー

・森林における多面的機能を有し、都市の背後の山岳景観ともなる豊かな自然環境の保全
・水源のかん養等の公益的機能、生物多様性の保全機能等の保持に向けた自然環境の維持
・森林の適正な維持管理と森林荒廃の抑制

都市の自然環境地域として、隣接地域との連携を図ります

▼　実現に向けたメニュー

・隣接地域や県外都市との連携の強化
・地域資源や眺望地点等を繋ぐ、歩行者回遊路やハイキングコースの整備

豊かな自然の保全とともに
自然レクリエーション地域としての整備と活用を図ります

▼　実現に向けたメニュー

・自然公園法等に基づき、他市町村及び活用保全を図る関係団体（組織）と連携した環境保全及び整備
・地域資源の発掘と利活用の検討、地域情報の発信
・地域環境の保全及び自然体験レクリエーション、保健休養、環境学習の場としての利用の促進

【まちづくり方針図】

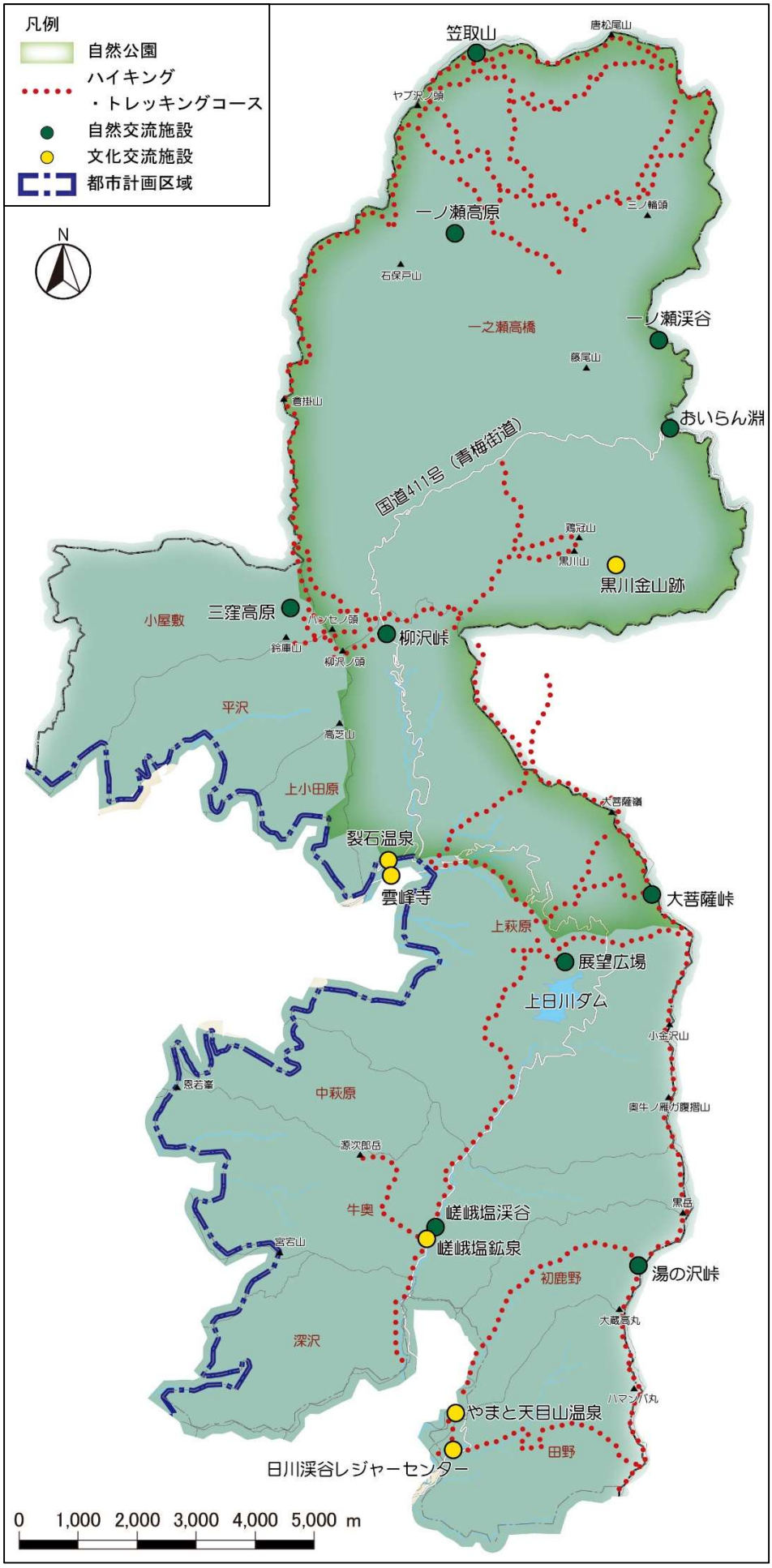
凡例
自然公園
ハイキング
・トレッキングコース
自然交流施設
文化交流施設
都市計画区域
N
笠取山
唐松尾山
ヤブ沢ノ頭
一ノ瀬高原
三ノ輪頭
石保戸山
一之瀬高橋
一ノ瀬渓谷
藤尾山
鹿掛山
おいらん淵
国道411号（青梅街道）
鶏冠山
黒川山
黒川金山跡
三窪高原
小屋敷
ハシセノ頭
柳沢峠
鈴庫山
柳沢ノ頭
平沢
高芝山
上小田原
大菩薩嶺
裂石温泉
雲峰寺
大菩薩峠
上萩原
展望広場
上日川ダム
小金沢山
恩若峯
中萩原
奥牛ノ権ガ腹摺山
源次郎岳
牛奥
嵯峨塩渓谷
黒岳
宮古山
嵯峨塩鉱泉
湯の沢峠
初鹿野
大蔵高丸
深沢
ハマンバ丸
やまと天目山温泉
田野
日川渓谷レジャーセンター
0　1,000　2,000　3,000　4,000　5,000 m

第６章

実現に向けて

1 基本的な考え方

2 多様な制度の活用等

3 本方針の推進と管理

1　基本的な考え方

本都市計画マスタープランは、少子高齢社会の進行、地球環境問題、ライフスタイルの変化等に対応しつつ、本市らしく快適で魅力あるまちづくりを進めています。さらに、本都市計画マスタープランで目指す協働のまちづくりの推進という原則のもと、まちに対する誇りや愛着を持ち、理念や目標を共有し、それぞれの立場から積極的にまちづくりに関わっていくことは欠かせません。

また、コンパクトなまちづくりを実現するためのアクションプランとして「立地適正化計画」を策定し、「コンパクト・プラス・ネットワーク」型のまちづくりを推進していきます。

2　多様な制度の活用等

2－1都市計画の取り組み

（1）計画的な土地利用誘導

都市計画法の地域地区（用途地域、準防火地域等）等の法律に基づく制度については、制度の改正の動きを見据え、本市の特性に応じ積極的にその活用を進めます。

用途地域内の人口が減少する一方で、用途地域周辺等の地域では宅地化が進行していることから、本方針の目的の実現に向け、用途地域内外の連携のとれた土地利用のコントロールが求められます。

このため、宅地化が進行している用途地域周辺等の地域においては、特定用途制限地域、地区計画、建築協定等の土地利用の制度について、地域の特性に応じた活用の検討を進めるものとします。

また、用途地域内においては、市街地整備の推進にあわせた計画的な土地利用の誘導や建替えにあわせた地区の修復的整備と改善を進めます。より魅力ある市街地環境の形成を図るため、用途地域の見直し、地区計画等の制度の見直し及び活用を進めます。

（2）都市計画決定・変更

道路や公園等の都市施設整備事業は、経済・社会情勢の変化や土地利用・建築物の立地状況の変化等、人口動向に応じて、将来都市像との整合性などを適切に判断したうえで、地域住民の意見を十分に踏まえながら、必要な都市計画の見直しと検討を進めます。

（3）都市再生整備事業等の活用

地域の歴史・文化・自然環境の特性を生かしたまちづくりを実施し、都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図る都市再生整備計画事業等を活用し、市街地エリアの賑わいの創出を目指し、地域住民との協働によるまちづくりを図るとともに、地域拠点等の都市基盤の整備を進めます。

（４）地区計画制度の活用

地区計画とは、住民の生活に身近な「地区」を単位として、都市施設の配置や建築物の建て方についてきめ細かなルールを定める等、地区の特性に応じた都市づくりを進めるための手法です。

防災、景観に配慮したまちづくりを進めるためにも、地区の住民や地権者の合意に基づく地区計画制度の活用を図ります。

２－２個別計画との調整、連携

交通、防災、福祉、健康などの各分野の個別計画を策定する際には、共通の方針として本方針を活用することにより、相互連携のとれた一体的なまちづくりを進めます。

２－３立地適正化計画の活用

立地適正化計画は、商業･医療などの「都市機能」を誘導する区域（都市機能誘導区域）や、「居住」を誘導していく区域（居住誘導区域）を定め、人口減少が進むなかでも望ましい人口密度や生活を支える様々なサービスが維持された、活力があり住みやすい・住み続けられる都市づくりを目指す計画で、都市計画マスタープランの一部となるものです。

都市構造の基本的考え方である「コンパクト・プラス・ネットワーク」によるまちづくりの実現に向けて、立地適正化計画を策定し、甲州市総合計画及び都市計画マスタープランで掲げる持続可能なまちづくりを推進していきます。

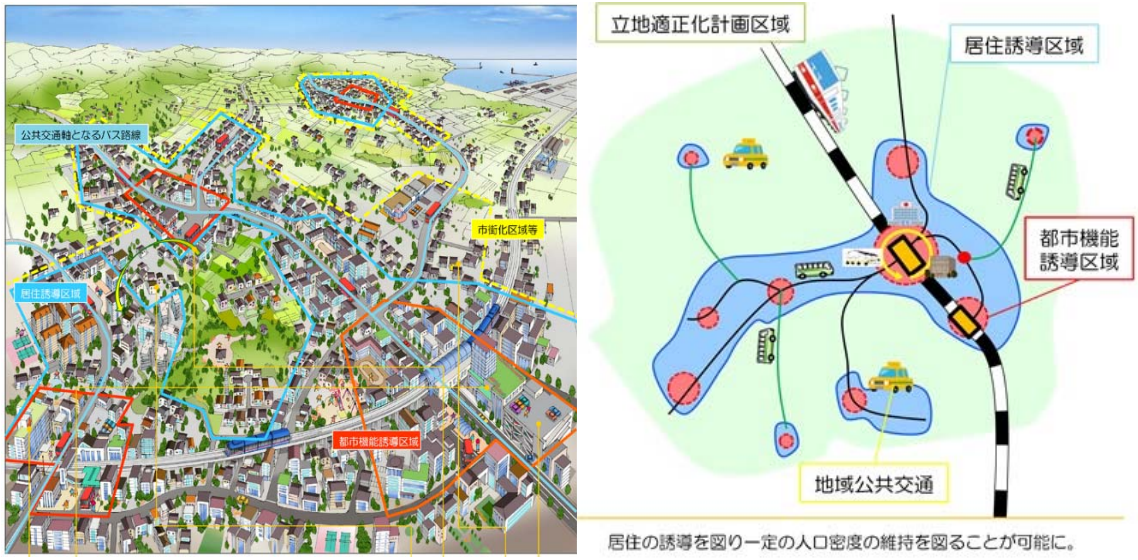

出典：国土交通省ホームページ　立地適正化計画概要パンフレット

２－４協働で進めるまちづくり

本方針で示した目指すべき将来都市像等の実現に向け、地域住民、企業（事業者）、行政等が理念及び目標を共有し、それぞれの立場から積極的にまちづくりの取り組みに関わっていくことが重要です。

■まちづくりを担う人材の育成

様々な施策を市民と協働で行い、それを通じ「まちづくり」に関心のある人材を育成するとともに、次世代を担う子供たちがまちづくりに関心を持つよう学校教育等の関係機関と協働しまちづくりに関する教育を推進し、質の高いまちづくりを実践します。

また、図書館等にまちづくりに関する図書を備え、系統的な講座の開設やシンポジウム等の開催などを通じ、市民及び企業のまちづくりに関する意識の向上や人材の育成等を図ります。

さらに、コミュニティ活動、健康福祉活動、社会教育や生涯学習活動等と連携し、地域のまちづくりを進めます。

■関係機関との綿密な調整

国、県及び近隣市町村と連携及び綿密な調整を図り、整合のとれたまちづくりを進めます。

■推進体制

自分の住んでいる地域について共通の目的やテーマを持ち、課題及び将来の在り方を検討し、きめ細やかなまちづくりを進めることのできる体制（まちづくり組織等）の整備を支援します。

また、市民と行政の推進体制の関りをわかりやすく公開します。

3　本方針の推進と管理

本方針は、平成 20（2008）年度に策定され、概ね 20 年後の中長期を見据え策定しました。

今後も社会経済情勢の変化により、新たな課題や市民ニーズへの対応が必要となることが予想されるため、概ね 5 年ごと又は社会情勢の変化により見直しの必要が生じた場合は、上位計画との整合を図り計画の見直しを行い、持続可能なまちづくりを推進します。

なお、推進・管理にあたっては、庁内関係各課との連携及び調整を図り、市民と協働し、P（計画）・D（実施）・C（点検）・A（見直し）サイクル（= マネジメントサイクル）を導入し、計画的かつ効率的な実現を目指します。

資　料　編

資　料　編　　　目　次

資料１　上位・関連計画 ･･･ **1**
１－１ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標） ････････････････････････････････ 1
１－２国土のグランドデザイン２０５０　～対流促進型国土の形成～ ････････････ 1
１－３山梨県都市計画マスタープラン ･･････････････････････････････････ 2
１－４第２次甲州市総合計画（甲州市まちづくりプラン） ･･････････････････ 3
１－５甲州市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン ････････････････････････ 4
１－６甲州市まち・ひと・しごと創生総合戦略 ･･･････････････････････････ 4
１－７甲州市歴史的風致維持向上計画 ･･････････････････････････････････ 5

資料２　まちづくりへの意向 ･･････････････････････････････････････ **6**
〇第２次甲州市総合計画における市民アンケート結果概要 ･････････････････ 6

資料３　甲州市の概況・特性からみるまちの推移 ････････････････････････ **9**
３－１人口 ･･ 9
３－２都市施設 ･･･ 10
３－３用途地域 ･･･ 12
３－４土地利用状況 ･･ 14
３－５通勤・通学傾向 ･･ 15
３－６農業 ･･ 16
３－７工業 ･･ 16
３－８商業 ･･ 17
３－９レクリエーション施設 ･･･ 18
３－10 文化財 ･･ 19

資料４　都市計画マスタープラン策定後の経緯 ･････････････････････････ **21**
４－１まちづくりシンポジウム ･･ 21
４－２景観シンポジウム・セミナー・ワークショップ ･･････････････････････ 29
４－３景観改善事業 ･･ 29
４－４川ある～き ･･ 30
４－５甲州市都市計画審議会 ･･･ 30

資料５　用語解説 ･･･ **31**

資料６　甲州市都市計画審議会委員名簿等 ･････････････････････････････ **38**

資料１　上位・関連計画

１－１ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）
（平成 27（2015）年９月採択、国連サミット）

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するため、2030 年を年限とする 17 の国際目標が定められています。

【17 の国際目標】

日本は、一人ひとりの保護と能力強化に焦点を当てた「人間の安全保障」の理念に基づき、世界の「国づくり」と「人づくり」に貢献していくとし、ＳＤＧｓ実施方針の 8 分野に関する取り組みをさらに具体化・拡充するとしています。

【ＳＤＧｓ実施方針】

①あらゆる人々の活躍の推進　　②健康・長寿の達成
③成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション
④持続可能で強靭な国土と質の高いインフラの整備
⑤省エネ・再エネ、気候変動対策、循環型社会
⑥生物多様性、森林、海洋等の環境の保全
⑦平和と安全・安心社会の実現　　⑧ＳＤＧｓ実施推進の体制と手段

１－２国土のグランドデザイン２０５０　～対流促進型国土の形成～
（平成 26（2014）年７月公表、国土交通省）

国が、本格的な人口減少社会の到来、巨大災害の切迫等に対する危機意識を国民と共有するとともに、2050 年を見据え、未来を切り開いていくための国土づくりの理念・考え方を示すグランドデザインとして策定したものです。

【キーワード　：　コンパクト＋ネットワーク　】

人口減少のもとでは、各種サービスを効率的に提供するために集約化（コンパクト化）が不可欠であること、コンパクト化した拠点をつなぎ（ネットワーク化）、各種都市機能が成立するために必要な人口規模を確保する。

【コンパクト＋ネットワーク　イメージ図】

出典：「国土のグランドデザイン 2050」概要（平成 26 年７月、国土交通省）

1－3山梨県都市計画マスタープラン
（平成 22（2010）年３月策定）

「山梨県都市計画マスタープラン」は、県が今後の県土全域の都市計画の方針を明確に示すことを目的として平成 22（2010）年 3 月に策定しました。都市再生特別措置法の改正による立地適正化計画制度の創設や令和 9（2027）年に予定されるリニア中央新幹線の開業など、都市づくりに大きな変化が生じることから、現在、改定が進められています。

本市に関しては、下記の拠点または拠点候補地が設定されています。

地域拠点：都市圏域の自立を支え、牽引する拠点として、行政、医療、教育、文化、商業等の多様な都市機能のうち、生活圏や経済活動の広がりに応じ複数の都市機能を有し、不足する機能は地域拠点間同士もしくは広域拠点との連携により互いに補完する。

→　○　塩山駅周辺

地区拠点：身近な生活に密着した活動を支える拠点として、公共公益施設、日用品を扱う商業施設等の日常サービスを提供する。

→　○　塩山市民病院周辺（候補地）
　　○　勝沼支所周辺（候補地）
　　○　甲斐大和駅周辺（候補地）

【将来都市構造図】

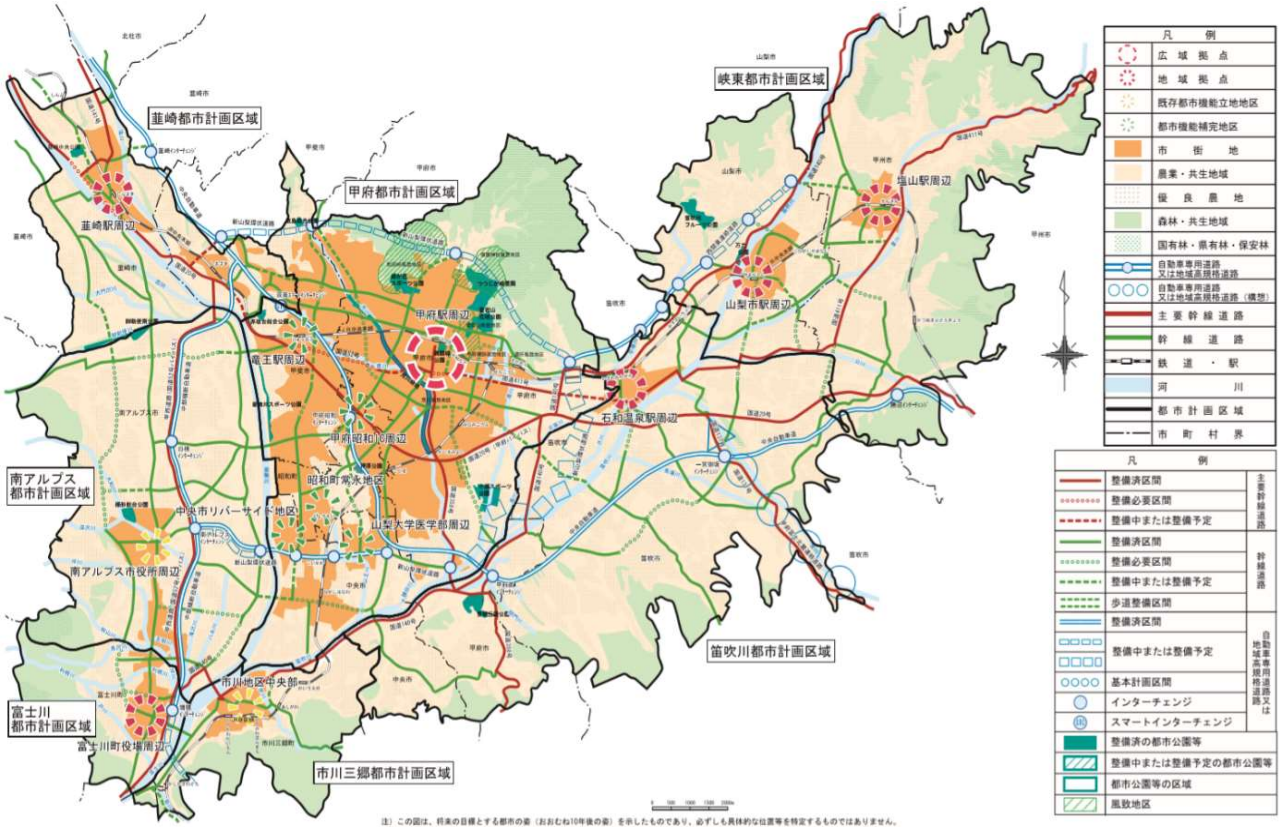

出典：県マス「山梨県都市計画区域マスタープラン」及び
　　区域マス「都市計画区域マスタープラン」概要版　平成 23（2011）年３月

１－４第２次甲州市総合計画（甲州市まちづくりプラン）（平成 30（2018）年３月策定）

本市の総合的かつ計画的な行政経営を推進するための最上位計画であり、これまでのまちづくりを継承するとともに、まちづくり全体を総合的にデザインし、今後のまちづくり及び将来像を市民と共有するための計画として策定しました。

【計画の概要】

・基準年次：平成 30（2018）年　　・目標年次：令和 9（2027）年
・計画年間：10 年間
・将来人口：約 26,000 人（平成 39（2027）年）
・まちづくりの将来像
『豊かな自然 歴史と文化に彩られた果樹園交流のまち 甲州市』

【将来像実現のための基本目標】

・創意に満ちた活力ある産業のまちづくり
・健やかに心ふれあう健康・福祉のまちづくり
・快適で安心して暮らせるまちづくり
・自然と共生する環境保全のまちづくり
・心豊かな人を育む教育・文化のまちづくり
・ともにつくる参画と協働のまちづくり

【土地利用の基本方針】

①豊かさや暮らしやすさを実感できるまちづくりを進めます
②豊かな自然、歴史、文化、美しい果樹風景などの本市の魅力を守るための土地利用のルールづくりを進めていきます
③資源との共生に留意した開発を基本とします
④安全で安心な暮らしを支える災害に強いまちづくりを進めます
⑤地域の元気を生み出す産業の振興を図り、産業を通じた交流を育みます
⑥地域特性に配慮して一人ひとりが本市の良さを引き出し、愛着と誇りの持てる取り組みを進めます

１－５甲州市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン
（平成 28（2016）年２月策定）

人口ビジョンは、国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」等を勘案し、本市における人口の現状分析等を行い、人口に関する地域住民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示するため、「甲州市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」を策定いたしました。

【人口の将来展望】目指すべき将来の方向

基本目標１： 地域に根ざした新しい雇用の創出
基本目標２： 人の流れをつくり地域経済を創出
基本目標３： 未来の甲州市を担う人材の創出
基本目標４： 生み・育むことにやさしい環境の創出
基本目標５： 将来に渡る活力あふれる地域の創出

【人口の将来展望　グラフ】

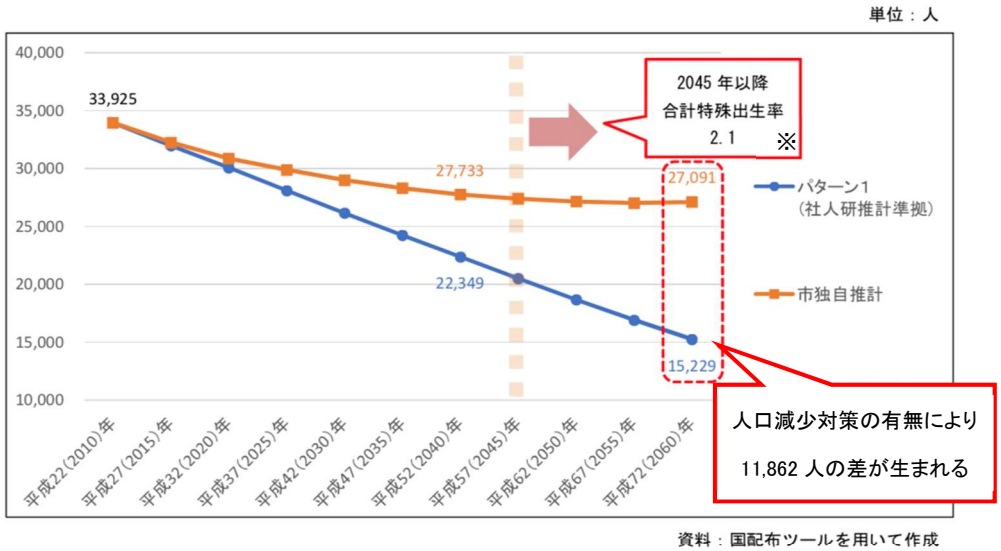

資料：国配布ツールを用いて作成
※人口置換水準である合計特殊出生率 2.1 を 2045 年に達成したとし、それ以降 2.1 を維持

１－６甲州市まち・ひと・しごと創生総合戦略
（平成 28（2016）年２月策定）

総合戦略は、国が策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的な考え方や政策５原則等をもとに、人口減少の克服と地域活性化に取り組んでいくため、今後５か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたものとして策定いたしました。

【計画の概要】
期間：平成 27（2015）年度から平成 31（2019）年度までの５年間
目的：人口減少と地域経済縮小の克服　まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立

【基本目標】

１．地域に根ざした新しい雇用の創出
２．人の流れをつくり地域経済を創出
３．未来の甲州市を担う人材の創出
４．生み・育むことにやさしい環境の創出
５．将来に渡る活力あふれる地域の創出

1－7 甲州市歴史的風致維持向上計画
（平成 29（2017）年３月策定・認定）

「甲州市歴史的風致維持向上計画」は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）に基づいて本市が策定した計画であり、国の認定を受けたものです。この認定により、各種事業制度や法令上の特例措置等による支援を受けながら、歴史まちづくりについて様々な取り組みを進めることができます。

本市においては、本市を代表する 10 の歴史的風致を取り上げ、平成 29（2017）年度～令和 8（2026）年度の 10 年間をかけて、歴史的風致の維持及び向上に資する事業を行います。

【実施する事業】

市内全域		甲州市農村ワーキングホリデー事業、市内伝統芸能・祭典継承事業、歴史的風致散策・景観形成競合事業
	重点区域全域	歴史的風致形成建造物整備事業、歴史文化の発信事業
	塩山・松里地区	重要文化財旧高野家住宅美装化事業、於曽屋敷環境整備事業
	神金地区	甲州市塩山下小田原上条伝統的建造物群保存地区保存整備事業、甲州市塩山下小田原上条伝統的建造物群保存地区環境整備事業
	勝沼地区	旧宮崎葡萄酒醸造所（宮光園）保存修理事業、史跡勝沼氏館跡保存整備事業、農業基盤整備促進事業

【甲州市における歴史的風致と重点区域】

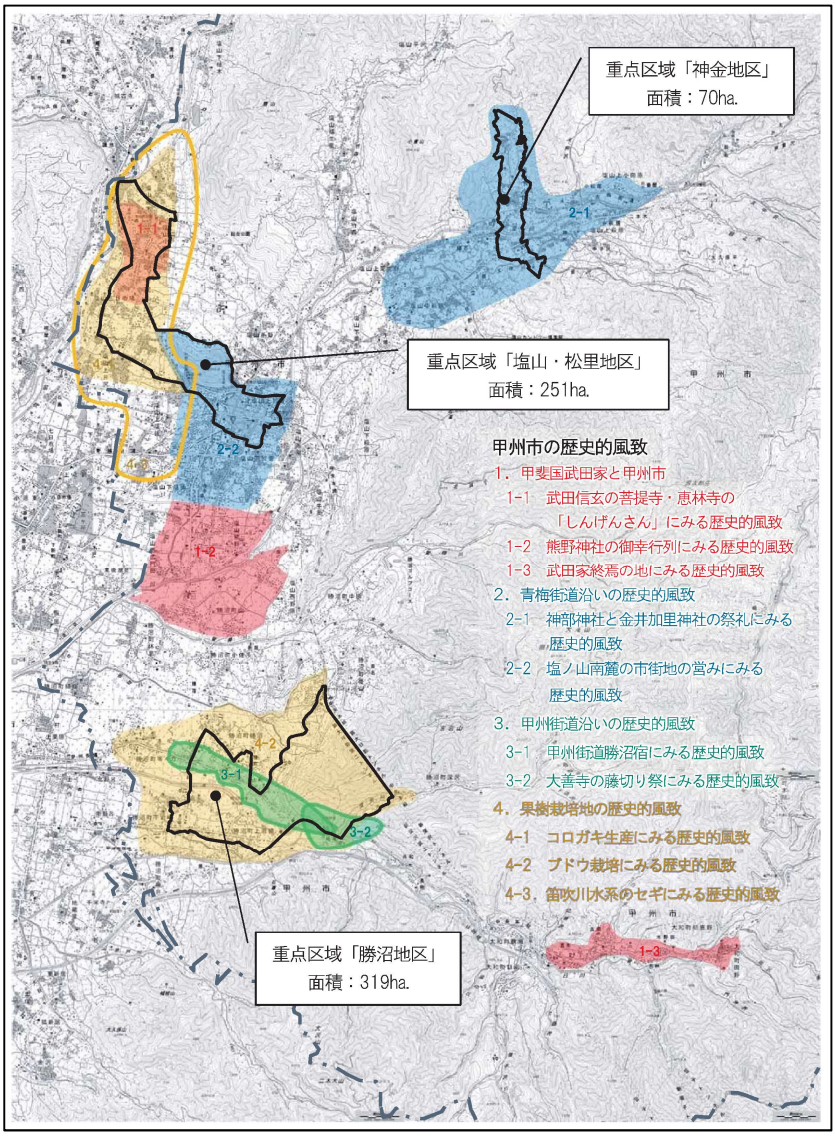

出典：甲州市歴史的風致維持向上計画

資料２　まちづくりへの意向

○第２次甲州市総合計画における市民アンケート結果概要

第２次甲州市総合計画の策定の際に実施された市民アンケートの結果から、市民のまちづくりへの主な意向を整理しました。

○調査の実施概要

対 象 者：18 歳以上の市内在住者
調 査 数：3,000 人（年齢、性別、地区を考慮したうえで、住民基本台帳から無作為抽出）
調査方法：郵送による配付・回収
調査時期：平成 28（2016）年 9 月 28 日～10 月 11 日
回 答 数：1,015 票（回答率 33.8%）

◆まちの現状について

○全体的に甲州市の暮らしやすさについてどのように感じていますか。

甲州市の暮らしやすさの『満足』が 50%を超えています。

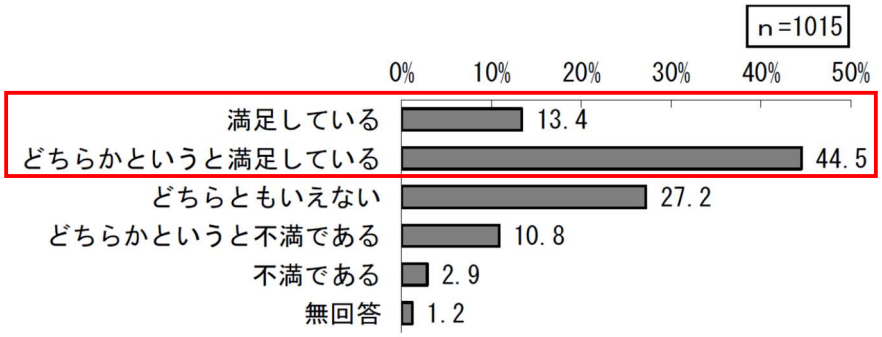

○これからも甲州市に住み続けたいと思いますか。

これからも甲州市に『住み続けたい』が 80%を超えています。

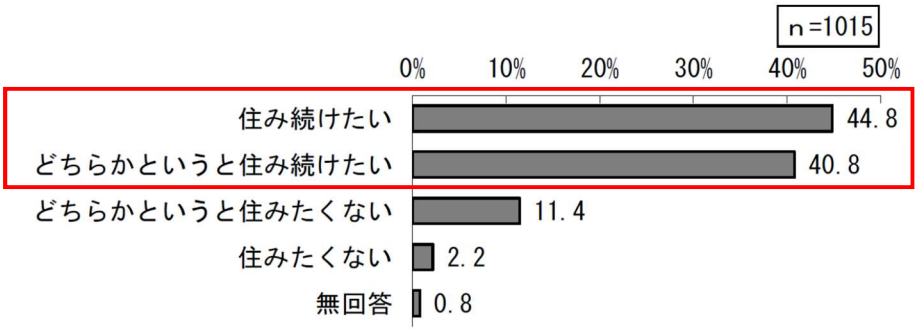

○定住したくなる人を増やすために必要な取り組みは、何だと思いますか。（複数回答）

「働く場の確保」が 60%、「医療・福祉のサービスの充実」、「保育・教育などの子育て環境の充実」は 50%を超えています。

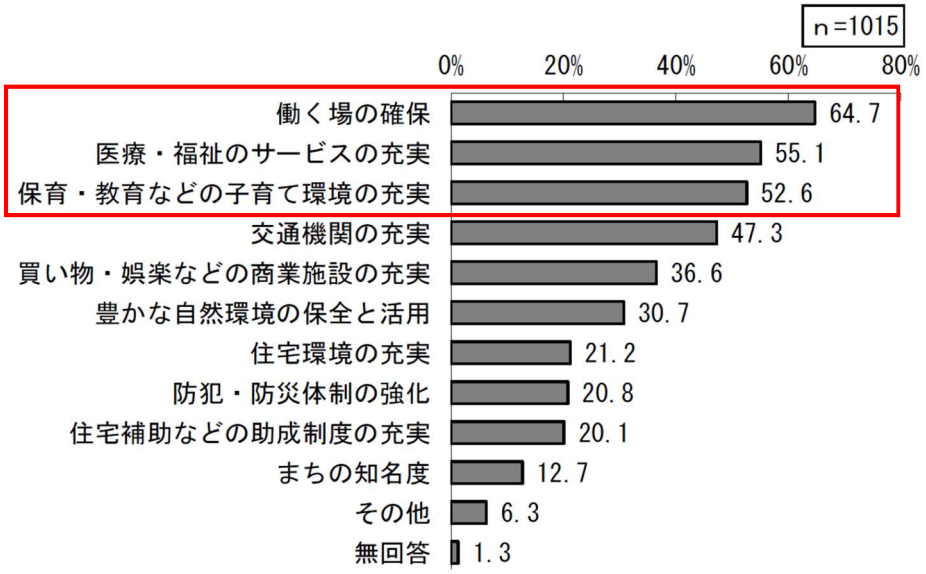

○今後のまちづくりについて、甲州市をどのような特色のあるまちにすべきだと考えますか。（3 つまで）

「子どもたちがいきいきと育つまち、安心して子育てができるまち」、「保健・福祉・医療の充実したまち」が 40%を超えています。

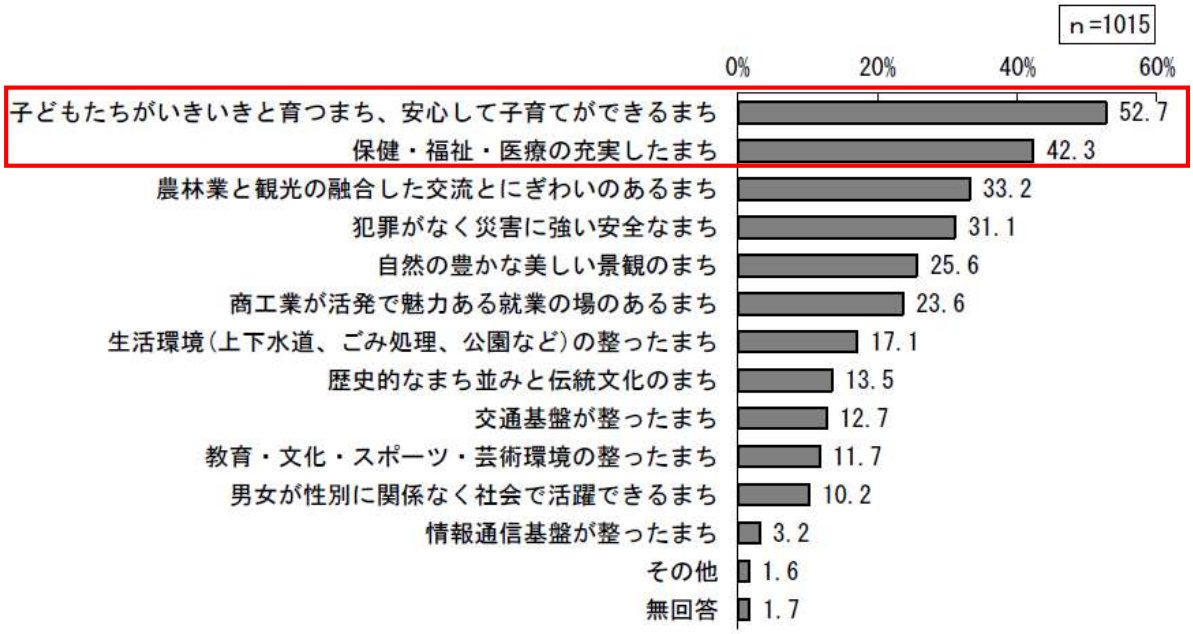

○特に他の分野より優先した方がよい（重要度が高い）と思う項目を、重要だと思われるものから 3 つまで選んで順番に番号を記入してください。

上位 3 項目「果樹・農林業の振興」、「雇用・勤労者福祉施策」、「保育や子育てへの支援」に票が集中し、いずれも 400 ポイントを超えています。

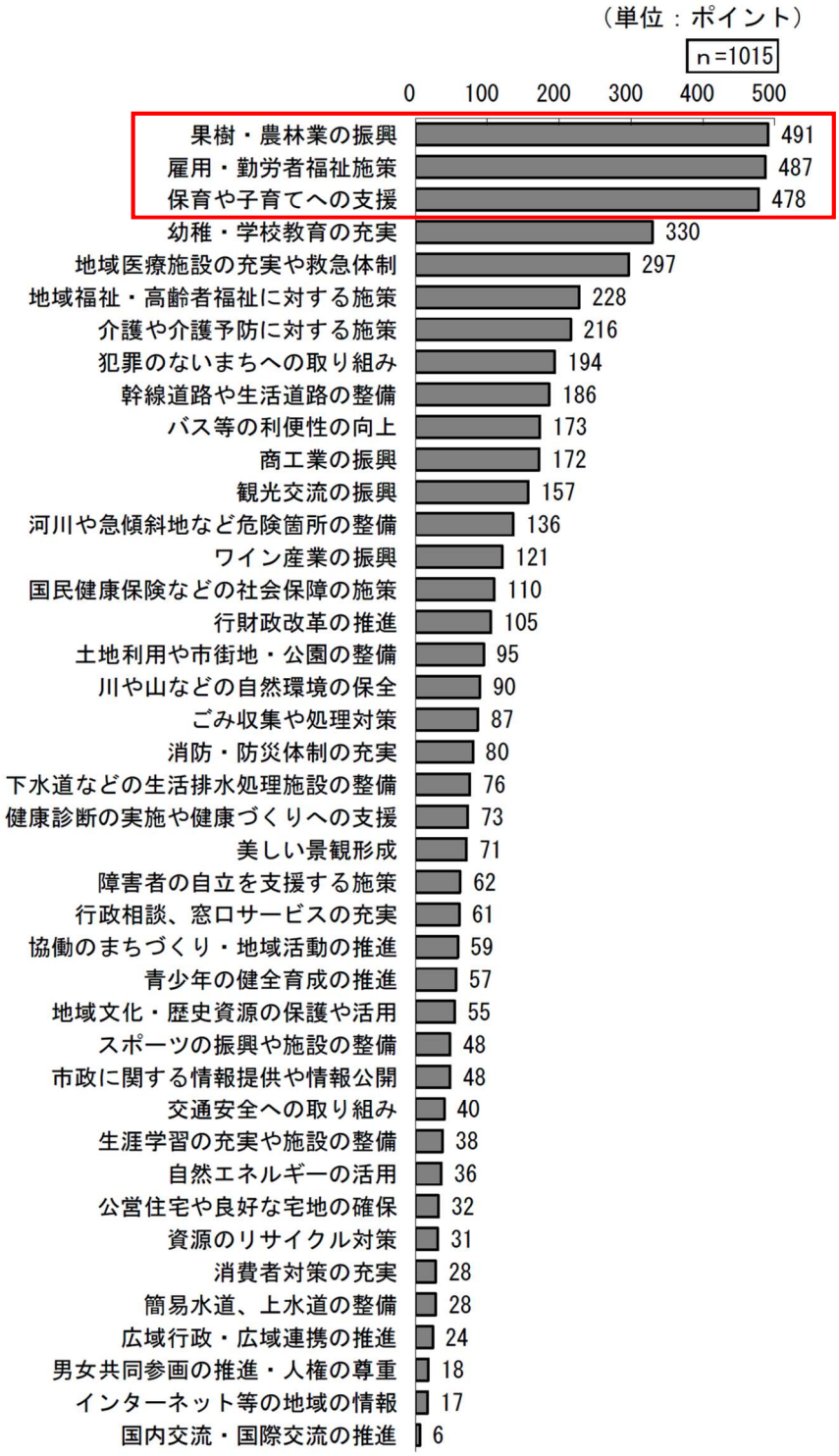

資料３　甲州市の概況・特性からみるまちの推移

３－１人口

（１）自然増減及び社会増減の傾向

平成 17（2006）年以降の出生数の推移をみると減少傾向にあり、全国的な平均数を下回っていることから、少子化が進行しています。また、死亡数については、老年人口の増加に伴い増加傾向にあります。

転入・転出ともに横ばい状態ですが、転出数が転入数を上回っています。

【自然増減及び社会増減の推移】

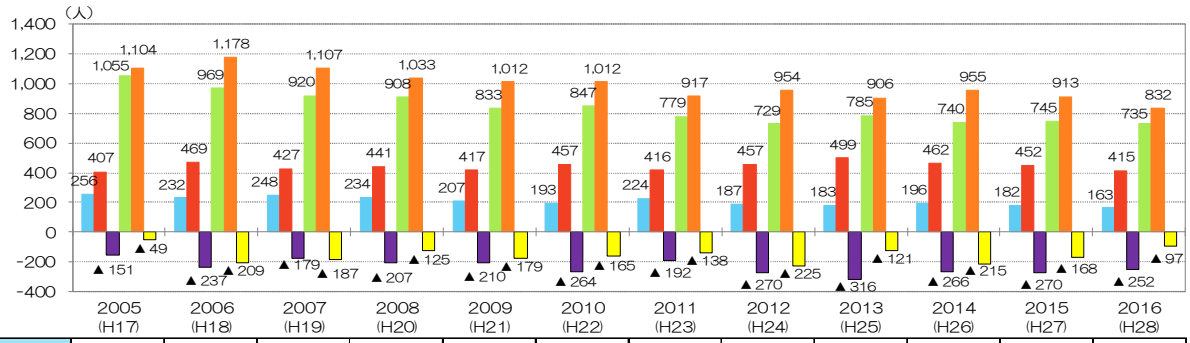

	2005 (H17)	2006 (H18)	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)
出生	256	232	248	234	207	193	224	187	183	196	182	163
死亡	407	469	427	441	417	457	416	457	499	462	452	415
自然増減	▲ 151	▲ 237	▲ 179	▲ 207	▲ 210	▲ 264	▲ 192	▲ 270	▲ 316	▲ 266	▲ 270	▲ 252
転入	1,055	969	920	908	833	847	779	729	785	740	745	735
転出	1,104	1,178	1,107	1,033	1,012	1,012	917	954	906	955	913	832
社会増減	▲ 49	▲ 209	▲ 187	▲ 125	▲ 179	▲ 165	▲ 138	▲ 225	▲ 121	▲ 215	▲ 168	▲ 97
人口増減	▲ 200	▲ 446	▲ 366	▲ 332	▲ 389	▲ 429	▲ 330	▲ 495	▲ 437	▲ 481	▲ 438	▲ 349

資料：戸籍住民課

（２）５歳階級別人口増減の傾向

国勢調査によると、本市の平成 17（2005）年から平成 27（2015）年における人口は、減少傾向にあります。

５歳階級別人口でみると、20～24 歳が－766 人、25～29 歳が－733 人と減少幅が特に大きく、30～34 歳が－246 人、15～19 歳が－187 人となっており、若年人口の減少割合が高くなっています。

【５歳階級別人口増減（H17～H27）】

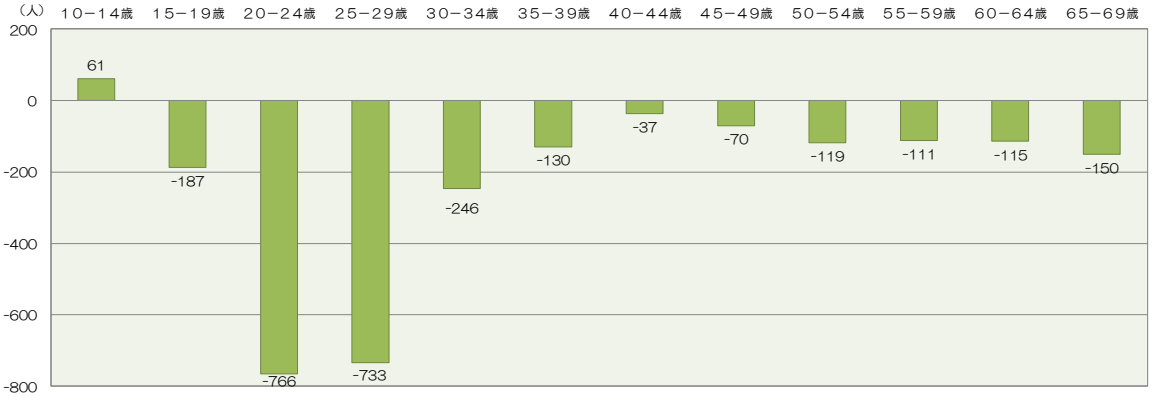

	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳
2005 (H17)	1,493	1,742	1,864	1,803	1,542	1,718	1,972	2,091	2,094	2,275	2,587	2,779	2,384	2,247
2015 (H27)	957	1,188	1,554	1,555	1,098	1,070	1,296	1,588	1,935	2,021	1,975	2,164	2,472	2,629

資料：各年国勢調査

（3）区域別人口

平成 27（2015）年国勢調査における区域別人口の割合は、都市計画区域内が 96.2%、都市計画区域外は 3.8%です。

また、都市計画区域内における用途区域内の人口割合は、17.7%となっています。

人口減少に伴い、平成 27（2015）年には、ＤＩＤ区域（1.47km²）が消滅しました。

【区域別人口】

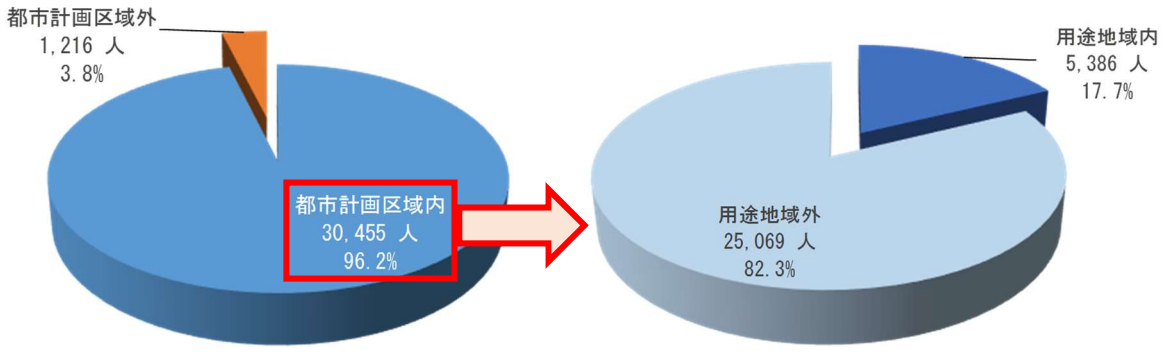

行政区域　人口総数 31,671 人
（平成 27（2015）年国勢調査）

都市計画区域内　人口総数 30,455 人
（平成 27（2015）年国勢調査）

出典：平成 29（2017）年度都市計画基礎調査

3－2 都市施設

【都市公園】

公園長寿命化計画により整備を進めています。

名称	公園種別	整備状況（供用済面積）（ha）
於曽第二公園	街区公園	0.20
塩後ふれあい公園	街区公園	0.23
山御崎坂公園	街区公園	0.26
於曽公園	街区公園	0.57
勝沼ぶどう郷駅前公園	街区公園	0.42
勝沼健康公園	街区公園	0.58
祝青空公園	街区公園	0.14
上岩崎公園	街区公園	0.11
等々力公園	街区公園	0.13
四季の里公園	街区公園	0.06
勝沼ぶどう郷駅前第 2 公園	街区公園	0.11
勝沼中央公園	近隣公園	1.60
歴史公園「甘草屋敷」	歴史公園	0.50
合計　13 箇所		4.91

出典：平成 29（2017）年度都市計画基礎調査等

【上下水道】

水道事業は、上水道事業と簡易水道事業を令和 2（2020）年度に統合し、効率的に事業を行います。

下水道事業は、公共下水道と浄化槽（合併処理）を行っており、塩山地域及び勝沼地域は峡東流域下水道関連公共下水道として整備を進めます。大和地域の特定環境保全公共下水道としての整備は完了しました。下水道の整備率は 54.3％で、普及率は 54.98％（平成 31(2019)年 3 月現在）となっています。

【し尿処理場】

甲州市環境センター　し尿処理場は平成 15（2003）年 3 月に、面積 5,455 ㎡、処理能力 20 ｔ/日で整備されています。

【主な都市施設】

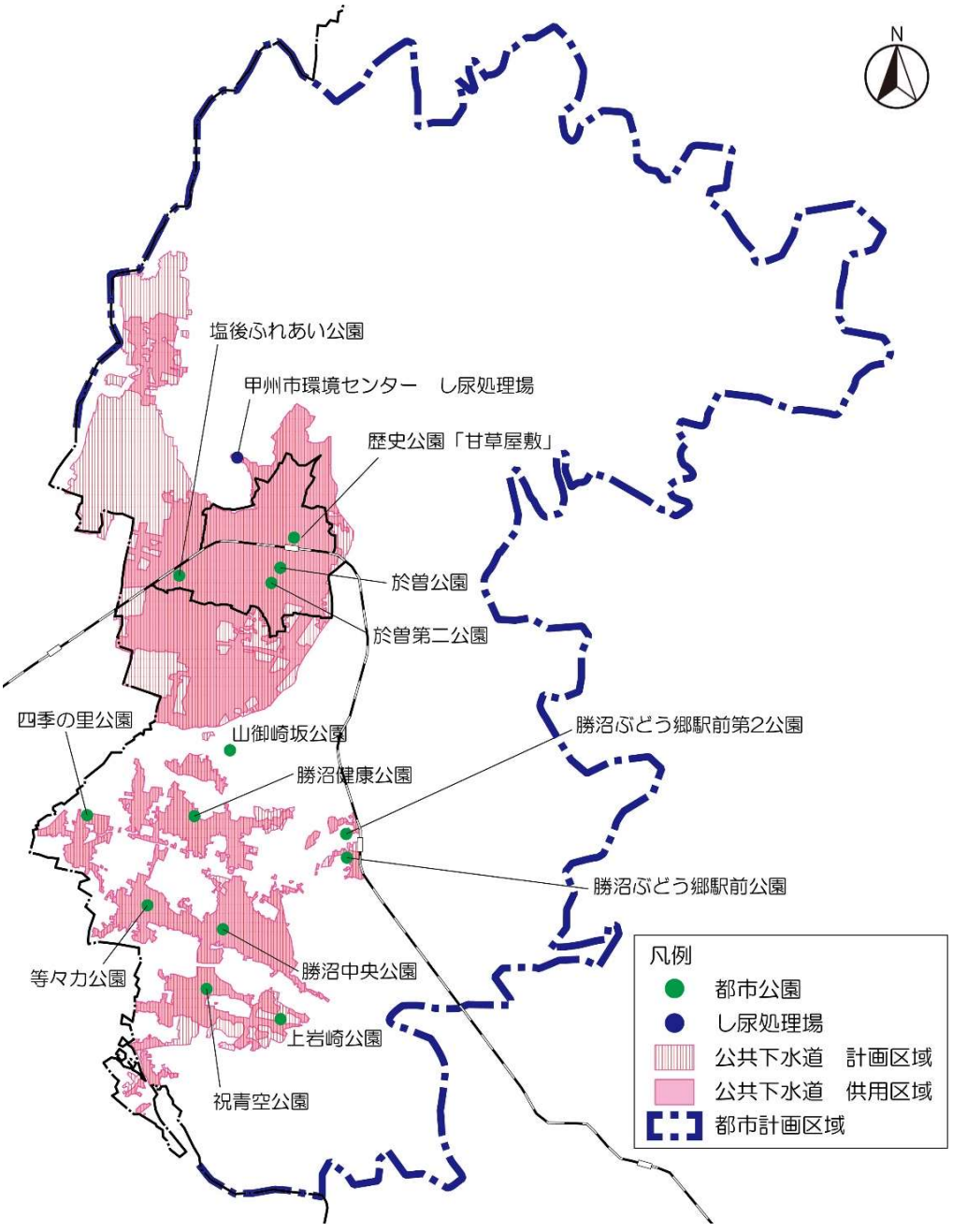

出典：平成 29（2017）年度都市計画基礎調査

3－3用途地域

都市計画区域は、7,308ha（市面積の 27.7%）が指定され、用途地域は 235ha（市面積の 0.9%）あり、面積の割合は、住宅系が９割、商業系が１割です。

【市域面積構成】

区域	面積（ha）	面積割合（%）
市域全域	26,411	100.0
都市計画区域	7,308	27.7
用途地域	235	0.9

出典：平成 29(2017)年度都市計画基礎調査等

【用途地域】

用途地域	面積（ha）	容積率（%）	建ぺい率（%）
第一種低層住居専用地域	31.9	80	50
第一種中高層住居専用地域	45.8	200	60
第二種中高層住居専用地域	46.0	200	60
第一種住居地域	63.7	200	60
第二種住居地域	15.1	200	60
準住居地域	14.7	200	60
近隣商業地域	9.2	200	80
	8.4	300	80
合計	234.8		

出典：平成 29（2017）年度都市計画基礎調査等

【用途地域・都市計画道路】

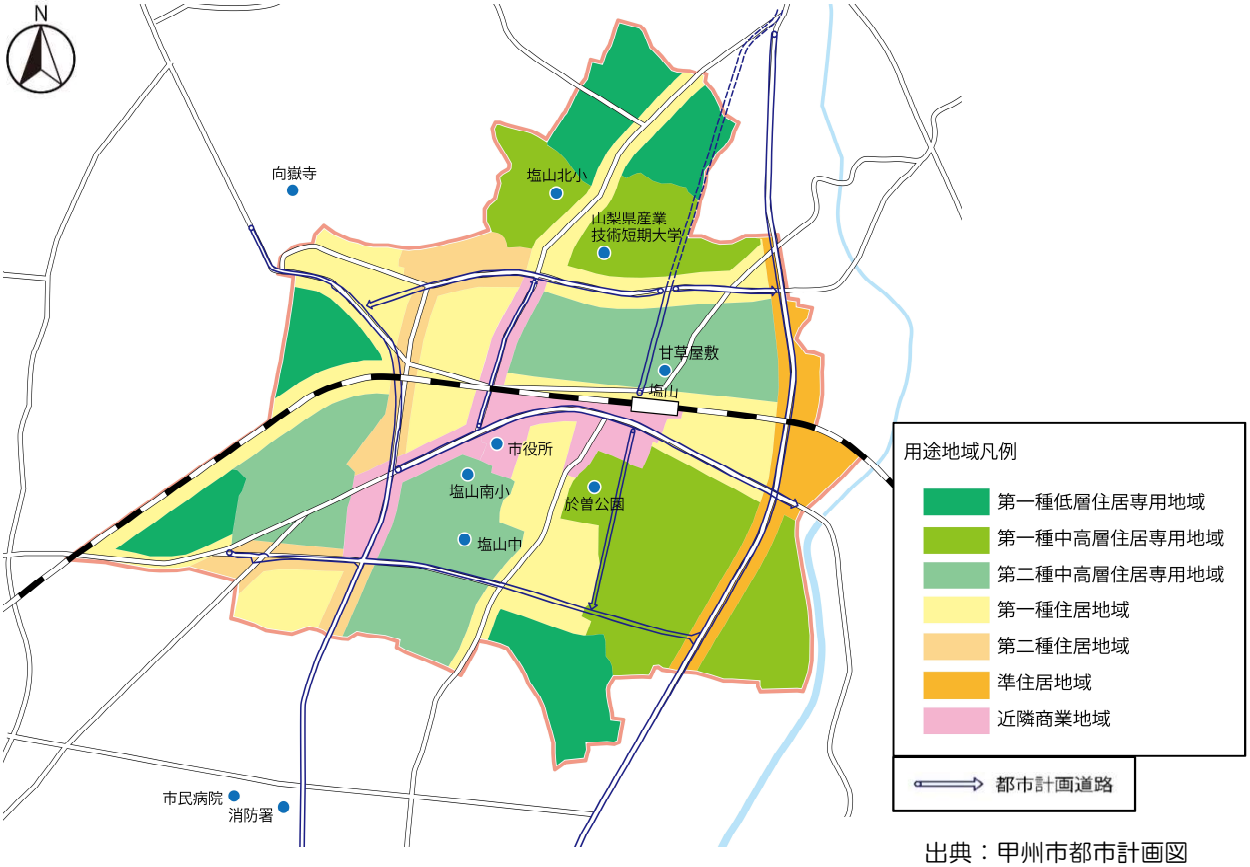

出典：甲州市都市計画図

【用途地域の概要】

第一種低層住居専用地域	低層住宅のための地域 小規模なお店や事務所をかねた住宅や、小中学校などが建てられます。	
第一種中高層住居専用地域	中高層住宅のための地域 病院、大学、500 ㎡までの一定のお店などが建てられます。	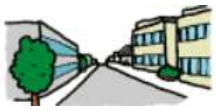
第二種中高層住居専用地域	主に中高層住宅のための地域 病院、大学などのほか、1,500 ㎡までの一定のお店や事務所など必要な利便施設が建てられます。	
第一種住居地域	住居の環境を守るための地域 3,000 ㎡までの店舗、事務所、ホテルなどは建てられます。	
第二種住居地域	主に住居の環境を守るための地域 店舗、事務所、ホテル、カラオケボックスなどは建てられます。	
準住居地域	道路の沿道において、自動車関連施設などの立地と、これと調和した住居の環境を保護するための地域	
近隣商業地域	まわりの住民が日用品の買物などをするための地域 住宅や店舗のほかに小規模の工場も建てられます。	

出典：国土交通省都市局都市計画課ＨＰ

【都市計画道路】

都市計画道路は、10 路線、延長 13,920ｍが決定されており、整備率は約 74％です。

番　号	名　　称	整備状況		整備率（%）	決定年月日※
		計画（m）	整備済（m）		
３・５・６	下塩後牛奥線	1,970	929	47.2	昭和 43 年 12 月 28 日 昭和 54 年 4 月 10 日
３・５・５	千野西広門田線	3,860	3,860	100.0	昭和 60 年 2 月 3 日
３・５・３	塩山駅千野線	1,370	0	0.0	昭和 33 年 4 月 16 日 昭和 60 年 2 月 4 日
３・４・１	塩山駅下於曽線	560	27	4.8	昭和 43 年 12 月 28 日 昭和 60 年 2 月 4 日
３・５・３０	西広門田橋線	160	160	100.0	昭和 62 年 2 月 3 日
３・５・４	上於曽上赤尾線	320	320	100.0	昭和 33 年 4 月 16 日 平成 4 年 8 月 27 日
３・５・１	塩の山西広門田線	3,000	3,000	100.0	昭和 62 年 2 月 3 日 平成 10 年 6 月 15 日
３・５・２	上於曽向岳寺線	910	718	78.9	昭和 33 年 4 月 16 日 平成 10 年 6 月 15 日
３・４・２	上於曽駅前赤尾線	1,280	1,280	100.0	昭和 60 年 2 月 4 日 平成 15 年 11 月 20 日
３・４・３	上於曽本町菅田線	490	0	0.0	昭和 60 年 2 月 4 日 平成 15 年 11 月 20 日
合計　10 路線		13,920	10,294	73.95	

※決定年月日：当初決定年月日、都市計画変更を行った場合は変更した年月日について古い順に記入

資料：甲州市

3－4 土地利用状況

（1）開発許可

開発許可については、平成 25（2013）年が 4 件、事業面積 27,353 ㎡と最も多く、用途別では商業用地が多くなっています。また、用途地域外における開発が用途地域内の約 10 倍の件数となっています。

【開発許可状況】

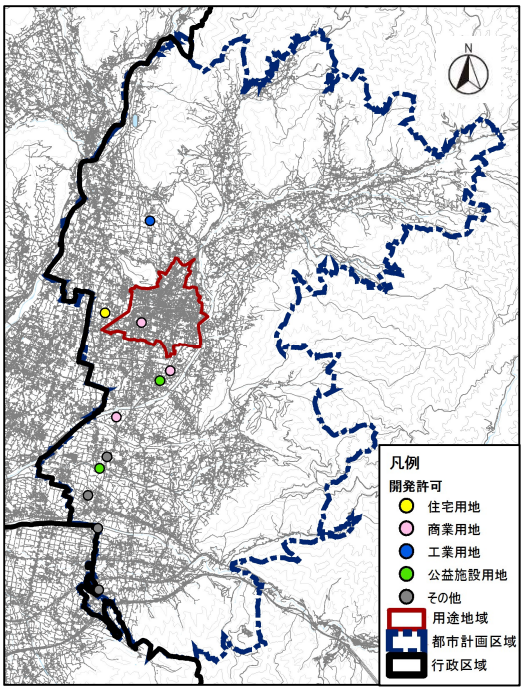

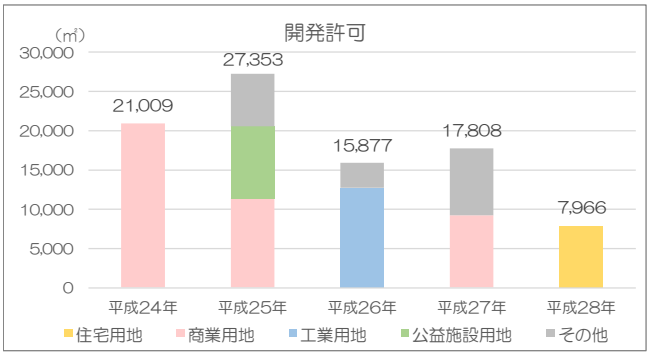

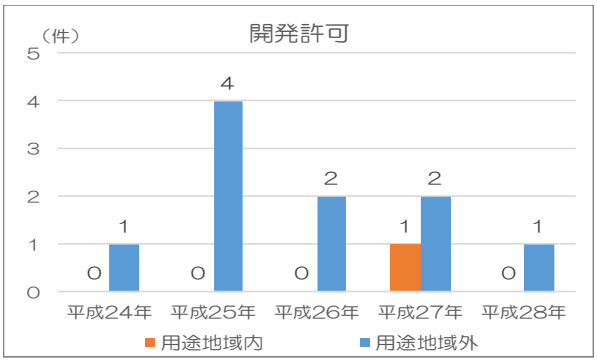

出典：平成 29（2017）年度都市計画基礎調査

（2）農地転用

農地転用については、平成 26（2014）年が 237 件、転用面積 75,708 ㎡と最も多く、用途別では住宅用地が多くなっています。また、用途地域外における転用が用途地域内の約 7.5 倍の件数となっています。

【農地転用状況】

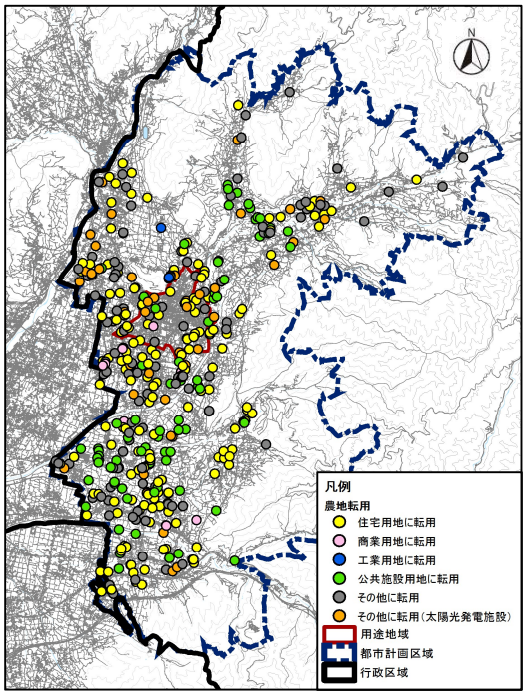

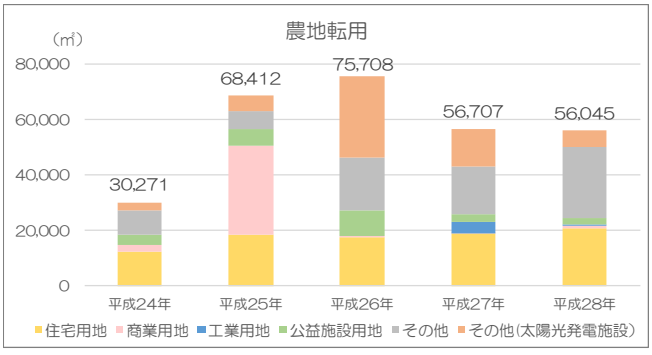

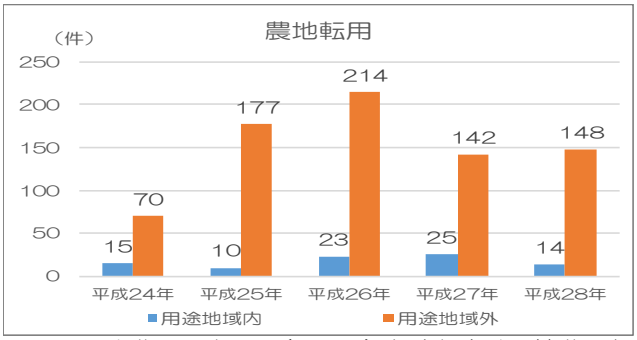

出典：平成 29（2017）年度都市計画基礎調査

3－5通勤・通学傾向

平成 27（2015）年国勢調査によると、他市区町村から本市へ通勤または通学する人（流入人口 4,959 人）よりも、本市から他市区町村に通勤または通学する人（流出人口 7,725 人）が多く、約 1.6 倍となっています。

流出先は、甲府市、山梨市、笛吹市の順に多く、流入元は、山梨市、笛吹市、甲府市となっています。また、県外からの流入、県外への流出もみられます。

【通勤・通学人口（H27）】

単位：人

流出人口					流入人口				
当地に常住する就業者・通学者			20,525	100.0%	当地に常住する就業者・通学者			17,811	100.0%
自市町村で従業・通学			12,800	62.4%	自市町村に常住			12,852	72.2%
他市町村で従業・通学			7,725	37.6%	他市町村に常住			4,959	27.8%
県全体			7,169	34.9%	県全体			4,838	27.2%
	1位	甲府市	2,515	12.3%		1位	山梨市	2,122	11.9%
	2位	山梨市	2,070	10.1%		2位	笛吹市	1,176	6.6%
	3位	笛吹市	1,501	7.3%		3位	甲府市	711	4.0%
	4位	大月市	164	0.8%		4位	甲斐市	195	1.1%
						5位	大月市	127	0.7%
		その他の市町村	919	4.5%			その他の市町村	507	2.8%
県外			504	2.5%	県外			121	0.7%
不詳			52	0.3%	不詳			0	0.0%

出典：平成 27（2015）年国勢調査

【通勤・通学人口（H27）　主な流出入状況】

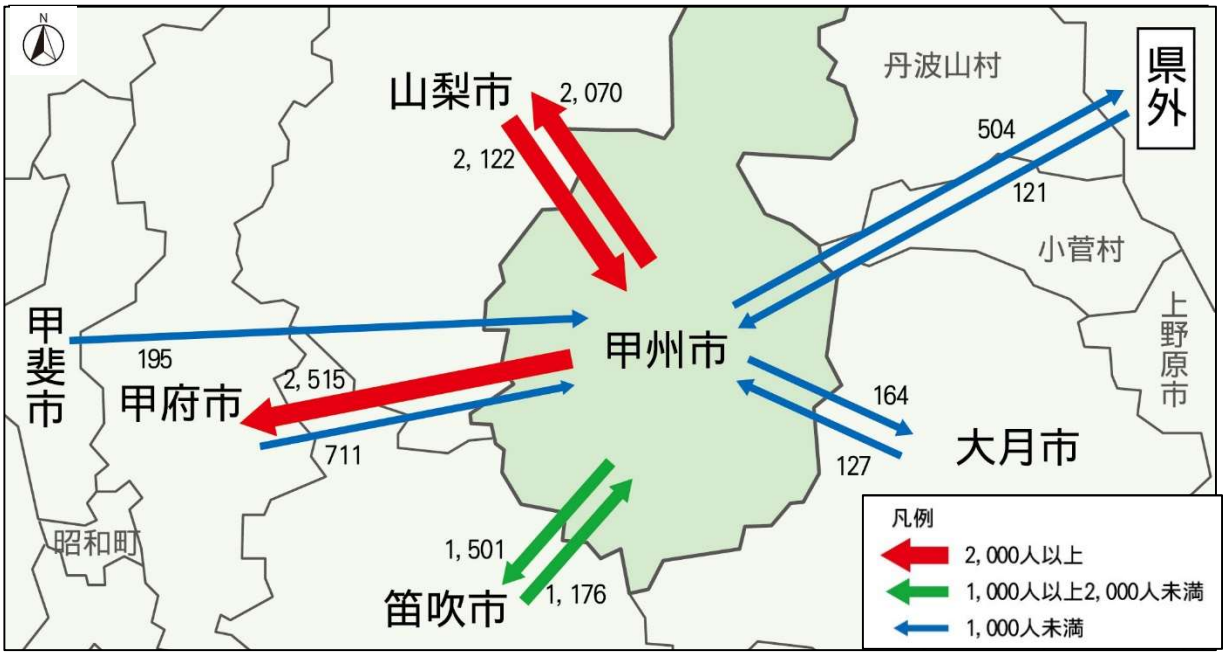

出典：平成 27（2015）年国勢調査

3－6農業

農家数は、平成 27（2015）年では 2,665 戸と平成 2（1990）年から約 1,300 戸減少しています。それに伴い、兼業農家が 3 分の 1 程度に減っています。また、農業就業人口も平成 27 年では約 7,000 人と平成 2 年から約 1 万人減っています。

【農家数と農業就業人口の推移】

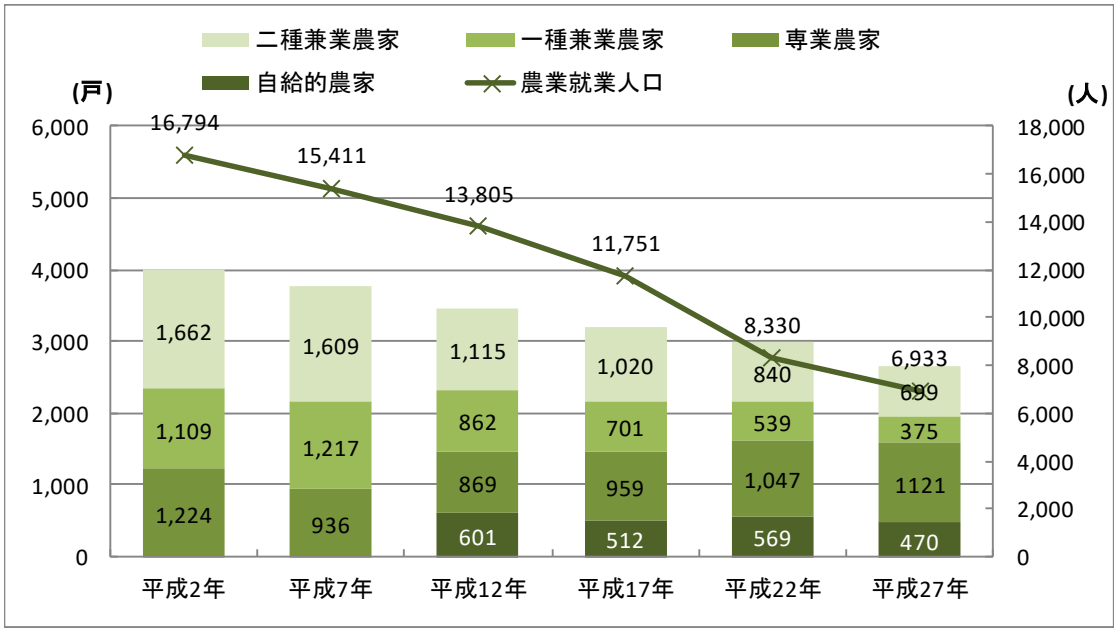

出典：各年農林業センサス

3－7工業

事業所数は、平成 27（2015）年には 71 事業所と平成 5（1993）年から約半数に減少しています。それに伴い、従業員数も平成 27（2015）年には 1,598 人と平成 5（1993）年から約千人減っています。

製造品出荷額については増減を繰り返しており、ここ十年間ではやや減少傾向にある状況です。

【事業所数と製造品出荷額等の推移】

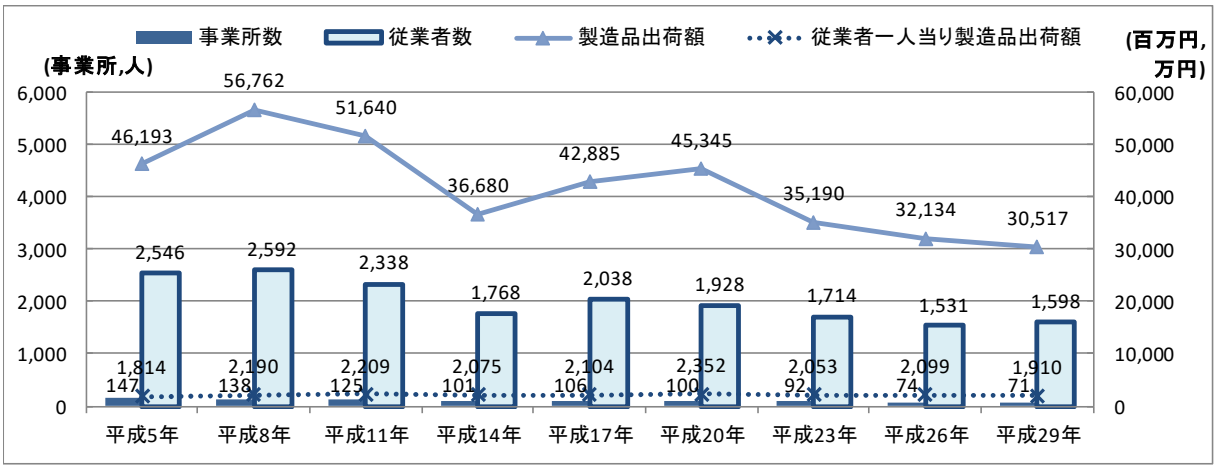

出典：各年工業統計

3－8商業

商店数は、平成 26（2014）年には 281 店と平成 3（1991）年から約半数に減少しています。それに伴い、従業員数も平成 26（2014）年には 1,611 人と平成 3（1991）年から約 700 人減っています。

年間販売額については、平成 14（2002）年に減少し停滞していたものの、平成 26（2014）年には増加傾向がみられます。

大規模小売店舗延床面積は、平成 3（1991）年には 5,315 ㎡であったが平成 16（2004）年に 1 万㎡を超え、平成 26（2014）年には 25,778 ㎡となっています。商店数が減少する一方で、大規模小売店舗延床面積は増加している状況です。

【商店数と年間販売額等の推移】

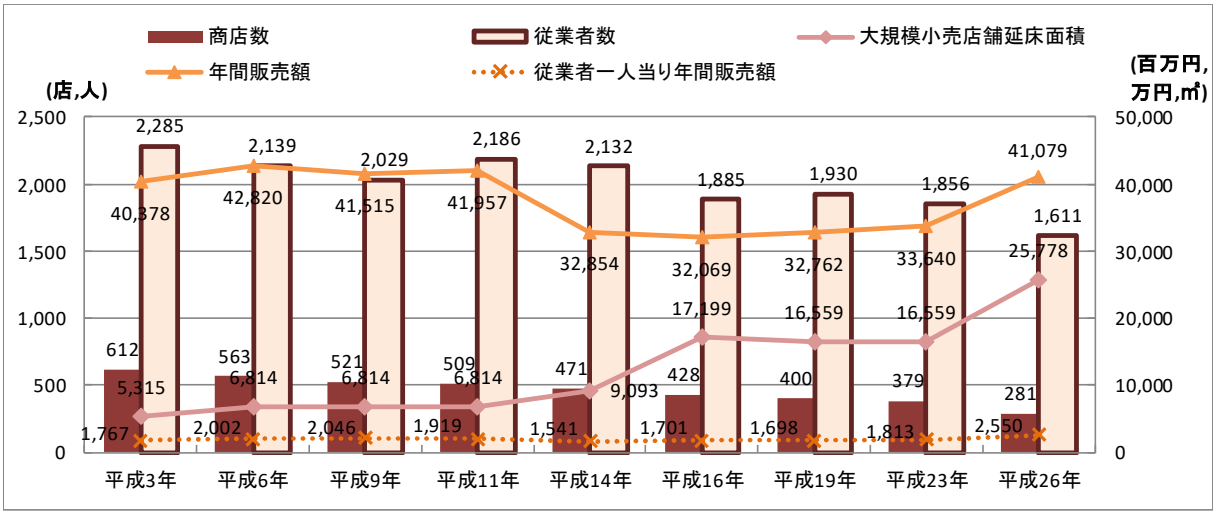

※大規模小売店舗：建物内の店舗面積の合計が 1,000 ㎡を超える小売店舗（食品スーパー、ショッピングセンター、ホームセンター）

出典：大規模小売店舗延床面積・・・平成 29（2017）年度都市計画基礎調査
その他・・・・・・・・・・・・・各年商業統計

３－９レクリエーション施設

本市におけるレクリエーション施設の設置状況は、下表のとおりです。

藤木スポーツ広場は、グラウンド 3 面とテニスコート 3 面及び駐車場が整備された施設で、利用者数は年間約 3,000 人となっています。

塩山総合グラウンドは夜間照明施設がある多目的グラウンドであり、利用者数は年間約 19,000 人でありゴルフ場を除けば最も多く、市民のスポーツ活動の拠点となっています。

また、豊かな自然を活かしたキャンプ場、サイクリングコースやハイキングコースが多数設置されています。これらは市民だけでなく、市外及び県外からの来訪者も楽しむことのできる施設です。

【レクリエーション施設】

番号	施設名	設置主体	施設規模（㎡、km）	利用者数（人／年）
1	藤木スポーツ広場	山梨県企業局	18,000 ㎡	3,139 人
2	塩山総合グラウンド	甲州市	10,000 ㎡	18,745 人
3	藤木スポーツ広場テニスコート	山梨県企業局	3 面	535 人
4	甲州市塩山テニス場	甲州市	3 面	6,591 人
5	高原荘テニスコート	民間	10 面	700 人
6	しゃくなげテニスコート	民間	3 面	70 人
7	勝沼町テニスコート	甲州市	1,254 ㎡	186 人
8	塩山カントリークラブ	民間	784,587 ㎡	32,572 人
9	勝沼ゴルフコース	民間	1,000,000 ㎡	47,072 人
10	ひいらぎ園キャンプ場	民間	3,000 ㎡	100 人
11	落合ＳＫキャンプ場	民間	13,000 ㎡	600 人
12	一之瀬高原キャンプ場	民間	30,000 ㎡	2,000 人
13	大滝山キャンプ場	甲州市	5,000 ㎡	424 人
14	ふるさとドライブイン釣場	民間		300 人
15	金子水産奥多摩養魚場	民間	500 ㎡	700 人
16	水上荘弓道場	民間	90 ㎡	1,000 人
17	勝沼町弓道場	甲州市	750 ㎡	608 人
18	下萩原地区広場	甲州市	540 ㎡	400 人
19	西広門田スポーツ広場	区	630 ㎡	800 人
20	大久保平親水公園	甲州市	3,400 ㎡	100 人
21	重川サイクリングロード	山梨県	5,849 m	
22	一葉の里コース	甲州市	約 8.7 km	
23	信玄の丘コース	甲州市	約 11 km	
24	さくらんぼの里コース	甲州市	約 7.7 km	
25	ブドウの丘コース	甲州市	約 3 km	
26	ザゼン草の里コース	甲州市	約 12 km	
27	竜門峡遊歩道	甲州市	9,085 m	

出典：平成 29（2017）年度都市計画基礎調査

3－10 文化財

本市には貴重な文化財が多数存在し、歴史や文化を感じることができる資産となっています。特に、山梨県に存在する５つの国宝のうち、３つが本市に存在しています。

また、塩山上小田原にある上条集落は、平成 27（2015）年に重要伝統的建造物群保存地区として国選定文化財に指定されました。

【国指定文化財】

区分	種別	名称	所在地	所有者	指定年月日
国宝	建造物	大善寺本堂　附　厨子	勝沼町勝沼	大善寺	S 30.6.22
	絵画	絹本著色達磨図	塩山上於曽	向嶽寺	S 28.11.14
	工芸品	小桜韋威鎧　兜、大袖付	塩山上於曽	菅田天神社	S 27.11.22
重要文化財	建造物	恵林寺四脚門	塩山小屋敷	恵林寺	M 40.8.28
		雲峰寺本堂	塩山上萩原	雲峰寺	S 24.2.18
		雲峰寺書院	塩山上萩原	雲峰寺	S 24.2.18
		雲峰寺庫裏	塩山上萩原	雲峰寺	S 24.2.18
		雲峰寺仁王門	塩山上萩原	雲峰寺	S 24.2.18
		熊野神社拝殿	塩山熊野	熊野神社	S 24.2.18
		熊野神社本殿　附　棟札四枚	塩山熊野	熊野神社	S 24.2.18
		旧高野家住宅 主屋、巽蔵、馬屋、東門、文庫蔵、小屋、宅地 附　地実棚、裏門、座敷門	塩山上於曽	甲州市	S 28.3.31 追加指定 H 8.7.9
		向嶽寺中門	塩山上於曽	向嶽寺	S 46.6.22
	絵画	絹本著色三光国師像図	塩山上於曽	向嶽寺	T 5.5.24
		絹本著色大円禅師像図	塩山上於曽	向嶽寺	T 5.5.24
	彫刻	木造大日如来坐像	塩山藤木	放光寺	M 39.9.6
		木造不動明王立像	塩山藤木	放光寺	M 39.9.6
		木造愛染明王坐像	塩山藤木	放光寺	M 39.9.6
		木造金剛力士立像	塩山藤木	放光寺	H 8.6.27
		木造薬師如来及両脇侍像	勝沼町勝沼	大善寺	M 38.4.4
		木造十二神将立像	勝沼町勝沼	大善寺	H 11.6.7
		木造日光月光菩薩立像（所在本堂） 附　日光菩薩像内納入品 一、薬師如来印仏（25通）一綴 正応五年の記がある 一、薬師如来印仏　六巻 一、十一面観音印仏　五巻 一、墨書紙片・紙礫等　一括	勝沼町勝沼	大善寺	H 19.6.8 追加指定 H 25.6.29
		木造普応国師坐像	大和町木賊	栖雲寺	S 46.6.22
	工芸品	太刀　銘来国長	塩山小屋敷	恵林寺	T 4.3.26
		短刀　銘備州長船倫光	塩山小屋敷	恵林寺	T 4.3.26
	歴史資料	塩山和泥合水集板木 至徳三年二月十五日刊 記 抜隊得勝遺誡板木	塩山上於曽	向嶽寺	H 5.6.10
記念物	史跡	甲斐金山遺跡・黒川金山	塩山上萩原	東京都・ 甲州市	H 9.9.2
		勝沼氏館跡	勝沼町勝沼	甲州市	S 56.5.28
	名勝	恵林寺庭園	塩山小屋敷	恵林寺	S 19.6.26
		向嶽寺庭園	塩山上於曽	向嶽寺	H 6.6.6

出典：甲州市地域防災計画　資料編

【国選定文化財】

種別	名称	所在地	選定年月日
重要伝統的建造物群保存地区	甲州市塩山下小田原上条伝統的建造物群保存地区	塩山下小田原	H 27.7.8

出典：甲州市地域防災計画　資料編

【国登録文化財】

種別	名称	所在地	所有者	登録年月日
登録有形文化財	葡萄酒貯蔵庫（龍憲セラー）	勝沼町下岩崎	（個人）	H 8.12.26
	勝沼堰堤	勝沼町勝沼・上岩崎・大和町初鹿野	山梨県	H 9.5.29
	祝橋	勝沼町勝沼・上岩崎	甲州市	
	旧田中銀行社屋	勝沼町勝沼	甲州市	
	旧田中銀行土蔵	勝沼町勝沼	甲州市	
	中央区区民会館（旧千野学校校舎）	塩山上於曽	甲州市	H 9.6.24
	笹子隧道	大和町日影・大月市笹子町黒野田	山梨県	H 9.12.12
	笛吹川芸術文庫（旧武藤酒造主屋）	塩山藤木	笛吹川芸術文庫	H 16.8.17
	笛吹川芸術文庫（旧武藤酒造米蔵）	塩山藤木	笛吹川芸術文庫	
	風間酒造主屋	塩山下於曽	（個人）	H 17.8.2
	風間酒造酒造蔵	塩山下於曽	（個人）	
	風間酒造酒店	塩山下於曽	（個人）	
	風間酒造文庫蔵	塩山下於曽	（個人）	
	飯島家住宅旧土蔵	塩山上於曽	（個人）	H 23.10.28
	飯島家住宅長屋門	塩山上於曽	（個人）	
	佐藤家住宅	勝沼町菱山	（個人）	H 28.8.1
	土屋家住宅主屋	塩山三日市場	（個人）	H 29.5.2
	土屋家住宅文庫蔵	塩山三日市場	（個人）	
	土屋家住宅米蔵	塩山三日市場	（個人）	
	土屋家住宅麹蔵	塩山三日市場	（個人）	
	土屋家住宅座敷門及び塀	塩山三日市場	（個人）	
	土屋家住宅裏門	塩山三日市場	（個人）	
	中村屋旅館本館	塩山上於曽	（個人）	
	岩堂セギ分水口	塩山牛奥	甲州市	
	萩原家住宅　東店舗（主屋）	勝沼町勝沼	（個人）	H 30.5.10
	萩原家住宅　東の蔵	勝沼町勝沼	（個人）	
	萩原家住宅　西店舗	勝沼町勝沼	（個人）	
	萩原家住宅　西座敷	勝沼町勝沼	（個人）	
	萩原家住宅　西の蔵	勝沼町勝沼	（個人）	
	原茂ワイン　主屋	勝沼町勝沼	（個人）	
	原茂ワイン　奥の蔵	勝沼町勝沼	（個人）	
	原茂ワイン　東の蔵	勝沼町勝沼	（個人）	
	原茂ワイン　西の蔵	勝沼町勝沼	（個人）	

種別	名称	所在地	所有者	登録年月日
登録有形民俗文化財	勝沼のぶどう栽培用具及び葡萄酒醸造用具	勝沼町下岩崎	甲州市	H 18.3.20

出典：甲州市地域防災計画　資料編

資料４　都市計画マスタープラン策定後の経緯

４－１まちづくりシンポジウム

年・月	開催状況
○平成 21（2009）年　5 月	第１回　開催
○平成 22（2010）年　3 月	第２回　開催
○平成 23（2011）年　3 月	第３回　震災により中止　　※事前打合せのみ実施
○平成 24（2012）年　12 月	第４回　開催
○平成 26（2014）年　3 月	第５回　開催
○平成 27（2015）年　3 月	第６回　開催
○平成 29（2017）年　1 月	第７回　開催

【まちづくりシンポジウムの結果】

第１回まちづくりシンポジウム

■日時：平成 21（2009）年 5 月 30 日（土）19:00～21:30
■場所：甲州市ぶどうの丘　イベントホール
■テーマ：市長と語らう私たちのまち
■手法：シンポジウム
■概要：私たちのまち、まちづくりに必要なことを
　　皆で考え、話し合う
■参加者
　出席者：207 人
　アンケート回収：120 人　回収率：58.0%
　（男性：88 人（73.3%）　女性：32 名（26.7%））

■参加者の評価

シンポジウムの内容について（A3）

項目	塩山		勝沼		大和		市外		合計	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
たいへん良かった	14	21.2%	4	12.9%		0.0%	4	21.1%	22	18.3%
良かった	32	48.5%	17	54.8%	1	25.0%	8	42.1%	58	48.3%
ふつう	17	25.8%	9	29.0%	2	50.0%	7	36.8%	35	29.2%
悪かった	2	3.0%	1	3.2%	1	25.0%		0.0%	4	3.3%
非常に悪かった	1	1.5%		0.0%		0.0%		0.0%	1	0.8%
合計	66	100.0%	31	100.0%	4	100.0%	19	100.0%	120	100.0%

今後のまちづくりに必要なことについて（Ａ５）

市民意識、住民参加	34
行政	16
集客、魅力発信	7
地域保全	4
暮らしやすさ	2
子供	2
高齢化	1
道路	1
若い世代	1
その他	9

甲州市に対しての意見について（Ａ６）

行政	17
意見交換、市民交流	5
情報発信、市のPR	5
インフラ整備	5
射撃場	5
道路	4
自然・景観	4
住民	4
農業	3
人材育成	2
他市との連携	2
歴史あるまちづくり	1
シンポジウムに対する意見	6
その他	14

第２回まちづくりシンポジウム

■日時：平成 22（2010）年 3 月 27 日（土）9：00～16：00

■場所：まち歩き（塩山・勝沼）給食（於曽公園）
　　シンポジウム・ワークショップ
　　（甲州市立塩山南小学校体育館）

■テーマ：このまちの宝物、再発見

■手法：まち歩き・シンポジウム

■概要：塩山駅南地区を市長とまちあるき
　　塩山中東エリアのレトロ調の町並み
　　旧国道 411 号と住環道
　　於曽公園のもみの木　等　地域資源を再発見

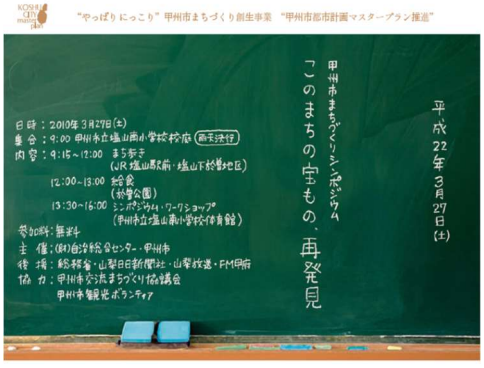

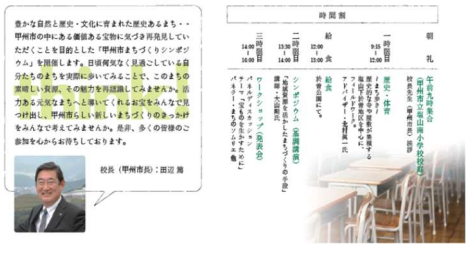

【成果】

平成 27（2015）年度～平成 30（2018）年度
　公園整備事業による於曽公園のリニューアル

■参加者：

出席者：150 人

アンケート回収：74 人　回収率：49.3%

（男性：46 人（62.2%）　女性：28 名（37.8%））

■参加者の評価：

シンポジウムの内容について（A3）

項目	塩山		勝沼		大和		市外		合計	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
たいへん良かった	20	47.6%	3	30.0%		0.0%	8	38.1%	31	41.9%
良かった	17	40.5%	6	60.0%		0.0%	12	57.1%	35	47.3%
ふつう	5	11.9%	1	10.0%	1	100.0%		0.0%	7	9.5%
悪かった		0.0%		0.0%		0.0%	1	4.8%	1	1.4%
非常に悪かった		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%	0	0.0%
合計	42	100.0%	10	100.0%	1	100.0%	21	100.0%	74	100.0%

今後のまちづくりに必要なことについて（Ａ５）

市民意識、住民参加	13
情報発信、市のPR	7
行政	5
歴史・文化	4
人材育成	3
自然・景観	2
道路	2
共生社会	1
その他	9

将来不安に思っていることについて（Ａ６）

市の衰退・過疎	8
少子高齢化	4
自然・景観	4
医療・福祉	3
伝統・文化	2
行政	2
日本経済	1
自然災害	1
道路	1
その他	3

甲州市に対しての意見について（Ａ７）

まちづくり	8
行政	5
道路	4
集客、魅力発信	2
医療・福祉	2
人材育成	1
雇用	1
歴史・文化	1
シンポジウムに対する意見	5
その他	2

第３回まちづくりシンポジウム（中止）

■日時：平成 23（2011）年 3 月 13 日（日）13：00～15：40

■場所：塩山シネマ

■テーマ：このまちの宝物、再発見　part2

■手法：　シンポジウム、パネルディスカッション

■概要：

・塩山市街地である市役所から塩山シネマまで歩き、その後基調講演とパネルディスカッション行う予定でいたが、3 月 11 日の東日本大震災により中止

・事前の打ち合わせにおいて、塩山温泉及び中央通り商店街は、路地が狭いことから、緊急車輌の進入もままならない等の意見が出た

【成果】

平成 29（2017）年度～　狭あい道路の幅員を広げるよう「狭あい道路拡幅整備事業」開始

第４回まちづくりシンポジウム

■日時：平成 24（2012）年 12 月 8 日（土）19：00～21：30

■場所：甲州市ぶどうの丘　イベントホール

■テーマ：このまちの宝物、再発見　part3　勝沼大無尽会

■手法：シンポジウム、パネルディスカッション

■概要：

・中部地域（勝沼地域）で開催

・果樹園風景を大事にしたい

・ぶどうまつりを更に盛り上げたい

・駅周辺からの景観がホッとするし今後も守っていきたい

【成果】

・平成 27（2015）年 3 月

駅から見えるぶどうの丘周辺のガードレールの修景（100 人参加、Ｌ＝151m）

・平成 28（2016）年 2 月

駅から見えるぶどうの丘周辺のガードレールの修景（100 人参加、Ｌ＝565m）

駅から見えるぶどうの丘周辺の防風ネットを自然色ネットに交換

（13 人、25 箇所（圃場）　Ｌ＝1,950m）

・平成 29（2017）年 2 月

ぶどうの丘から見える駅側のガードレールの修景（100 人参加、Ｌ＝521m）

■参加者：

居住地区	人数	備考
塩山地区	6	
勝沼地区	43	
大和地区		
市外	8	山梨市（4）、笛吹市（2）、南アルプス市（1）、岡谷市（1）

■参加者の評価：

評価	回答数
大変よかった	20
よかった	24
ふつう	5
悪かった	1
非常に悪かった	
未回答	7

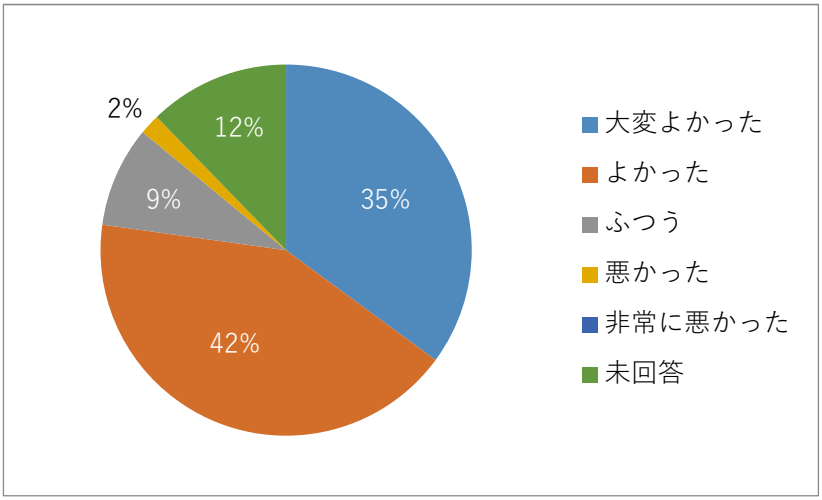

Ｑ５　今後、まちづくりを推進するために必要と思われるもの

市民意識、住民参加	17
自然・景観	8
歴史・文化	5
道路	4
情報発信、市のPR	4
人材育成	4
行政	3
まちづくり	3
他市との連携	1
その他	2

Ｑ６　将来のあなたが不安に思っていること

人口減少、少子高齢化	13
農業、後継者	9
自然・景観	4
行政	2
地域のつながり	1
交通	1
その他	4

Ｑ７　甲州市への意見

行政	5
人材育成	3
まちづくり	3
駅	2
市民意識、住民参加	2
道路	1
情報発信、市のPR	1
自然・景観	1
歴史・文化	1
シンポジウムに対する意見	5
その他	3

第５回まちづくりシンポジウム

■日時：平成 26（2014）年 3 月 23 日(日)13：30～

■場所：甲州市大和ふるさと会館

■テーマ：このまちの宝物、再発見　part4　大和魂

■手法：　シンポジウム、パネルディスカッション

■概要：

・南部地域（大和地域）で開催

・自然を中心とした多くの観光資源

・大和町出身のアルピニスト天野和明さんによる基調講演
　大菩薩嶺周辺を甲州アルプスとして周知をおこなう提案あり

【成果】

・平成 26（2014）年 9 月
　「アルピニスト天野和明氏（甲州市観光大使）と登る甲州アルプス」を開催。参加者 30 名。

・平成 28（2016）年 5 月
　「甲州アルプスを走る甲州トレイルキャンプ」をトレイルランナー小川壮太氏（甲州市観光大使）と一緒に開催。参加者 30 名。

■参加者：（アンケートより）

塩山	10
勝沼	0
大和	21
市外	3
甲府　南アルプス	

第６回まちづくりシンポジウム

■日時：平成 27（2015）年 3 月 15 日（日）　午後 2 時～

■場所：塩山ふれあい館

■テーマ：このまちの宝もの、再発見 part5　北部地域編

■手法：シンポジウム、パネルディスカッション

■概要：

・北部地域（松里地域）で開催

・水文化や歴史文化を大切にしている

■参加者：データなし

【成果】

・平成 29（2017）年 3 月

「甲州市歴史的風致維持向上計画」の認定

（山梨県内で初めての認定）

第７回まちづくりシンポジウム

■日時：平成 29（2017）年 1 月 22 日（日）

■場所：甲州市民文化会館　２階大会議室

■テーマ：甲州市まちづくりシンポジウム

■手法：シンポジウム、パネルディスカッション

■概要：

・塩山市街地で開催

・藻谷浩介氏による基調講演

「甲州市の現状と歩むべき道」

移住者がここできちんと暮らしていける基盤を

みんなでつくれるか

・人口流出を防ぐには、環境や自然よりも人間力

・自己実現に向けて色々なツールを活用

・甲州市は自分たちでつくる・つくれるまち

■参加者：

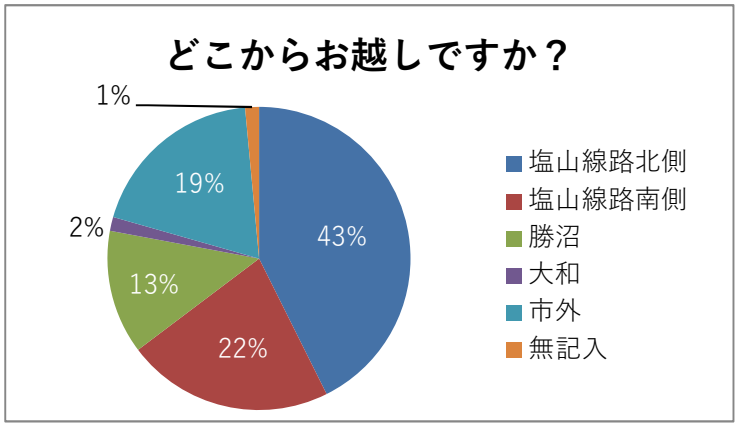

■参加者の評価・声：

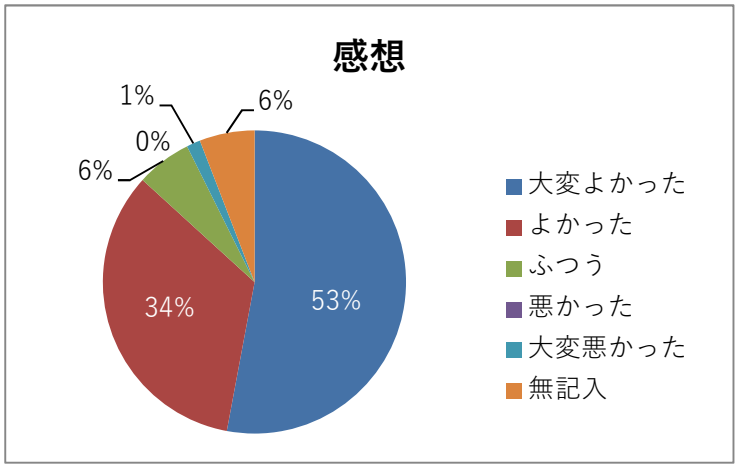

Ｑ６　甲州市の「次世代に伝えていきたいもの」とは？

歴史・文化	12
自然・景観	11
果樹・ワイン	6
住みやすさ（環境、都心への距離）	6
地域に対する愛着・誇り	5
地域のつながり	4
新たに発見・創造する力	3
農業	2
住民参加のまちづくり	1
その他	5

Ｑ７　今後、甲州市をどうしていくべきだと思いますか？

子育て・若い世代	11
市民意識、住民参加	8
人材育成	7
自然・景観	5
行政	5
情報発信、市のPR	4
歴史・文化	2
健康・福祉	1
シンポジウムに対する意見	1
その他	5

４－２景観シンポジウム・セミナー・ワークショップ

年・月	開催状況
○平成 23（2011）年　2 月	第１回　景観シンポジウム　開催
○平成 24（2012）年　3 月	第２回　景観シンポジウム　開催
○平成 25（2013）年　1～2 月	景観まちづくりワークショップ　開催
○平成 25（2013）年　3 月	第３回　景観シンポジウム　開催
○平成 28（2016）年　3 月	第１回　景観セミナー　開催
○平成 31（2019）年　3 月	第２回　景観セミナー　開催

【景観シンポジウム　開催状況】

【景観セミナー　開催状況】

４－３景観改善事業

年・月	開催状況
○平成 27（2015）年　3 月	第１回　勝沼ぶどう郷駅からの景観改善事業　実施
○平成 28（2016）年　2 月	第２回　勝沼ぶどう郷駅からの景観改善事業　実施
○平成 29（2017）年　2 月	第３回　勝沼ぶどう郷駅からの景観改善事業　実施
○平成 30（2018）年　3 月	景観改善事業　実施　塩山市街地（於曽公園周辺）
○平成 31（2019）年　3 月	景観改善事業　実施　宮光園周辺（祝橋から見える景観）

【景観改善事業（ペンキ塗り）　実施状況】

【成果】

・平成 28 年度　　第　５　回　山梨県　美しい県土づくり大賞　奨励賞

・平成 29 年度　　第２０回　グッド・ペインティング・カラー　改修部門　特別賞

４－４川ある～き

年・月	開催状況
○平成 16（2004）年　6 月	田草川調査隊　開催　　※前身となる取り組み
○平成 17（2005）年　9 月	田草川調査隊　開催
○平成 21（2009）年　8 月	田草川調査隊「川ある～き」　開催（復活）
○平成 22（2010）年　7 月	川ある～き　開催（事業化）
○平成 23（2011）年　9 月	川ある～き　開催
○平成 24（2012）年　8 月	川ある～き　開催
○平成 25（2013）年　8 月	川ある～き　開催 （助成金を活用し、俳優・中本賢氏による基調講演を実施）
○平成 26（2014）年　8 月	川ある～き　台風により中止
○平成 27（2015）年　8 月	川ある～き　開催
○平成 28（2016）年　8 月	川ある～き　開催
○平成 29（2017）年　8 月	川ある～き　開催
○平成 30（2018）年　8 月	川ある～き　開催
○令和元（2019）年　7 月	川ある～き　台風により中止

【川ある～き　実施状況】

４－５甲州市都市計画審議会

都市計画マスタープランの見直しに関する都市計画審議会の開催状況

年・月	開催状況
○令和元（2019）年　5 月	第１回　開催
○令和元（2019）年　10 月	第２回　開催
○令和元（2019）年　12 月	第３回　開催
○令和２（2020）年　2 月	第４回　開催

資料５　用語解説

【ア行】

アクセス

近づく方法、接近などの意味で主要施設への連絡、又はその手段。

ＮＰＯ

行政、企業とは別に社会的活動をする非営利の民間組織。1998 年、これに法人格を与え、活動を支援するための特定非営利活動促進法（ＮＰＯ法）が成立した。

オープンスペース

都市や敷地内で、建物のたっていない土地。住民の憩いの場や、防災上の役割を担う公園や緑地等の空地。

【カ行】

開発許可

都市計画法による、開発行為をしようとする者が受けなければならない許可のこと。許可の基準として一定の宅地水準を担保する技術水準と市街化調整区域の趣旨を担保する立地基準がある。

開発行為

主として建築物の建築または特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更。（都市計画法第 4 条第 12 項）

街区

街路に囲まれた一区画のこと。

環境基本計画

環境基本法に基づき、地方自治体が環境に関する方向を明らかにしたもの。

幹線道路

道路網のうちでも主要な骨格をなし、都市に出入りする交通及び都市の住宅地、工業地、業務地の相互間の交通を主として受け持つ道路。主要幹線道路、（都市）幹線道路、補助幹線道路に大別される。

既存ストック

これまでに整備された都市基盤施設や公共施設、建築物など。

協働

公共と民間が、目標を共有し、ともに力を合わせて活動すること。協働という概念は、アメリカのインディアナ大学の政治学教授ヴィンセント・オストロムが、1977 年著作の中で Coproduction として生まれた、これが協働と訳されたことで、日本語として定着した。近年、この協働の概念は日本の地方自治の分野で、まちづくりの取り組みに不可欠なものとして唱えられている概念のひとつである。

居住誘導区域

人口減少の中にあっても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように居住を誘導すべき区域。

景観協定

建築物、工作物等の規模、位置、色彩及び緑化などについて、市民等が自ら締結する協定で、良好な景観の形成に寄与するものと市長が認定した協定。

景観計画

景観行政団体が景観まちづくりを進める基本的な計画として、景観形成の方向に基づき、届出、勧告の基準や、景観形成上重要な公共施設の位置づけ、整備の方針等をまとめる計画。(本市は景観行政団体に位置づけられている。)

公園

市民の休息、遊戯、レクリエーションなどに供し、併せて避難場所などとして利用するために設けられた公共施設としての庭園・広場又は自然保護等を目的に定めた地域。

公共施設等総合管理計画

地方公共団体が所有する全ての公共施設等を対象に、地域の実情に応じて、総合的かつ計画的な管理を推進するための計画。

交通結節点

異なる交通手段（場合によっては同じ交通手段）を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設。移動の一連の動きの中で「つなぐ空間」と「たまる空間」の役割を有するもので、鉄道駅、バスターミナル、自由通路や階段、駅前広場やバス交通広場、歩道などの施設を指す。

交通ネットワーク

まちづくりの中でも交通機能における網目状の構成のことであり、道路などが単独ではなく、相互に有機的に結合していること。

コミュニティ

居住地域を同じくし、利害をともにする共同社会、地域社会。まちづくりでは、住民相互の

コミュニケーションが図られ、住民や家族の生活がより豊かなものへと広がった地域社会という意味合いを持っている。

コンパクト

小型で中身が充実していること。まちづくりでは、都市基盤が未整備のまま市街化が拡散する、いわゆるスプロールと反対の意味合いを持っている。

コンパクト・プラス・ネットワーク

生活サービス機能と居住を集約・誘導し、人口を集積するコンパクト化に加え、まちづくりと連携した公共交通ネットワークの再構築を進めるもの。地域の活力を維持するとともに、生活機能を確保し、住民が公共交通や徒歩などによりこれらの施設に容易にアクセスでき、安心して暮らすことのできるまちづくりの考え方。

【サ行】

里山

人々の暮らしと結びついてきた近傍の林、森、山。

親水

河川、池、湖沼など水辺の状況や規模のいかんによらず、水を主題とし、意図的に水と親しむこと。

シンポジウム

テーマを決めて広く聴衆を集め、公開討論などを行う会。一般に、基調講演の後、数人の論者（パネリスト、パネラー）が意見を述べ、互いに討論を行ったり、会場から質問を受けたりしながら進行するパネルディスカッションが行われる場合が多い。

水源かん養（すいげんかんよう）

雨水を吸収して水源を保ち、併せて河川の流量を調節すること。

スプロール

十分な都市基盤が整備されていない地域に無秩序に住宅や各種施設が立地し、市街地が拡散していくこと。

スポンジ化

都市の内部において、空き地、空き家等の低・未利用の空間が、小さな敷地単位で、時間的・空間的にランダムに、相当程度の分量で発生する現象。

【タ行】

地域地区

都市における土地利用に計画性を与え、適正な制限のもとに土地の合理的な利用を図るため定められる都市計画制度。都市計画区域内の土地を、その利用目的によって区分し、建築物などについて必要な制限を課すことにより、一体的かつ合理的な土地利用を図ろうとする地域又は地区。

小さな拠点

集落生活圏の維持に向けた、地域住民の活動・交流や生活サービス機能の集約の場。

地区計画

都市計画の一つで、良好な市街地を形成していくために、地区の道路、小公園等の宅地廻りの施設と建築物の用途、形態などを一体的に定めることのできる計画。

ＤＩＤ

人口集中地区（Densely Inhabited District）のことで、統計データに基づいて一定の基準により都市的地域を定めたもの。昭和 35 年国勢調査以来各回の調査ごとに設定されている。原則として、人口密度が 1km^2 当たり 4,000 人以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接して、それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に 5,000 人以上を有する地域。

低・未利用地

適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間に渡り利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度（利用頻度、整備水準、管理状況など）が低い「低利用地」の総称。

デマンドバス・デマンド方式

乗客の需要に応じて運行する基本路線の外に迂回路線を設定し、運行する路線バスの運行形態。「オンデマンドバス」と称する事業者もある。迂回路線上にある停留所において乗客がバスを呼ばない場合には、迂回路線を経由せずに運行する。1972 年に日本で初めて阪急バスが大阪府能勢町とその周辺の路線を対象に導入（後、1997 年 10 月に廃止）した後に全国に広がった。

特定用途制限地域

「用途地域が定められていない土地の区域」（市街化調整区域を除く。）において、良好な環境の形成又は保持のため当該地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、市が都市計画で指定し、制限すべき特定の建築物その他の工作物の用途の概要を市の条例で定めることができる都市計画制度。

都市機能

文化、教育、保健・医療、商業、業務、工業や公共サービス機能や居住機能のこと。

都市計画区域

都市計画の基本理念を達成するために、市町村の中心市街地を含み、かつ一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域として都市計画法の適用を受ける土地の範囲をいい、県が指定する。

都市計画法

都市計画の内容及びその決定手続き、都市計画制限、都市計画事業、その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする法律。

都市公園

都市計画区域において、県や市等が設置する公園又は緑地。機能的に、街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園などに分類される。

都市再生整備計画事業（旧まちづくり交付金）

都市再生特別措置法第 46 条第 1 項に基づき、市町村が都市再生整備計画を作成し、都市再生整備計画に基づき実施される事業等の費用に充当するために交付金を交付。平成 16 年度に「まちづくり交付金」制度として創設。

平成 22 年度からは、社会資本整備総合交付金に統合され、同交付金の基幹事業である都市再生整備計画事業として位置づけ。

都市施設

都市を構成する上での基本的な施設。「都市計画法」では、①道路・鉄道・駐車場等の交通施設、②公園等の公共空地、③水道・電気・ガス等の供給処理施設、④河川等の水路、⑤学校・図書館等の教育文化施設、⑥病院・保育所等の医療・社会福祉施設、⑦官公庁施設、⑧通信・防災施設等が定められている。

トレッキング

山歩きのこと。特に山頂にはこだわらずに、山の中を歩くことを目的とする。健康やレクリエーションの一つとして楽しむものである。

【ナ行】

ネットワーク

網状組織、つながりの意味。ここでは、複数の公園や道路など、施設間の連携を図ることにより、全体としては、個々で持つ能力の総和以上の効果や効率を生む体系。(network)

農業遺産（世界農業遺産、日本農業遺産）

社会や環境に適応しながら何世代にもわたり継承されてきた独自性のある伝統的な農林水産業と、それに密接に関わって育まれた文化、ランドスケープ（土地の上に農林水産業の営みを展開

し、それが呈する一つの地域的まとまり）及びシースケープ（里海であり、沿岸海域で行われる漁業や養殖業等によって形成されるもの）、農業生物多様性（食料及び農業と関わりのある生物多様性及び遺伝資源が豊富であること）などが相互に関連して一体となった、将来に受け継がれるべき重要な農林水産業システムを認定する制度。

【ハ行】

パーク＆ウォーク

通勤通学や観光等において、車と徒歩により移動する方法。

パーク＆ライド

通勤通学や観光等において、車と公共交通機関（バスや鉄道等）により移動する方法。最寄りバス停や駅の近隣駐車場まで自家用車で行き、そこから路線バスや鉄道に乗って移動する。都市中心部に向かう自家用車が減少すれば、バスの定時運行（定時性）や旅行時間の短縮（速達性）などのメリットがあり、また、車による二酸化炭素等の排出量を抑制することができる。

ハザードマップ

火山噴火や洪水、土砂災害、津波等の自然災害に対して、被害が予測される区域および避難地・避難路等が記載されている地図。

バリアフリー

障害のある人、高齢者などが社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。

風致、風致地区

都市計画において、都市の風致（おもむき、あじわい）を維持するために定める地区。樹林地、水辺などの良好な自然的要素に富んだ地域等を都市計画に基づき指定し、その風致を維持し都市環境の保全を図るため定める制度。建築物の建築、宅地の造成、立木の伐採等の行為について県又は市町村の条例により規制を行う。

保安林

水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制される。

防災公園

地方公共団体が定める「地域防災計画」に避難地等として位置づけがある都市公園。防災公園に求められる施設・設備はその機能・役割等によって異なるが、基本的には、広場・園路を有し、避難者や緊急車両のアクセスなどに対応できるスペースがあること。

【マ行】

マスタープラン

基本計画。

【ヤ行】

用途地域

行政が都市の環境を保つとともに機能的なまちづくりのために、建築できる建物の種類、用途の制限を定めた 12 種類のエリアのこと。本市においては、現在、塩山地区に指定されている。

ユネスコエコパーク（生物圏保存地区）

生物多様性の保護を目的に、ユネスコ人間と生物圏（MAB）計画（1971 年に開始した、自然及び天然資源の持続可能な利用と保護に関する科学的研究を行う政府間共同事業）の一環として 1976 年に開始。豊かな生態系を有し、地域の自然資源を活用した持続可能な経済活動を進めるモデル地域。

ユニバーサルデザイン

「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無、体格、性別、国籍などにかかわらず、できるだけ多くの人にわかりやすく、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

【ラ行】

立地適正化計画

都市計画法を中心とした従来の土地利用の計画に加えて、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、コンパクトシティ・プラス・ネットワークのまちづくりに向けた取り組みを推進するための都市全域を見渡したマスタープランとして位置づけられる市町村都市計画マスタープランの高度化版。

緑地

公園施設はほとんど設けず自然のまま、又は園路、植栽を施す程度の公共的な樹林地、草地などのこと。機能的には公園と異なるものではない。

【ワ行】

ワークショップ

まちづくりを進めるために、委員会、懇談会などの方式ばかりでなく、住民の声を直に行政に反映させ、住民が計画作業の一端を担うための方法。テーマについて参加者がアイデアを出し合い合意を形成する集まりで、誰もが自由に意見を言いやすいように工夫される。

資料６　甲州市都市計画審議会委員名簿等

甲州市都市計画審議会委員名簿

氏　名	区　分	役　職	備　考
岡村　美好	学識経験者	山梨大学大学院准教授	
大山　勲	学識経験者	山梨大学大学院教授	
市川　成人	学識経験者	公益社団法人 山梨県建設技術センター 理事長	
高畑　一幸	市議会議員	甲州市議会厚生経済常任委員会委員長	～R1.12
廣瀬　明弘			R1.12～
小林　一三	団体代表	甲州市区長会会長	
志村　功	団体代表	甲州市商工会会長	
丸田　米治郎	団体代表	甲州市農業委員会会長	
深澤　告	地域代表	元甲州市職員	
小島　一男	県関係者	山梨県峡東建設事務所所長	
芹沢　正吾		甲州市副市長	

（敬称略　順不同）

甲州市都市計画マスタープラン見直し　庁内検討幹事会、庁内検討会担当部署

課	庁内幹事会	庁内検討会
	副　市　長	
政策秘書課	政策秘書課長	政策調整担当
		地域創生推進室
総　務　課	総　務　課　長	行政・防災担当
管　財　課	管　財　課　長	営繕管理担当
市民生活課		市民生活担当
環境政策課	環境政策課長	環境政策担当
健康増進課		健康企画・地域医療担当
観光商工課	観光商工課長	観光企画・宣伝担当
		ワイン・商工担当
農林振興課	農林振興課長	果樹農林担当
建　設　課	建　設　課　長	道路整備担当
都市整備課	都市整備課長	計画指導・景観担当
上下水道課	上下水道課長	整備担当
		下水担当
生涯学習課		社会教育担当
文化財課	文化財課長	文化財保護担当
勝沼支所	勝沼支所長	市民福祉・地域担当
大和支所	大和支所長	市民福祉・地域担当
ぶどうの丘		副支配人